

企業総合補償保険 普通保険約款および特約

地震保険普通保険約款および特約

F3

ご契約者の皆様へ

このたびは、損保ジャパンの保険契約にご加入いただきまして、まことにありがとうございました。早速、保険証券をお届けします。この保険約款には、ご加入いただきました保険契約についての大切なことがらが記載されておりますので、ご一読のうえ保険証券とともに保険契約満了まで保管ください。

ご不明な点、お気付きの点がございましたら、ご遠慮なく取扱代理店または損保ジャパンまでおたずねください。損保ジャパンでは皆様の「安心」を常に考え、サービス向上に努めてまいりますので、今後ともお引き立てのほど、よろしくお願いいたします。

ご 注 意

- 地震保険をご契約になっていない場合は、地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損壊、埋没などの損害だけでなく、地震等による火災（地震等による延焼・拡大も含みます。）損害や、火災（発生原因を問いません。）が地震等によって延焼・拡大した損害についても保険金はお支払いできません。ただし、地震火災費用保険金のお支払については、「地震保険」等のご契約の有無とは関係ありません。
- 口座振替制度（初回保険料の口座振替制度を含みます。）をお申込みのお客さまへ
- 保険料は、お客さまご指定の金融機関口座から所定の振替期日に振り替えさせていただきます。振替開始月を同封の保険証券で必ずご確認ください。
- 複数の保険会社による共同保険契約を締結された場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券等の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。火災保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、地震保険については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の全額が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険期間中の物価の上昇や下落等により、ご契約いただいている保険金額が、保険の対象の価額よりも過大または過小となる場合があります。また、建物の増改築や一部取りこわし、構造・用途の変更によって、保険の対象の価額が保険金額と乖離する場合があります。保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険金額が保険価額を超えているときは、保険金のお支払いは保険価額を限度としますので、その超過分はわたとなります。また、保険金額が保険価額を下回っている場合は、損害額に対して保険金が不足することがあります。保険金額の見直しにつきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ◆このご契約には企業総合補償保険普通保険約款および特約適用規定による特約が適用されます。
- ◆保険証券の地震保険欄に保険金額の記載がある場合は、地震保険普通保険約款も適用されます。
- ◆保険証券に特約が添付されている場合は、その添付の特約も適用されます。

事故が起きた場合

事故が起きた場合、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店まで次の事項をお知らせください。

1. 証券番号
2. 事故が起きた日時・場所
3. 損害の程度
4. ご連絡先

も く じ

- 契約締結後における留意事項
- 普通保険約款および特約適用規定…………… 1～4 ページ
- 企業総合補償保険普通保険約款…………… 5～19 ページ
- 地震保険普通保険約款…………… 20～26 ページ
- 特約…………… 27～72 ページ
- 危険品級別表…………… 73～74 ページ



損害保険ジャパン株式会社

【契約締結後における留意事項】 企業総合補償保険をご契約のお客さま

ご契約後に次の変更等が発生した場合または変更をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

1. 通知事項

以下の項目について遅滞なくご連絡がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

① 次の証券記載の項目が変更となった場合

	通 知 事 項	証券に記載されている箇所
ア	保険の対象の所在地 (保険の対象を他の場所に移転するとき)	「保険の対象の所在地」欄
イ	建物の構造・用途・用法	「保険の対象およびこれを収容する建物の構造・用法・数量」欄
ウ	建築年月 (地震保険の建築年割引を適用した場合のみ)	地震保険を付帯している場合に「備考」欄に出力されていることがあります。
エ	建物内の職作業	「建物内の職業・作業」欄
オ	割増引	「割増・割引」欄

- ② ご契約いただいた時点で住居部分があった建物から、住居部分のない建物に変更になった場合
- ③ 作業規模（電力、動力、作業人員）が変更になった場合
- ④ （工場物件、倉庫物件の場合）納置する危険品級別表 ※ のＡ級、Ｂ級または特別危険品が変更になった場合
- ※危険級別表は、本冊子の末尾をご参照ください。
- ⑤ 面積が変更となった場合
- （ご注意）告知等変更特約がセットされたご契約については、上記の変更が発生する前に取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

2. 追加保険料のお支払い

ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

3. 保険の対象の譲渡

保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望されるときは、事前に取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失いますので、ご注意ください。

4. ご契約者の住所・通知先変更

保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなりますので、ご注意ください。

5. 上記以外の変更

上記以外の変更をご希望の場合は、事前に取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

6. ご通知をいただいた後のご契約の取扱い

- ① 上記１. のご連絡をいただく場合において、以下のア. またはイ. のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができないため、ご契約を解除いたしますので、ご注意ください。
- ア. 日本国外に保険の対象が移転したとき
- イ. 住居部分がなくなったとき（地震保険を付帯している場合のみ）
- ② 上記５. のご契約内容の変更等をご希望であっても、その変更の内容によっては、ご契約を継続することができない場合がありますので、ご注意ください。また、ご契約を継続できる場合でも、補償内容が変更となる場合等がありますので、詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ③ 分割払（月払）契約において、ご契約内容の変更等により、保険料が返還となる場合は、ご契約を解約し、新たなご契約を締結していただきます。なお、上記１. に基づくご通知による場合は、ご契約を継続いただける場合がありますので、詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

この保険契約に適用される普通保険約款および特約については、下記をご覧ください。

1. 企業総合補償保険普通保険約款

この保険契約には下記「保険証券面の表示等」に該当する普通保険約款が適用されます。

保 険 証 券 面 の 表 示 等	適 用 さ れ る 普 通 保 険 約 款	
	普 通 保 険 約 款 の 名 称	掲 載 頁
「保険の種類」が「企業総合補償保険」の場合	企業総合補償保険普通保険約款	5

特約の適用については、3. 特約適用規定(1)企業総合補償保険の規定をご覧ください。

2. 地震保険普通保険約款

保険証券の地震保険欄に保険金額の記載がある場合は、地震保険普通保険約款が適用されます。

保 険 証 券 面 の 表 示 等	適 用 さ れ る 普 通 保 険 約 款	
	普 通 保 険 約 款 の 名 称	掲 載 頁
地震保険欄に保険金額の記載がある場合	地震保険普通保険約款	20

特約の適用については、3. 特約適用規定(2)地震保険の規定をご覧ください。

3. 特約適用規定

この保険契約には、下記「保険証券面の表示等」に該当する特約が適用されます。（証券に添付される付属別紙のセットされる特約欄に表示される特約を含みます。）

また、保険証券にこの特約以外の特約が添付されている場合は、その添付の特約も適用されます。

(1) 企業総合補償保険

保 険 証 券 面 の 表 示 等	適 用 さ れ る 特 約		
	特約の 番 号	特 約 の 名 称	掲 載 頁
この保険契約の契約締結日が保険期間の開始日より早い場合	1	先物契約特約	27
特約欄に「集団扱」の記載がある場合	2	集団扱に関する特約	27
特約欄に「保険料長期一括払」の記載がある場合	3	保険料長期一括払特約（即時払）	28
特約欄に「保険料長期年払」の記載がある場合、または、払込方法欄に「長期年払」の記載がある場合	4	保険料長期年払特約（即時払）	28
特約欄に「冷凍（冷蔵）損害」の記載がある場合	5	冷凍（冷蔵）損害補償特約	29
補償種目欄に借家人賠償責任特約の保険金額の記載がある場合	6	借家人賠償責任特約	29
保険料払込方法欄に「分割〇〇回払」、「口座振替〇〇回払」のいずれかの記載がある場合	7	保険料分割払特約（即時払）	32
特約欄に「保険料分割払（大口）」の記載がある場合	8	保険料分割払特約（即時払・大口）	33
保険の対象が賃貸借契約または使用貸借契約に基づき被保険者以外の者が占有する建物であり、かつ、特約欄に「代位求償権不行使」の記載がない場合	9	代位求償権不行使特約	34
特約欄に「代位求償権不行使」の記載がある場合	V R	代位求償権不行使特約（企業総合補償用）	34
保険の対象が鑑賞用植物である場合	10	植物特約	34

保 険 証 券 面 の 表 示 等	適 用 さ れ る 特 約		
	特約の 番 号	特 約 の 名 称	掲載頁
保険の対象が飼育または愛玩用動物である場合	11	動物特約	34
保険の対象にネオンサイン装置、広告灯等の電飾電球が含まれる場合	12	フィラメント風災・雷災危険対象外特約	34
特約欄に「地震危険補償」の記載があり、かつ、「地震危険補償（支払限度額方式）」の記載がない場合	13	地震危険補償特約	34
特約欄に「地震危険補償（縮小支払）」の記載がある場合	14	地震危険補償特約（縮小支払）	35
特約欄に「地震危険補償（支払限度額方式）」の記載がある場合	15	地震危険補償特約（支払限度額方式）	36
特約欄に「火災通知保険特約（第3方式）」の記載がある場合	16	火災通知保険特約（第3方式）（企業総合補償用）	37
特約欄に「火災保険総括契約特約」の記載がある場合	17	火災保険総括契約に関する特約	38
特約欄に「初回口振」の記載がある場合	18	初回保険料の口座振替に関する特約	39
特約欄に「クレジットカード保険料支払」の記載がある場合	19	クレジットカードによる保険料支払に関する特約	39
特約欄に「テロ危険および情報のみ損害対象外」の記載がある場合	20	テロ危険および情報のみ損害対象外特約	40
特約欄に「共同保険特約」の記載がある場合	21	共同保険特約	40
特約欄に「告知等変更」の記載がある場合	V 3	告知等変更特約（企業総合補償用）	40
特約欄に「特殊包括」の記載がある場合	V 4	特殊包括契約に関する特約（企業総合補償用）	42
特約欄に「商品特殊包括」の記載がある場合	V 5	商品・製品等に関する特約（特殊包括契約に関する特約（企業総合補償用）用）	44
特約欄に「複数敷地内特殊包括」の記載がある場合	V 6	複数敷地内特殊包括契約に関する特約（企業総合補償用）	45
特約欄に「商品複数敷地内特殊包括」の記載がある場合	V 7	商品・製品等に関する特約（複数敷地内特殊包括契約に関する特約（企業総合補償用）用）	47
特約欄に「免責フランチャイズ」の記載がある場合	V 8	免責金額特約（フランチャイズ方式）	48
特約欄に「時価」の記載がある場合	V 9	保険金支払方法の変更に関する特約（時価払）（財物補償条項）	48
特約欄に「実損払」の記載がある場合	V A	付保割合条件付実損払特約	49
特約欄に「電気付帯設備」の記載がある場合	V B	電氣的・機械的事故範囲限定補償特約（建物付帯設備・屋外ユーティリティ設備包括）（財物補償条項）	49
特約欄に「電気受配電」の記載がある場合	V C	電氣的・機械的事故範囲限定補償特約（工場内受配電設備包括）（財物補償条項）	50
特約欄に「電気ユーティリティ」の記載がある場合	V D	電氣的・機械的事故範囲限定補償特約（工場内ユーティリティ設備包括）（財物補償条項）	50
特約欄に「冷凍損害」の記載がある場合	V E	冷凍損害補償特約（財物補償条項）	51
特約欄に「情報メディア」の記載がある場合	V F	情報メディア等損害補償特約	51
特約欄に「借家賠総合」の記載がある場合	6	借家人賠償責任特約	29
	V G	借家人賠償責任総合補償追加特約（企業総合補償用）	53
特約欄に「借家賠総合包括」の記載がある場合	V H	借家人賠償責任総合補償追加特約包括契約に関する特約	55
特約欄に「休業損失拡張補償」の記載がある場合	V K	休業損失拡張補償特約	55
特約欄に「食中毒・感染症補償」の記載がある場合	V L	食中毒・感染症補償特約（休業損失補償条項）	57

保 険 証 券 面 の 表 示 等	適 用 さ れ る 特 約		
	特約の 番 号	特 約 の 名 称	掲載頁
特約欄に「ネットワーク中断補償」の記載がある場合	V M	ネットワーク中断補償特約（休業損失補償条項）	58
特約欄に「仕入れ品の納品遅延損害補償」の記載がある場合	V N	仕入れ品の納品遅延損害補償特約（休業損失補償条項）	59
特約欄に「店舗賠償責任」の記載がある場合	V O	店舗賠償責任特約（企業総合補償用）	60
特約欄に「水災危険限定補償」の記載がある場合	V Q	水災危険限定補償特約	62
特約欄に「保険料精算追加（直近会計）」の記載がある場合	V S	保険料の精算に関する追加特約（直近会計年度用）	63
特約欄に「保険料精算追加（直近月末）」の記載がある場合	V T	保険料の精算に関する追加特約（直近月末用）	63
特約欄に「賃貸料補償」の記載がある場合	V X	賃貸料補償特約（企業総合補償用）	63
特約欄に「臨時費用保険金支払拡大（30%・500万）」または「臨時費用拡大（30%・500万）」の記載がある場合	V W	臨時費用保険金支払拡大特約（30%・500万円）	64
特約欄に「てん補終期」の記載がある場合	W 0	てん補期間の終期に関する特約（費用・利益補償条項）	65
特約欄に「保険料精算」の記載がある場合	W 1	保険料の精算に関する特約（費用・利益補償条項）	65
特約欄に「損失査定」の記載がある場合	W 2	損失の査定に関する特約（費用・利益補償条項）	65
特約欄に「敷地外ユーティリティ対象外」の記載がある場合	W 3	敷地外ユーティリティ対象外特約（費用・利益補償条項）	65
特約欄に「利益電気付帯設備」の記載がある場合	W 4	電氣的・機械的事故範囲限定補償特約（建物付帯設備・屋外ユーティリティ設備包括）（費用・利益補償条項）	65
特約欄に「利益電気受配電」の記載がある場合	W 5	電氣的・機械的事故範囲限定補償特約（工場内受配電設備包括）（費用・利益補償条項）	66
特約欄に「利益電気ユーティリティ」の記載がある場合	W 6	電氣的・機械的事故範囲限定補償特約（工場内ユーティリティ設備包括）（費用・利益補償条項）	67
特約欄に「敷地外物件補償特約（費用利益）」の記載がある場合	W 8	敷地外物件補償特約（費用・利益補償条項）	67
特約欄に「修理危険補償特約（費用利益）」の記載がある場合	W 9	修理危険補償特約（費用・利益補償条項）	68
特約欄に「食中毒特定感染症利益補償（費用利益）」の記載がある場合	W B	食中毒・特定感染症利益補償特約（費用・利益補償条項）	68
特約欄に「保険金縮小払（費用利益）」の記載がある場合	W C	保険金の縮小払に関する特約（費用・利益補償条項）	69
特約欄に「詐欺・横領補償特約（費用利益）」の記載がある場合	W D	詐欺・横領危険補償特約（費用・利益補償条項）	69
特約欄に「約定てん補期間」の記載がある場合	W E	約定てん補期間に関する特約（費用・利益補償条項）	69
特約欄に「保険金縮小払（食中毒）（費用利益）」の記載がある場合	W F	保険金の縮小払に関する特約（食中毒・特定感染症利益補償特約用）	70
特約欄に「破壊危険補償特約（費用利益）」の記載がある場合	W H	破壊行為危険補償特約（費用・利益補償条項）	70
特約欄に「サイバー攻撃等対象外」の記載がある場合	Y W	サイバー攻撃等対象外特約（企業総合補償用）	70
特約欄に「残存物の再利用・再資源化」の記載がある場合	Y X	残存物の再利用・再資源化に関する特約	70
特約欄に「提携業者の紹介」の記載がある場合	Y Y	提携業者の紹介に関する特約	71

(2) 地震保険

保 険 証 券 面 の 表 示 等	適 用 さ れ る 特 約		
	特約の 番 号	特 約 の 名 称	掲載頁
この保険契約の契約締結日が保険期間の開始日より早い場合	22	先物契約特約（地震保険）	71
特約欄に「集団扱」の記載がある場合	2	集団扱に関する特約	27
保険料払込方法欄に「分割〇〇回払」「口座振替〇〇回払」のいずれかの記載がある場合	7	保険料分割払特約（即時払）	32
特約欄に「初回口振」の記載がある場合	18	初回保険料の口座振替に関する特約	39
特約欄に「クレジットカード保険料支払」の記載がある場合	19	クレジットカードによる保険料支払に関する特約	39
特約欄に「自動継続（地震）」の記載がある場合	23	自動継続特約（地震保険）	71
特約欄に「長期保険料払込（地震）」の記載がある場合	24	長期保険保険料払込特約（地震保険用）	71
特約欄に「共同保険特約」の記載がある場合	21	共同保険特約	40

企業総合補償保険普通保険約款

<用語の定義（五十音順）>

企業総合補償保険普通保険約款および特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。ただし、別途定義がある場合は、その定義によります。

(1) 共通事項

用 語	定 義
いっ 溢水	水が ^{あふ} 溢れることをいいます。
汚損	財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
機械的事故	偶然な外来の事故に直接起因しない、機械の稼働に伴って発生した機械的事故をいいます。
給排水設備	スプリンクラー設備・装置を含みます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。
雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または ^{なだれ} 雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
損害	損害には、消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。ただし、次のいずれかに該当する場合は損害とみなしません。 ① ウィルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはこれらの疑いがある場合 ② 第1章財物補償条項第1条（保険金を支払う場合）、第2章費用・利益補償条項第1条（保険金を支払う場合）または第3章休業損失補償条項第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生し、その復旧作業を行った後に、保険の対象の機能に著しい支障をきたさない臭気が残存する場合 ③ 第1章財物補償条項第1条（保険金を支払う場合）、第2章費用・利益補償条項第1条（保険金を支払う場合）または第3章休業損失補償条項第1条（保険金を支払う場合）の事故の発生により、日常生活または通常の業務に伴う臭気と同程度の臭気が残存する場合
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。
他の保険契約等	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または建物以外のものについて締結された第1章財物補償条項第1条（保険金を支払う場合）の損害もしくは費用、第2章費用・利益補償条項第1条（保険金を支払う場合）の利益損失もしくは営業継続費用または第3章休業損失補償条項第1条（保険金を支払う場合）の損失を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
電気的事故	偶然な外来の事故に直接起因しない、電気の作用に伴って発生した電気的事故をいいます。

盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なるい程度の実質を備える状態にある者を含みます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
風災	台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮を除きます。
暴動	群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(2) 第1章財物補償条項に関する事項

用 語	定 義
一般物件	倉庫物件、住宅物件、工場物件以外のものをいいます。
工場物件	次の①から③までに掲げる工場敷地内に所在する物件をいいます。 ① 下記②および③以外のもので次のア、からウ、までのいずれかに該当する工場 ア、工業上の作業に使用する動力の合計が50kW以上の設備を有するもの イ、工業上の作業に使用する電力の合計が100kW以上の設備を有するもの ウ、作業人員が常時50人以上のもの ② 熱供給事業者が事業用として占有する熱発生所 ③ 下記ア、からウ、までのいずれかに該当する電力施設 ア、電気事業者または鉄道事業者が事業用として占有する発電所、変電所または開閉所 イ、自らの工業上の作業に使用され、かつ、独立の敷地内を形成した発電所でその最大出力が100kW以上のもの ウ、自らの工業上の作業に使用され、かつ、独立の敷地内を形成した発電所で、その設備容量（注）が100kVA以上のもの （注） 設備容量 主要変圧器の定格容量の合計をいいます。
再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
住宅物件	次の①から③までに掲げるものおよびその収容動産をいいます。 ① 独立住宅 ② 長屋造建物で、各戸室のすべてが単に住居のみに使用されているもの ③ 共同住宅で、各戸室のすべてが単に住居のみに使用されているもの
倉庫物件	次の①から③までに掲げる物件をいいます。 ① 倉庫業者（倉庫業者および協同組合をいいます。以下同様とします。）が管理する保管貨物 ② 倉庫業者が占有する倉庫建物または保管用屋外タンク・サイロ。ただし、工場物件の敷地内に所在するものを除きます。 ③ 倉庫業者が占有する特殊物件。ただし、工場物件の敷地内に所在するものを除きます。

特殊物件	次の①から④までに掲げる物件をいいます。 ① クレーン、エレベーター、デリック、スタッカ、ホイスト、コンベア、配管等の荷扱用設備・装置 ② ラック、メザニン、パレット、すのこ、台木、手押車等の倉庫建物内で使用される荷扱用具、器材 ③ フォークリフト、けん引車、被けん引車等の荷扱用車両 ④ 機械、設備・装置、器具、工具、什器、備品等の倉庫建物内の保管貨物以外の動産
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいい、再調達価額により定めます。 ただし、保険の対象が商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物および副資材の場合は、仕入価額または原価等のその保険の対象の性質または状況に応じた価額とし、第1章財物補償条項第3条（保険の対象の範囲）(2)の④に掲げる物（1個または1組の価額が30万円を超えるか否かを問いません。）は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

(3) 第2章費用・利益補償条項に関する事項

用 語	定 義
営業継続費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために復旧期間内に生じた追加費用（必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分をいいます。以下同様とします。）をいい、同期間内に支出を免れた費用がある場合はその額を差し引いた額とします。ただし、次の①から③までのいずれかに掲げる費用は追加費用に含まないものとします。 ① 事故の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用 ② 第2章費用・利益補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の事故により損害を受けた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために要する一切の費用。ただし、この費用のうち、復旧期間を短縮するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分は、それによって軽減できた追加費用の額を限度として、追加費用に含めるものとします。 ③ 一時使用のために取得した物件の復旧期間終了時における時価部分
営業収益	「売上高」または「生産高」のいずれかの基準によって定める営業上の収益をいいます。
営業損失	営業費用から営業収益を差し引いた額をいいます。
営業費用	売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等営業に要する費用をいいます。
営業利益	営業収益が営業費用を上回った場合の営業収益から営業費用を差し引いた額をいいます。
経常費	事故の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要するすべての費用をいいます。

敷地外ユーティリティ設備	次の①から⑤までに該当する事業者の占有する電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給設備または電信・電話の中継設備およびこれらに接続している配管または配線であつた①から⑤までのいずれかに該当する事業者の占有するものをいいます。ただし、日本国内に所在するものにかぎります。 ① 電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める電気事業者 ② ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定めるガス事業者 ③ 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に定める熱供給事業者 ④ 水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）に定める工業用水道事業者 ⑤ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める電気通信事業者
収益減少額	標準営業収益からてん補期間中の営業収益を差し引いた額をいいます。
収益減少防止費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するためにてん補期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。ただし、第1章財物補償条項で支払われる修理付帯費用保険金の金額は控除します。
喪失利益	事故が生じた結果、保険証券記載のてん補期間内に営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、経常費および事故がなかったならば計上することができた営業利益の額をいいます。
建物等	建物または構築物をいいます。構築物とは土地に定着する建物以外の建造物や工作物等をいいます。
てん補期間	保険金支払の対象となる期間であつて、事故が発生した時に始まり、その事故の営業に対する影響が消滅した状態に、営業収益が復した時または営業収益が復したと認められる時のいずれか早い時に終わります。ただし、12か月を限度とします。
標準営業収益	事故発生直前12か月のうちてん補期間または復旧期間に相当する期間の営業収益をいいます。
復旧期間	保険金支払の対象となる期間であつて、事故が発生した時に始まり、次の①または②のいずれかに該当した時に終わります。ただし、いかなる場合も12か月を超えないものとします。 ① 事故が第2章費用・利益補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の事由である場合には、損害を受けた保険の対象が復旧された時。ただし、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。 ② 事故が第2章費用・利益補償条項第1条(2)の事由である場合には、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または電信・電話の中継の中断または阻害が終了した時
利益損失	喪失利益および収益減少防止費用をいいます。
利益率	直近の会計年度（1か年間）において、次の算式により得られた割合をいいます。 $\text{利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{経常費}}{\text{営業収益}}$ ただし、同期間中に営業損失が生じた場合は、次の算式により得られた割合とします。 $\text{利益率} = \frac{\text{経常費} - \text{営業損失}}{\text{営業収益}}$

(4) 第3章休業損失補償条項に関する事項

用 語	定 義
粗利益	売上高から商品仕入高および原材料費（注）を差し引いた残高をいいます。 （注） 商品仕入高および原材料費 期首棚卸高を加え、期末棚卸高を差し引きます。

売上減少高	事故直前12か月のうち復旧期間に相当する期間の売上高から復旧期間内の売上高を差し引いた残額をいいます。
休業日数	復旧期間内の休業日数（注）をいいます。ただし、一部休業の場合は、復旧期間内の売上減少高等を考慮して被保険者との協議の上、公正に休業日数の調整を行うものとします。 （注） 復旧期間内の休業日数 定休日を除きます。
経常費	事故の有無にかかわらず営業を継続するために支出する費用をいいます。
敷地外ユーティリティ設備	次の①から⑤までに該当する事業者の占有する電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給設備または電信・電話の中継設備およびこれらに接続している配管または配線で次の①から⑤までのいずれかに該当する事業者の占有するものをいいます。ただし、日本国内に所在するものにかぎります。 ① 電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める電気事業者 ② ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定めるガス事業者 ③ 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に定める熱供給事業者 ④ 水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）に定める工業用水道事業者 ⑤ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める電気通信事業者
支払限度率	最近の会計年度（1か年間）の粗利益の額にその10%を加算して得た額の同期間内の売上高に対する割合をいいます。
損失	保険の対象が第3章休業損失補償条項第1条（保険金を支払う場合）①から⑤までのいずれかに該当する事故により損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
建物等	建物または構築物をいいます。構築物とは土地に定着する建物以外の建造物や工作物等をいいます。
復旧期間	保険金支払の対象となる期間であって、保険の対象が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時までを要した期間をいいます。ただし、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとし、かつ、いかなる場合も、保険証券に記載された約定復旧期間を超えないものとします。

第1章 財物補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、次の①から⑨までに掲げる事故のうち、保険証券記載の事故の区分欄に「○」の記載がある事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この章および第4章基本条項に従い、損害保険金を支払います。（「×」の記載がある事故は補償対象外です。）

＜補償内容：財物＞

	事故の区分	損害保険金を支払う場合
①	火災	火災によって保険の対象が損害を受けた場合
②	落雷	落雷によって保険の対象が損害を受けた場合
③	破裂・爆発	破裂または爆発によって保険の対象が損害を受けた場合
④	風災・雹災・雪災	風災、雹災または雪災（注1）によって保険の対象が損害（風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分（注2）が風災、雹災または雪災（注1）のいずれかによって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた損害にかぎります。）を受け、その損害の額が20万円以上となった場合（保険証券にその旨の記載がある場合にかぎります。）。この場合において、損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて一括して行うものとし、別表1に掲げる物の損害の額は除きます。

⑤	水災	水災によって保険の対象が損害を受けた場合
⑥	電気的事故または機械的事故	電気的事故または機械的事故によって保険の対象が損害を受けた場合
⑦	ア. 車両・航空機の衝突	次のいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害を受けた場合 ㊦ 車両またはその積載物の衝突もしくは接触 ㊧ 航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下
	イ. 水濡れ	次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れによって保険の対象が損害を受けた場合。ただし、④または⑤の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。 ㊦ 給排水設備に生じた事故 ㊧ 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故
	ウ. 騒擾	騒擾およびこれに類似の集団行動（群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態にあって、暴動に至らないものをいいます。）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象が損害を受けた場合
⑧	ア. 外部からの物体の落下、飛来	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって保険の対象が損害を受けた場合。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは④、⑤もしくは⑦のア. の事故による損害を除きます。
	イ. 盗難	盗難によって保険の対象が盗取、損傷または汚損等の損害を受けた場合
⑨	上記①から⑧以外の不測かつ突発的な事故	上記①から⑧以外の不測かつ突発的な事故によって保険の対象が損害を受けた場合

(2) 当社は、設備・什器等が保険の対象である場合において、保険証券に記載の設備・什器等が収容されている建物内における業務用の通貨または預貯金証書の盗難によって損害が生じたときは、その損害に対して損害保険金を支払います。

ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次の①および②の事実があったことを条件とします。

① 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。

② 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。

(3) 当社は、次の①から⑤までに掲げる費用保険金のうち、保険証券記載の費用の区分欄に「○」の記載がある費用保険金について、この章および第4章基本条項に従い支払います。（「×」の記載がある費用保険金については、支払いません。）

＜費用保険金一覧表＞

	費用保険金	費用保険金を支払う場合
①	臨時費用保険金	(1)の損害保険金が支払われる場合
②	残存物取片づけ費用保険金	(1)の損害保険金が支払われる場合において、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。）が生じたとき。

③	修理付帯費用保険金	保険証券記載の事故の区分欄に「〇」の記載がある事故によって保険の対象に損害が生じた結果、損害を受けた保険の対象の復旧にあたり次のア. からキ. までのいずれかに該当する費用（居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。）が発生したとき。 ア. 損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用（被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合に、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費を除きます。以下イ. において同様とします。） イ. 保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。 ウ. 損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。 エ. 損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。 オ. 損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用（敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。以下オ. およびカ. において同様とします。）。 カ. 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用（保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。）および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用 キ. 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用
④	失火見舞費用保険金	次に掲げるア. の事故によってイ. の損害が生じた場合 ア. 保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者（保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。以下イ. において同様とします。）の所有物で被保険者以外の者が占有する部分（区分所有建物の共用部分を含みます。）から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。 イ. 第三者の所有物（動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する場所にあるものにかぎります。）の滅失、損傷または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。
⑤	地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のア. からウ. までのいずれかに該当する場合（この場合においては、次条(2)の②の規定は適用しません。）。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が屋外設備・装置（門、塀および垣を除きます。以下⑤において同様とします。）であるときは1基（主体となる屋外設備・装置およびこれと機能上分離できない関連付属の屋外設備・装置については、これらの全体を1基とみなします。以下⑥において同様とします。）ごとに、保険の対象が動産であるときはこれを収容する建物またはこれを収容する屋外設備・装置1基ごとにそれぞれ行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。 ア. 保険の対象が建物である場合には、その建物が半焼以上となったとき（建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の保険価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。以下ウ. において同様とします。）。 イ. 保険の対象が屋外設備・装置である場合には、火災による損害の額が、その屋外設備・装置の保険価額の50%以上となったとき。 ウ. 保険の対象が動産である場合には、その動産を収容する建物が半焼以上となったときまたはその動産を収容する屋外設備・装置の火災による損害の額が、その屋外設備・装置の保険価額の50%以上となったとき。

（注1） 雪災

雪災による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが第4章基本条項第23条（保険金の支払時期）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、同章第19条（事故等の通知）および同章第20条（損害防止義務および損害防止費用）の規定に基づく義務を負うものとします。第4条（保険金の支払額）における免責金額および支払限度額の適用においても同様に取り扱います。

（注2） 建物または屋外設備・装置の外側の部分
建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 次のいずれかに該当する事由
- ア. 保険の対象が野積み動産（注1）以外の動産である場合において、その保険の対象が収容される保険証券記載の建物または屋外設備・装置の外にある間に生じた事故
- イ. 保険の対象が野積み動産（注1）である場合において、保険証券記載の保険の対象の所在地の敷地内に所在しないとときは建物または屋外設備・装置内に収容されているときに生じた事故
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由によって生じた損害（これらの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合であっても同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。ただし、前条(3)の⑤は除きます。
 - ③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ④ 直接であると間接であるとを問わず、次のア. からオ. までのいずれかに該当するもの

- (これらを内蔵したものを含み、被保険者のものであるか否かを問いません。))の一部または全部が西暦1999年以降の日付または時刻を正しく認識、処理、区別、解釈または受入できないことに関連する作動不能、誤作動または不具合(これらのおそれが生じたことを含みます。)。ただし、前条(1)の⑥の事故以外は除きます。
- ア、コンピュータおよびその周辺機器
- イ、ソフトウェア(プログラム、アプリケーションソフト、オペレーティングシステムおよびデータその他これらに類するものをいいます。)
- ウ、コンピュータネットワーク
- エ、マイクロプロセッサ等の集積回路
- オ、ア、からエ、までのいずれかに類する機器または部品
- (3) 当会社は、前条(1)の⑥から⑨までの事故が発生した場合において、次の①から⑭までのいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共機関の公権力の行使により生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合は除きます。
 - ② 保険の対象の置き忘れ(保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。)、紛失または廃棄によって生じた損害
 - ③ 詐欺または横領によって生じた損害
 - ④ 万引きその他不法侵入によらない盗難損害。ただし、暴行または脅迫行為を伴う場合は除きます。
 - ⑤ 検品、棚卸しの際に発見された数量の不足による損害(不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます。)
 - ⑥ 保険の対象の受渡しの上の過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害
 - ⑦ 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害(注2)
 - ⑧ 保険の対象である楽器に生じた絃(ピアノ線を含みます。))の切断または打楽器の打皮の破損(保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。))および音色または音質の変化の損害
 - ⑨ 保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合における、保険の対象の汚染、異物の混入、純度の低下、変質、固化、化学変化、品質低下、目減りおよび分離・復元が不可能もしくは困難となる等の損害
 - ⑩ 電力の停止または異常な供給により、保険の対象のうち商品・製品等(商品、製品、半製品、仕掛品、原料、材料、副産物および副資材等をいいます。))のみに生じた損害
 - ⑪ 取付上の欠陥によって取付けた日からその日を含めて7日以内に生じたガラスの損害
 - ⑫ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の業務に従事中の使用人の破壊行為による損害
 - ⑬ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為による損害
 - ⑭ 保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥については除きます。
 - ⑮ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化(注3)(保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラスケールを含みます。))または性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食いその他類似の事由に起因してその部分に生じた損害
 - ⑯ 保険の対象に対する修理・清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
 - ⑰ 加工または製造中の動産の加工または製造に起因して生じた損害(加工または製造に使用された機械、設備・装置等の停止による損害を含みます。)
 - ⑱ 次条(2)の③の規定により保険証券に明記された保険の対象に含まれる通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類するものの盗取によって生じた損害。ただし、前条(2)の規定により損害保険金を支払う場合を除きます。
 - ⑲ 次条(2)の④の規定により保険証券に明記された保険の対象に含まれる貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(希少価値または美術的価値のある古道具・古美術品その他これらに類するものをいいます。以下この章において同様とします。)、彫刻物その他の美術品の盗取によって生じた損害
 - ⑳ 保険の対象である美術品の修理等に伴う価値の下落(格落)による損害
 - ㉑ 前条(1)の①から⑨までのいずれかに該当する事故の際における保険の対象の紛失または盗取による損害
 - ㉒ 土地の沈下、隆起、移動、振動その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害
 - ㉓ 真空管・ブラウン管・電球等の管球類に単独に生じた損害。ただし、保険の対象の他の

- 部分と同時に損害を被った場合を除きます。
- ㉔ 放射性物質もしくは放射性物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による損害。
 - ㉕ 保険の対象の納入者が、被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害
 - ㉖ 保険の対象である建設、土木、探鉱、採鉱、採石または砕石作業の用に供する機械の潤滑油、燃料等の運転用資材、工具類、キャタピラ、ブーム、ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ホース類、ハンマー部分、フォーク・ドリル、バケット、ショベル等の刃またはために相当する部分および、コンシング、チューブ等の消耗品または消耗材に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
 - ㉗ 保管場所の営業時間外において、金庫(注4)外に保管中の宝石・貴金属等について生じた盗難による損害
 - ㉘ 保険の対象となるボイラに生じた圧かい、膨出、電裂による損害
 - ㉙ 保険の対象の使用または管理を委託された者または被保険者と同居の親族が被保険者に保険金を取得させる目的をもって故意に行った行為によって生じた損害
 - ㉚ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの法定代理人を含みます。))の使用人もしくは同居の親族が単独で、もしくは被保険者と共謀して行った窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他の不誠実行為によって生じた損害
- (4) 当会社は、保険の対象である冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止によって起こった温度変化のために生じた損害(注5)に対しては、その損害の原因がこの保険契約で保険金を支払うべき事故であるか否かを問わず、保険金を支払いません。ただし、保険の対象である冷凍・冷蔵物が工場物件でない場合は、その損害の原因が前条(1)の⑥から⑨までの事故であるときに限りします。
- (5) 当会社は、保険の対象である車両(注6)について、屋外において生じた損害に対しては、その原因がこの保険契約で保険金を支払うべき事故であるか否かを問わず、保険金を支払いません。ただし、保険の対象である車両(注6)が屋外にある場合でも、保険証券記載の敷地内にある間に、この保険契約で保険金を支払うべき事故(注7)によって生じた損害に対しては、保険金を支払います。
- (6) 当会社は、別表1に掲げる物について生じた第1条(保険金を支払う場合)(1)④に規定する事故の損害に対しては、保険金を支払いません。
- (注1) 野積み動産
屋外にある動産をいいます。
- (注2) その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
保険の対象が建物または屋外設備・装置の場合は、機能の喪失または低下を伴わない雨樋や塀のゆがみ等を含みます。
- (注3) 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化
保険の対象が建物または屋外設備・装置の場合は、屋根材等のずれや釘のゆるみ、浮き上がり等を含みます。
- (注4) 金庫
耐火定置式のものを行い、手揚げ金庫等の可動式のものを除きます。
- (注5) 温度変化のために生じた損害
この保険契約により保険金を支払うべき事故によって保険の対象である冷凍・冷蔵物が直接被った損害を除きます。
- (注6) 車両
建物内に収容される商品および製品を除きます。
- (注7) この保険契約で保険金を支払うべき事故
保険の対象の車両の衝突、追突、接触、転覆、脱線、墜落、架線障害または電氣的事故もしくは機械的事故を除きます。
- ### 第3条(保険の対象の範囲)
- (1) この章における保険の対象は、日本国内に所在する保険証券記載の建物、屋外設備・装置または動産とします。
- (2) 次の①から⑦までに掲げる物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
- ① 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
 - ② 自動車
 - ③ 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
 - ④ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ⑤ 稿本、設計書、図案、雛形、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑥ 建物外に施設された煙突、煙道、コンクリート水槽
 - ⑦ 軌道、護岸、棧橋、防波堤その他の土木構築物

- (3) 建物が保険の対象である場合には、次の①から③までに掲げる物のうち、被保険者の所有するものは、特別の約定がない限り、保険の対象に含まれます。
- ① 畳、建具その他これらに類する物
- ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベータ、リフト等の設備のうち建物に付加したものの
- ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したものの

第4条（保険金の支払額）

- (1) 当会社が第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定め、損害の額から別表2に記載の免責金額を差し引いた金額（注1）を損害保険金の額とします。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、損害の額は、保険価額を限度とし、次の算式（注2）によって算出した額とします。

修理費 － 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額

- (2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、(1)の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険価額を限度とします。
- (3) 保険金額が保険価額と同額である場合またはこれを超える場合は、当会社は、保険価額を限度として、(1)および(2)の規定による損害保険金の額を損害保険金として支払います。ただし、損害保険金の額が別表2に記載の支払限度額を上回る場合には、その支払限度額を損害保険金の額とします。
- (4) 保険金額が保険価額より低い場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。ただし、損害保険金の額が別表2に記載の支払限度額を上回る場合には、その支払限度額を損害保険金の額とします。

(1)および(2)の規定による損害保険金の額 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$ = 損害保険金の額

- (5) 当会社が、第1条（保険金を支払う場合）(2)の損害保険金として支払うべき損害の額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、下表の金額を限度とします。

事故の種類	支払限度額
業務用通貨の盗難	30万円
業務用預貯金証書の盗難	300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額

- (6) 当会社が、第1条（保険金を支払う場合）(3)の費用保険金として支払うべき額は次の①から⑤までによって算出します。

費用保険金	支払うべき費用保険金の額
① 臨時費用保険金	第1条の損害保険金の10%に相当する額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。
② 残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額を支払います。ただし、損害保険金の10%に相当する額を限度とします。
③ 修理付帯費用保険金	当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な修理付帯費用の額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額（保険金額が保険価額を超えるときは、保険価額とし、また、被保険者が2名以上あるときは、それぞれの被保険者に属する保険契約の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。）に30%を乗じて得た額または5,000万円のいずれか低い額を限度とします。
④ 失火見舞費用保険金	被災世帯（第1条(3)の④イ.の損害が生じた世帯または法人をいいます。以下同様とします。）の数に1被災世帯あたり支払額20万円を乗じて得た額を支払います。ただし、1回の事故につき、同条(3)の④ア.の事故が生じた敷地内に所在する保険の対象の保険金額（保険金額が保険価額を超えるときは、保険価額とし、また、被保険者が2名以上あるときは、それぞれの被保険者に属する保険契約の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。）の20%に相当する額を限度とします。

⑤ 地震火災費用保険金	次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故（72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。）につき、1敷地内ごとに次のア.またはイ.に掲げる額を限度とします。 ア. 一般物件、住宅物件または倉庫物件については、300万円 イ. 工場物件については、2,000万円 $\text{保険金額（保険金額が保険価額を超える場合は保険価額とします。）} \times \frac{\text{支払割合（5\%）}}{\text{地震火災費用保険金の額}}$
-------------	---

- (注1) 損害の額から別表2に記載の免責金額を差し引いた金額
保険証券に縮小割合の記載がある場合は、「損害の額から別表2に記載の免責金額を差し引いた金額に保険証券記載の縮小割合を乗じた金額」と読み替えます。

- (注2) 次の算式
損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えるときと認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに別表3に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

区 分	保険金の支払額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	別表3に掲げる支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

- (2) 保険の対象について再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定がない前条までの規定による保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合には、当会社は、(1)の規定にかかわらず、(1)の②の規定を適用します。
- (3) (1)または(2)の場合において、第1条（保険金を支払う場合）(3)の①の臨時費用保険金および同条(3)の②の残存物取片づけ費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、同条(1)の損害保険金の額は、(1)または(2)の規定を適用して算出した額とします。
- (4) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)または(2)の規定をおのおの別に適用します。

第6条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合においては、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれ保険の対象に対する保険金額とみなし、第4条（保険金の支払額）(3)、(4)および(6)の⑤の規定をおのおの別に適用します。

第2章 費用・利益補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、次の①から⑨に掲げる事故のうち、保険証券記載の事故の区分欄に「○」の記載がある事故によって保険の対象に生じた損害により、営業が休止または阻害されたために生じた利益損失、および保険の対象が損害を受けたことにより生じた営業継続費用に対して、この章および第4章基本条項に従い、保険金を支払います。（「×」の記載がある事故は補償対象外です。）

<補償内容：費用・利益>

	事故の区分	保険金を支払う場合
①	火災	火災によって保険の対象が損害を受けた場合
②	落雷	落雷によって保険の対象が損害を受けた場合
③	破裂・爆発	破裂または爆発によって保険の対象が損害を受けた場合

④	風災・雹災・雪災	風災、雹災または雪災によって保険の対象が損害（風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分（注）が風災、雹災または雪災のいずれかによって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた損害にかぎります。）を受けた場合
⑤	水災	水災によって保険の対象が損害を受けた場合
⑥	電気的事故または機械的事故	電気的事故または機械的事故によって保険の対象が損害を受けた場合
⑦	ア. 車両・航空機の衝突	次のいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害を受けた場合 ㊦ 車両またはその積載物の衝突もしくは接触 ㊧ 航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下
	イ. 水濡れ	次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れによって保険の対象が損害を受けた場合。ただし、④または⑤の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。 ㊦ 給排水設備に生じた事故 ㊧ 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故
	ウ. 騒擾	騒擾およびこれに類似の集団行動（群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穩が害される状態または被害を生ずる状態にあって、暴動に至らないものをいいます。）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象が損害を受けた場合
⑧	ア. 外部からの物体の落下、飛来	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって保険の対象が損害を受けた場合。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは④、⑤もしくは⑦のア. の事故による損害を除きます。
	イ. 盗難	盗難によって保険の対象が盗取、損傷または汚損等の損害を受けた場合
⑨	上記①から⑧以外の不測かつ突発的な事故	上記①から⑧以外の不測かつ突発的な事故によって保険の対象が損害を受けた場合

(2) 当社は、不測かつ突発的な事故に起因して保険の対象と配管または配線により接続している敷地外ユーティリティ設備が損害を受け、その機能が停止または阻害されたことにより、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または電信・電話の中継が中断または阻害されたために生じた利益損失または営業継続費用に対しても、保険金を支払います。
（注） 建物または屋外設備・装置の外側の部分
建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、次の①または②のいずれかに該当する事由によって生じた利益損失または営業継続費用に対しても、保険金を支払いません。
① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
(2) 当社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由によって生じた利益損失または営業継続費用（これらの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた利益損失または営業継続費用、および発生原因がわからない場合でも事故がこれらの事由によって延

焼または拡大して生じた利益損失または営業継続費用を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。
① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故
④ 直接であると同接であるを問わず、次のア. からオ. までのいずれかに該当するもの（これらに内蔵したものを含み、被保険者のものであるか否かを問いません。）の一部または全部が西暦1999年以降の日付または時刻を正しく認識、処理、区別、解釈または受入できないことに関連する作動不能、誤作動または不具合（これらのおそれが生じたことを含みます。）。ただし、前条(1)の⑥の事故以外は除きます。
ア. コンピュータおよびその周辺機器
イ. ソフトウエア（プログラム、アプリケーションソフト、オペレーティングシステムおよびデータその他これらに類するものをいいます。）
ウ. コンピュータネットワーク
エ. マイクロプロセッサ等の集積回路
オ. ア. からエ. までのいずれかに類する機器または部品
(3) 当社は、次の①または②のいずれかに該当する事由によって生じた利益損失または営業継続費用に対しても、保険金を支払いません。
① 国または公共機関による法令等の規制
② 保険の対象および敷地外ユーティリティ設備の復旧または営業の継続に対する妨害
(4) 当社は、(1)から(3)までに掲げる事由によって生じた利益損失または営業継続費用のほか、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた前条(2)の事故による利益損失または営業継続費用に対しても、保険金を支払いません。
① 敷地外ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
② 賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断
③ 労働争議
④ 脅迫行為
⑤ 水源の汚染、漏水または水不足
⑥ 敷地外ユーティリティ設備の自然の消耗もしくは劣化に起因してその部分に生じた損害
(5) 当社は、(1)から(4)までに掲げる事由によって生じた利益損失または営業継続費用のほか、前条(1)の⑥から⑥までの事故が発生した場合において、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた利益損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。
① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共機関の公権力の行使により生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置となされた場合は除きます。
② 保険の対象の置き忘れ（保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。）、紛失または廃棄によって生じた損害
③ 詐欺または横領によって生じた損害
④ 万引きその他不法侵入によらない盗難損害。ただし、暴行または脅迫行為を伴う場合は除きます。
⑤ 検品、梱卸しの際に発見された数量の不足による損害（不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます。）
⑥ 保険の対象の受渡しの際の過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害
⑦ 保険の対象である楽器に生じた絃（ピアノ線を含みます。）の切断または打楽器の打皮の破損（保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。）および音色または音質の変化の損害
⑧ 保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合における、保険の対象の汚染、異物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化、品質低下、目減りおよび分離・復元が不可能もしくは困難となる等の損害
⑨ 電力の停止または異常な供給により、保険の対象のうち商品・製品等（商品、製品、半製品、仕掛品、原料、材料、副産物および副資材等をいいます。）のみに生じた損害。ただし、電力の停止または異常な供給が1時間未満の場合にかぎります。
⑩ 取付上の欠陥によって取付けた日からその日を含めて7日以内に生じたガラスの損害
⑪ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の業務に従事中の使用人の破壊行為による損害
⑫ 保険の対象の欠陥により生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥により生じた損害については除きます。
⑬ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（注1）（保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラスケールを含みます。）

- または性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発燃、ねずみ食い、虫食いその他類似の事由に起因してその部分に生じた損害
- ⑭ 保険の対象に対する修理、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ⑮ 加工または製造中の動産の加工または製造に起因して生じた損害（加工または製造に使用された機械・設備・装置等の停止による損害を含みます。）
- ⑯ 次条(3)の②の規定により保険証券に明記された保険の対象に含まれる通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類するものの盗取によって生じた損害
- ⑰ 次条(3)の③の規定により保険証券に明記された保険の対象に含まれる貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董（希少価値または美術的価値のある古道具・古美術品その他これらに類するものをいいます。以下この章において同様とします。）、彫刻物その他の美術品の盗取によって生じた損害
- ⑱ 保険の対象である美術品の修理等に伴う価値の下落（格落）による損害
- ⑲ 前条(1)の①から⑨までのいずれかに該当する事故の際における保険の対象の紛失または盗取による損害
- ⑳ 土地の沈下、隆起、移動、振動その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害
- ㉑ 真空管・ブラウン管・電球等の管球類に単独に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
- ㉒ 放射性物質もしくは放射性物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれら特性による損害
- ㉓ 保険の対象の納入者が、被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害
- ㉔ 保険の対象である建設、土木、探鉱、採鉱、採石または砕石作業の用に供する機械の潤滑油、燃料等の運転用資材、工具類、キャタピラ、ブーム、ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ホース類、ハンマー部分、フォーク・ドリル、バケット、ショベル等の刃またはつめに相当する部分および、ケーシング、チューブ等の消耗品または消耗材に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
- ㉕ 保管場所の営業時間外において、金庫（注2）外に保管中の宝石・貴金属等について生じた盗難による損害
- ㉖ 保険の対象となるボイラに生じた圧かい、膨出、亀裂による損害
- ㉗ 保険の対象の使用または管理を委託された者または被保険者と同居の親族が被保険者に保険金を取得させる目的をもって故意に行った行為によって生じた損害
- ㉘ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの法定代理人を含みます。）の使用人もしくは同居の親族が単独で、もしくは第三者と共謀して行った窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他の不誠実行為によって生じた損害
- (6) 当会社は、保険の対象である冷凍・冷蔵物が、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止によって起こった温度変化のために生じた損害（注3）を受けた結果生じた利益損失または営業継続費用に対しては、その損害の原因がこの保険契約で保険金を支払うべき事故であるときと否を問わず、保険金を支払いません。ただし、保険の対象である冷凍・冷蔵物が工場物件でない場合は、その損害の原因が前条(1)の⑥から⑨までの事故であるときにかぎります。
- (7) 当会社は、保険の対象である車両（注4）が屋外において損害を受けた結果生じた利益損失または営業継続費用に対しては、この保険契約で保険金を支払うべき事故であるときと否を問わず、保険金を支払いません。ただし、保険の対象である車両（注4）が屋外にある場合でも、保険証券記載の敷地内にある間に、この保険契約で保険金を支払うべき事故（注5）で損害を受けた結果生じた利益損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払います。
- (注1) 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化
 保険の対象が建物または屋外設備・装置の場合は、屋根材等のずれや釘のゆるみ、浮き上がり等を含みます。
- (注2) 金庫
 耐火定置式のものをいい、手提げ金庫等の可動式のものを除きます。
- (注3) 温度変化のために生じた損害
 この保険契約により保険金を支払うべき事故によって保険の対象である冷凍・冷蔵物が直接被った損害を除きます。
- (注4) 車両
 建物内に収容される商品および製品を除きます。
- (注5) この保険契約で保険金を支払うべき事故
 保険の対象の車両の衝突、追突、接触、転覆、脱線、墜落、架線障害または電氣的事故もしくは機械的事故を除きます。

第3条（保険の対象の範囲）

- (1) この章における保険の対象は、次の①および②のとおりとします。

- ① 保険証券記載の被保険者の敷地内に所在する建物等

- ② ①の敷地内に所在する被保険者の占有する物件
- (2) 次の①から③までに掲げる物は、保険の対象に含まれるものとします。
- ① 保険証券記載の建物等のうち、他人（被保険者以外の者をいいます。）が占有する部分
- ② 保険証券記載の建物等と隣接するアーケード（屋根おおいのある通路およびその屋根おおいをいいます。以下同様とします。）またはそのアーケードに面する建物等
- ③ 保険証券記載の建物等へ通じる袋小路およびそれに面する建物等
- (3) 次の①から⑥までに掲げる物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
- ① 自動車
- ② 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
- ③ 貴金属、宝玉石および宝飾ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ④ 稿本、設計書、図案、雛形、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- ⑤ 建物外に施設された煙突、煙道、コンクリート水槽
- ⑥ 軌道、護岸、棧橋、防波堤その他の土木構築物

第4条（保険金の支払額）

- (1) 当会社が第1条（保険金を支払う場合）により支払うべき保険金の額は、次の①から④までの規定に従って算出した保険金の額から⑤および⑥の額を差し引いた額とします。ただし、その額が別表2に記載の支払限度額を上回る場合には、その支払限度額を保険金の額とします。

- ① 喪失利益保険金については、保険証券記載の保険金額を限度として、次の算式により得られた額を支払います。

$$\text{喪失利益保険金} = \text{収益減少額} \times \text{約定てん補率} - \frac{\text{支出を免れた経常費}}{\text{利益率}} \times \frac{\text{約定てん補率}}{\text{利益率}}$$

- ② 収益減少防止費用保険金については、次の算式により得られた額を支払います。ただし、その費用の支出によって減少することを免れた営業収益に約定てん補率を乗じて得られた額を限度とします。

$$\text{収益減少防止費用保険金} = \text{収益減少防止費用} \times \frac{\text{約定てん補率}}{\text{利益率}}$$

- ③ ①および②の場合において、約定てん補率が利益率より大きいときは、「約定てん補率」とあるを「利益率」と読み替えて、①および②の規定を適用します。

- ④ 営業継続費用保険金については、次の算式により得られた額を支払います。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\text{営業継続費用} = \text{営業継続費用の額} - \text{このア. またはイ. の保険金が支払われる場合は、これらの保険金によって支払われる額の合計額}$$

ア. 収益減少防止費用保険金

イ. 第1章財物補償条項で支払われる修理付帯費用保険金

- ⑤ 別表2に記載の免責金額
- ⑥ 喪失利益保険金および収益減少防止費用保険金については、別表2に記載の免責時間中に発生した利益損失の額

- (2) 営業につき次の①または②のいずれかに該当する特殊な事情がある場合は、当会社は、利益損失の査定にあたり、被保険者との協議による合意に基づき標準営業収益および利益率につき公正な調整を行うものとします。

- ① てん補期間が1か月に満たない場合等、標準営業収益からてん補期間中の営業収益を差し引いた額を収益減少額とすることが適当でない場合
- ② 事業買収、事業売却等により事故発生直前12か月の営業収益を基準として標準営業収益を定めることが適当でない場合、または直近の会計年度（1か年間）の営業収益を基準として利益率を定めることが適当でない場合

- (3) 保険料が営業収益等によって定められている場合は、保険金を支払うときにおいて、保険契約者または被保険者が保険契約の締結または変更にあたり申告した保険証券記載の営業収益等が、申告すべき実際の営業収益等の額に不足していたときは、当会社は、その不足する割合により、削減して保険金を支払います。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに別表3に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

区 分	保険金の支払額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	別表３に掲げる支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) 利益損失または営業継続費用が２種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による利益損失または営業継続費用について、(1)の規定をおのおの別に適用します。

第３章 休業損失補償条項

第１条（保険金を支払う場合）

当会社は、次の①から⑨までのいずれかに該当する事故によって保険の対象に生じた損害により、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、この章および第４章基本条項に従い、保険金を支払います。

＜補償内容：休業損失＞

事故の区分	保険金を支払う場合
① 火災	火災によって保険の対象が損害を受けた場合
② 落雷	落雷によって保険の対象が損害を受けた場合
③ 破裂・爆発	破裂または爆発によって保険の対象が損害を受けた場合
④ 風災・雹災・雪災	風災、雹災または雪災によって保険の対象が損害（風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分（注）が風災、雹災または雪災のいずれかによって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた損害にかぎります。）を受けた場合
⑤ 水災	水災によって保険の対象が損害を受けた場合
⑥ 外部からの物体の落下、飛来	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって保険の対象が損害を受けた場合。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、爆煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは④もしくは⑤の事故による損害を除きます。
⑦ 水濡れ	次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れによって保険の対象が損害を受けた場合。ただし、④または⑤の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。 ア．給排水設備に生じた事故 イ．被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故
⑧ 騒擾	騒擾およびこれに類似の集団行動（群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態にあって、暴動に至らないものをいいます。）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象が損害を受けた場合
⑨ 盗難	盗難によって保険の対象が盗取、損傷または汚損等の損害を受けた場合

（注） 建物または屋外設備・装置の外側の部分
建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。

第２条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次の①から⑨までのいずれかに該当する事由による損害を受けた結果生じた損失に対しては、保険金を支払いません。

- 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、そ

の者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

- 保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業。ただし、これらの作業によって前条の事故が生じた場合を除きます。
- 保険契約者または被保険者が所有（注１）もしくは運転（注２）する車両またはその積載物の衝突または接触
- 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- 前条①から⑨までの事故の際における保険の対象の紛失または盗難
- 万引きその他保険の対象の収容場所に不法に侵入しなかった者により行われた盗難。ただし、その者が暴行または脅迫した場合を除きます。
- 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する事由による損害（これらの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）を受けた結果生じた損失に対しては、保険金を支払いません。
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する事由によって生じた損失に対しては、保険金を支払いません。
 - 国または公共機関による法令等の規制
 - 保険の対象の復旧または営業の継続に対する妨害
- 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する損害を受けた結果生じた損失に対しては、前条の事故による場合を除き、保険金を支払いません。
 - 電気的事故による炭化または溶融の損害
 - 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
 - 亀裂、変形その他これらに類似の損害
- 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する損害および次の①から③までのいずれかによって生じた損害（前条の事故が生じた場合は、次の①から③までのいずれかに該当する損害にかぎります。）を受けた結果生じた損失に対しては、保険金を支払いません。
 - 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
 - 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（注３）（保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗または劣化を含みます。）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
 - ねずみ食い、虫食い等
- 当会社は、保険の対象である冷凍・冷蔵物が、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止によって起こった温度変化のために生じた損害（注４）を受けた結果生じた損失に対しては、その損害の原因がこの保険契約で保険金を支払うべき事故であるかと否を問わず、保険金を支払いません。ただし、保険の対象である冷凍・冷蔵物が工場物件でない場合は、その損害の原因が前条(1)の⑥から⑨までの事故であるときにかぎります。
 - （注１） 所有
所有権留保条項付売買契約により購入した場合および１年以上を期間とする賃貸契約により借り入れた場合を含みます。なお、「所有権留保条項付売買契約」とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
- （注２） 運転
保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。
- （注３） 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化
保険の対象が建物または屋外設備・装置の場合は、屋根材等のずれや釘のゆるみ、浮き上がり等を含みます。
- （注４） 温度変化のために生じた損害
この保険契約により保険金を支払うべき事故によって保険の対象である冷凍・冷蔵物が直接被災した損害を除きます。

第３条（保険の対象の範囲）

(1) この章における保険の対象は、日本国内に所在する、保険証券記載の建物等およびこれら

- の所在する敷地内にある被保険者の占有する物件とします。
- (2) 次の①から③までに掲げる物は、この章における保険の対象に含まれません。
- ① 自動車
 - ② 有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
 - ③ 稿本、設計書、図案、鋳型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- (3) 次の①から③までに掲げる物は、この章における保険の対象に含まれるものとする。
- ① 保険証券記載の建物等のうち、他人が占有する部分
 - ② 保険証券記載の建物等に隣接するアーケード（注）またはそのアーケード（注）に面する建物等
 - ③ 保険証券記載の建物等へ通じる袋小路およびそれに面する建物等
- (4) 保険証券記載の建物等と配管または配線により接続している敷地外ユーティリティ設備は、この章における保険の対象に含まれるものとする。
- (注) アーケード
屋根おおいのある通路およびその屋根おおいをいいます。

第4条（保険金の支払額）

- (1) 当会社が支払うべき保険金の額は、1回の事故について、次の①および②によって算出した額の合計額とします。
- ① 保険金額に休業日数を乗じて得た額。ただし、復旧期間内の売上減少高に支払限度率を乗じて得た額から復旧期間内に支払を免れた経常費等の費用を差し引いた残額を限度とします。
 - ② 休業日数短縮費用（注）の額。ただし、休業日数短縮費用（注）の支出によって減少させることができた休業日数に保険金額を乗じて得た額を限度とします。
- (2) 営業につき次の①または②のいずれかに該当する特殊な事情がある場合は、当社は、損失の査定にあたり、被保険者との協議による合意に基づき売上減少高および支払限度率につき公正な調整を行うものとします。
- ① 事故直前12か月のうち復旧期間に該当する期間の売上高から復旧期間内の売上高を差し引いた残額を売上減少高とすることが適当でない場合
 - ② 事業買収、事業売却等により事故直前12か月のうち復旧期間に該当する期間の売上高を基準として復旧期間内の売上高を定めることが適当でない場合、または最近の会計年度（1か年間）の粗利益を基準として支払限度率を定めることが適当でない場合
- (3) 第1条（保険金を支払う場合）④または⑤の事故により損害を受けた結果生じた損失に対して保険金を支払う場合には、復旧期間から、その事故の発生した日を含む最初の1日間（保険証券にこれと異なる日数の記載がある場合は、その日数とします。）を控除した残りの日数内の休業日数により(1)の規定に従い、保険金を算出するものとする。
- (4) 第1条（保険金を支払う場合）の事故により前条(4)の保険の対象が損害を受けた結果生じた損失に対して保険金を支払う場合には、復旧期間から、その事故の発生した日を含む最初の1日間（保険証券にこれと異なる日数の記載がある場合は、その日数とします。）を差し引いた残りの日数内の休業日数により(1)の規定に従い、保険金を算出するものとする。
- (注) 休業日数短縮費用

休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用をいい、損害を受けた保険の対象を復旧するために通常要する費用および第4章基本条項第20条（損害防止義務および損害防止費用）(2)に規定する費用を含みます。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれ支払責任額の合計額が、損失額（前条(1)の①ただし書に規定する支払限度額と同条(1)の②に規定する休業日数短縮費用との合計額をいいます。以下同様とします。）を超えるときは、当社は、次の①または②のいずれかに定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損失額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) 損失が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損失について、(1)の規定をおのの別に応用します。

第4章 基本条項

第1条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。

- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領収前に生じた事故等（注1）による損害等（注2）に対しては、保険金を支払いません。

- (注1) 事故等
次のア、からウ、までのものをいいます。以下この章において同様とします。
- ア、第1章財物補償条項第1条（保険金を支払う場合）の事故
- イ、第2章費用・利益補償条項第1条（保険金を支払う場合）の事故
- ウ、第3章休業損失補償条項第1条（保険金を支払う場合）の事故
- (注2) 損害等
次のア、からウ、までのものをいいます。以下この章において同様とします。
- ア、第1章財物補償条項第1条（保険金を支払う場合）の損害（各種費用保険金を含みます。）
- イ、第2章費用・利益補償条項第1条（保険金を支払う場合）の利益損失および営業継続費用
- ウ、第3章休業損失補償条項第1条（保険金を支払う場合）の損失

第2条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険（損害等の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合はそれは事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、事故等による損害等の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)の規定による解除が事故等による損害等の発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した事故等による損害等については適用しません。

第3条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次の①から③までのいずれかに該当する事実が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社への通知は必要ありません。
- ① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。
 - ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
 - ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実にかぎります。）が発生したこと。
- (2) (1)の事実の発生によって危険増加（告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。）が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合は適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が事故等による損害等の発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除が

- なされた時までに発生した事故等による損害等に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した事故等による損害等については適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。）を超えることとなった場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7) (6)の規定による解除が事故等による損害等の発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故等による損害等に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第4条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第5条（保険の対象または営業権の譲渡）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象または営業権を譲渡する場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象または営業権の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象または営業権の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合は、第8条（保険契約の失効）(1)および(2)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象または営業権が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第6条（保険の対象の調査および資料の閲覧）

- 当会社は、いつでも次の①から③までの事項を求めることができます。
- ① 保険の対象またはこれを収容する建物もしくは敷地内を調査すること
 - ② 帳簿その他の書類を閲覧すること
 - ③ 保険料が営業収益等によって定められている場合は、当会社に、営業収益を確認するために必要な資料を提出すること

第7条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第8条（保険契約の失効）

- (1) 保険契約締結の後、次の①または②のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に、第1章財物補償条項の規定は効力を失います。
- ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第26条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
 - ② 保険の対象が譲渡された場合
- (2) 保険契約締結の後、次の①または②のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に、第2章費用・利益補償条項および第3章休業損失補償条項の規定は効力を失います。
- ① 被保険者が営業を廃止した場合
 - ② 被保険者が営業を譲渡した場合
- (3) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて(1)および(2)の規定を適用します。

第9条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第10条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合は、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合は、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第11条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することが

できます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第12条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社へのこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のア、からオ、までのいずれかに該当すること。
ア、反社会的勢力（暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下同様とします。）に該当すると認められること。
イ、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
ウ、反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
エ、法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
オ、その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、被保険者が(1)の③ア、からオ、までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。）を解除することができます。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が事故等による損害等の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)の①から④までまたは(2)の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故等による損害等に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)の③ア、からオ、までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)の③ア、からオ、までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害等については適用しません。

第13条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 次の①から③までの場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、下表の規定に従い、算出した額を返還または請求します。

区 分	保険料の返還または請求
① 第2条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求します。
② 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合	ア、変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、危険の減少が生じた時以降の期間（注1）に対し、次の算式により算出した額を返還します。 $\text{変更前の保険料と変更後の保険料の差額} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数（注2）}}{\text{保険期間月数（注2）}} \right)$ イ、変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、危険増加が生じた時以降の期間（注3）に対し、次の算式により算出した額を請求します。 $\text{変更後の保険料と変更前の保険料の差額} \times \frac{\text{未経過月数（注2）}}{\text{保険期間月数（注2）}}$

③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合	ア、変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。 $\text{変更前の保険料と変更後の保険料の差額} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数（注2）}}{\text{保険期間月数（注2）}} \right)$ イ、変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 $\text{変更後の保険料と変更前の保険料の差額} \times \frac{\text{未経過月数（注2）}}{\text{保険期間月数（注2）}}$
---	--

- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にすぎます。）、は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (1)の①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) (3)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故等による損害等については適用しません。
- (5) (1)の③の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故等による損害等に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
- (注1) 危険の減少が生じた時以降の期間
保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。
- (注2) 月数
1か月に満たない期間は1か月とします。
- (注3) 危険増加が生じた時以降の期間
保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加が生じた時以降の期間をいいます。

第15条（保険料の返還—無効または失効の場合）

- (1) 第7条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合は、当会社は、次の算式により算出した額を返還します。

$$\text{この保険契約が失効となった日の契約内容に基づき計算した保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数（注）}}{\text{保険期間月数（注）}} \right)$$

(注) 月数
1か月に満たない期間は1か月とします。

第16条（保険料の返還—取消しの場合）

- 第9条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合は、当会社は、保険料を返還しません。

第17条（保険料の返還—保険金額の調整の場合）

- (1) 第10条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合は、当会社は、保険契約締結時^{契約の}を通じて、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 第10条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合は、当会社は、減額する保険金額に対して、第14条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)の③ア、に定める算式により算出した額を返還します。

第18条（保険料の返還—解除の場合）

- (1) 第2条（告知義務）(2)、第3条（通知義務）(2)もしくは(6)、第12条（重大事由による解除）(1)もしくは(2)または第14条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、次の算式により算出した額を返還します。
- $$\text{この保険契約が解除された日の契約内容に基づき計算した保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数（注）}}{\text{保険期間月数（注）}} \right)$$
- (2) 第11条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合も、(1)の規定によることとします。
- (注) 月数
1か月に満たない期間は1か月とします。

第19条（事故等の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害等が生じたことを知った場合は、損害等の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- (2) 保険の対象について損害等が生じた場合は、当会社は、事故等が生じた建物もしくは敷地内を調査すること、それらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することまたは被保険者の保管する帳簿その他の書類を閲覧することができま。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第20条（損害防止義務および損害防止費用）

- (1) 保険契約者または被保険者は、この保険契約によって保険金を支払うべき事故等が発生したことを知った場合は、損害等の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者が、第1章財物補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の①から③までの事故による損害または拡大の防止のために必要または有益な費用を支払ったときは、この保険契約に適用される普通保険約款または特約の規定により保険金が支払われないとき（免責金額または第3章休業損失補償条項第4条（保険金の支払額）(3)もしくは(4)において控除する日数を差し引くことにより保険金が支払われない場合を除きます。）を除き、当会社は、次の①から③までに掲げる費用にかぎり、これを負担します。ただし、第1章財物補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の①から③までの事故の場合は、保険金額（保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。）から損害保険金の額を差し引いた残額を限度とします。
- ① 消火活動のために消費した消火薬剤等の再取得費用
- ② 消火活動に使用したことにより損傷した物(消火活動に従事した者の着用物を含みます。)の修理費用または再取得費用
- ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用（人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。）
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、下表の額を損害等の額とみなします。

区 分	金 額
① 損害の額（財物補償）	次の算式によって算出した額 第1章財物補償条項第1条 損害の発生または拡大（保険金を支払う場合）の — を防止することができ = 損害の額 事故による損害の額 だと認められる額
② 損害の額(費用・利益補償)	次の算式によって算出した額 第2章費用・利益補償条項 損害の発生または拡大 第1条（保険金を支払う場 — を防止することができ = 損害の額 合）の事故による損害の額 だと認められる額
③ 損害の額（休業損失補償）	次の算式によって算出した額 第3章休業損失補償条項第1条 損害の発生または拡大 1条（保険金を支払う場合） — を防止することができ = 損害の額 の事故による損害の額 だと認められる額

- (4) 第1章財物補償条項第4条（保険金の支払額）(4)、同章第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)および同章第6条（包括して契約した場合の保険金の支払額）ならびに第3章休業損失補償条項第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第1章財物補償条項第5条(1)の規定中「別表3に掲げる支払限度額」、第3章休業損失補償条項第5条の規定中「損失額」とあるのは「第4章基本条項第20条（損害防止義務および損害防止費用）(2)によって当会社が負担する費用の額」と読み替えるものとしします。

第21条（残存物）

- (1) 当会社が第1章財物補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当会社が第1章財物補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、同章第4条（保険金の支払額）(2)の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。

- (3) 保険の対象が盗取された場合において、当会社が第1章財物補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額（第1章財物補償条項第4条（損害保険金の支払額）(2)の費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。）を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

第22条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の①から③までのいずれかの時から、それぞれ発生し、これを行行使すことができるものとします。

保険金の種類	保険金請求権の発生時期
① 第1章財物補償条項にかかる保険金	第1章財物補償条項第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時
② 第2章費用・利益補償条項にかかる保険金	ア. 利益損失については、てん補期間が終了した時 イ. 営業継続費用については、被保険者が負担すべき費用の額が確定した時
③ 第3章休業損失補償条項にかかる保険金	復旧期間が終了した時。ただし、復旧期間が1か月を超えた場合において、被保険者が内払を請求するときは、毎月末に保険金請求権を行行使すことができるものとします。

- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険金の種類ごとに下表の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

保険金の種類	書類または証拠
① 第1章財物補償条項にかかる保険金	ア. 保険金の請求書 イ. 保険証券 ウ. 損害見積書 エ. 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類 オ. その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
② 第2章費用・利益補償条項にかかる保険金	ア. 保険金の請求書 イ. 保険証券 ウ. 損失見積書 エ. 保険の対象の盗難による利益損失または営業継続費用の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類 オ. その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
③ 第3章休業損失補償条項にかかる保険金	ア. 保険金の請求書 イ. 保険証券 ウ. 損失見積書 エ. 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類 オ. その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 当会社は、事故等の内容または損害等の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類に事実と異なることを記載した場合
- ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類または証拠を偽造し

または変造した場合

第23条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、被保険者が前条(2)の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故等の原因、事故等発生の状況、損害等発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害等の額（保険価額を含みます。）および事故等と損害等との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害等について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から④までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次の①から④までに掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日まで、に、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
- ② (1)の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

第24条（時効）

保険金請求権は、第22条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第25条（代位）

- (1) 損害等が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害等に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転する等は、次の①または②の額を限度とします。
- ① 当会社が損害等の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害等の額を差し引いた額
- (2) (1)の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第26条（保険金支払後の保険契約）

- (1) 第1章財物補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額（保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。）の80％に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
- (2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。
- (3) (1)の規定により、保険契約が終了した場合は、当会社は保険料を返還しません。
- (4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合は、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

第27条（保険契約の継続）

- (1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合（新たに保険契約申込書を用い

ることなく、従前の保険契約と保険の対象、保険金額、補償内容が同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合は、当会社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができるものとします。）に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第2条（告知義務）の規定を適用します。

(2) 第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

第28条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第29条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第30条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1（第1章財物補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)、同章第2条（保険金を支払わない場合）(6)関係）

① 仮設の建物（年間の使用期間が3か月以下のものに限ります。）およびこれに収容される動産
② ゴルフネット（ポールを含みます。）
③ 建築中の屋外設備・装置
④ 栈橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置
⑤ 海上に所在する建物およびこれに収容される動産ならびに設備・装置
⑥ 屋外にある原料、材料、仕掛品、半製品、製品、商品、副産物および副資材
⑦ 第1章財物補償条項第3条（保険の対象の範囲）(2)の②に規定する自動車

別表2（第1章財物補償条項第4条（保険金の支払額）、第2章費用・利益補償条項第4条（保険金の支払額）関係）

<第1章財物補償条項>

【支払限度額】

第1章財物補償条項	第1条損害保険金
第1条(1)の①（火災）	保険証券記載のとおり （ただし、保険証券に記載のない場合は、主契約の保険金額と同じ。）
第1条(1)の②（落雷）	
第1条(1)の③（破裂または爆発）	
第1条(1)の④（風災、 ^{ひょう} 雹災または雪災）	
第1条(1)の⑤（水災）	
第1条(1)の⑥（電気的事故または機械的事故）	
第1条(1)の⑦（車両・航空機の衝突）（水濡れ）（ ^{じょう} 騒擾）	
第1条(1)の⑧（外部からの物体の落下、飛来）（盗難）	
第1条(1)の⑨（上記①から⑧以外の不測かつ突発的な事故）	

(注) 支払限度額を共有するおのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合において、それぞれの保険の対象に損害が生じ、支払うべき保険金の額の合計額が支払限度額を超えるときは、特に定めのないかぎり、支払限度額をそれぞれの保険の対象の損害額で比例配分した額をもって、それぞれの保険の対象における保険金の額とします。

【免責金額】

第1章財物補償条項	第1条損害保険金
第1条(1)の①（火災）	保険証券記載のとおり （ただし、保険証券に記載のない場合は、免責金額はゼロ。）
第1条(1)の②（落雷）	
第1条(1)の③（破裂または爆発）	
第1条(1)の④（風災、 ^{ひょう} 雹災または雪災）	
第1条(1)の⑤（水災）	
第1条(1)の⑥（電気的事故または機械的事故）	
第1条(1)の⑦（車両・航空機の衝突）（水濡れ）（ ^{じょう} 騒擾）	
第1条(1)の⑧（外部からの物体の落下、飛来）（盗難）	
第1条(1)の⑨（上記①から⑧以外の不測かつ突発的な事故）	

(注) 免責金額を共有するおのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合においてそれぞれの保険の対象に損害が生じたときは、特に定めのないかぎり、免責金額をそれぞれの保険の対象の損害額で比例配分した額をもって、それぞれに適用される免責金額とします。

<第2章費用・利益補償条項>

【支払限度額】

第2章費用・利益補償条項	第1条 喪失利益保険金・収益 減少防止費用保険金	第1条 営業継続費用保険金
第1条(1)の①（火災）	保険証券記載のとおり （ただし、保険証券に記載のない場合は、主契約の保険金額と同じ。）	保険証券記載のとおり （保険証券に記載のない場合は、主契約の保険金額に同じ。） ただし、保険証券にてん補型の記載がある場合は、主契約の保険金額に下表のてん補型ごとの復旧期間に対応する支払限度割合を乗じて得た額
第1条(1)の②（落雷）		
第1条(1)の③（破裂または爆発）		
第1条(1)の④（風災、 ^{ひょう} 雹災または雪災）		
第1条(1)の⑤（水災）		
第1条(1)の⑥（電気的事故または機械的事故）		
第1条(1)の⑦（車両・航空機の衝突）（水濡れ）（ ^{じょう} 騒擾）		
第1条(1)の⑧（外部からの物体の落下、飛来）（盗難）		
第1条(1)の⑨（上記①から⑧以外の不測かつ突発的な事故）		
第1条(2)		

表

復旧期間 てん補型	1か月以下	1か月超 2か月以下	2か月超 3か月以下	3か月超 4か月以下	4か月超 5か月以下
I型	40%	80%	100%		
II型	35%	70%	100%		
III型	30%	60%	90%	100%	
IV型	25%	50%	75%	100%	
V型	20%	40%	60%	80%	100%
VI型	100%				

【免責金額・免責時間】

第2章費用・利益補償条項	第1条 喪失利益保険金・収益 減少防止費用保険金	第1条 営業継続費用保険金
第1条(1)の①（火災）	保険証券記載のとおり （ただし、保険証券に 記載のない場合は、免 責金額・免責時間とも なし。）	保険証券記載のとおり （ただし、保険証券に 記載のない場合は、免 責金額はゼロ。）
第1条(1)の②（落雷）		
第1条(1)の③（破裂または爆発）		
第1条(1)の④（風災、 ^{ひょう} 雹災または雪災）		
第1条(1)の⑤（水災）		
第1条(1)の⑥（電気的事故または機械的事 故）		
第1条(1)の⑦（車両・航空機の衝突）（水 濡れ）（ ^{じょう} 騒擾）		
第1条(1)の⑧（外部からの物体の落下、飛 来）（盗難）		
第1条(1)の⑨（上記①から⑧以外の不測か つ突発的な事故）		
第1条(2)		

(注)
＊この表は事故種別ごと・保険金種類ごとに適用される支払限度額と免責金額・免責時間を表
示したものです。
＊免責時間は事故の発生した日の午前零時から起算するものとします。
＊事故種別は、企業総合補償保険普通保険約款の条項で表示しており、（ ）で表示された事
故は主な事故を参考までに例示したものです。

別表3

他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類		支払限度額
1	第1章財物補償条項第1条（保険金を支払う場合） (1)の①から⑨までの損害保険金		損害の額から免責金額（他の保険 契約等に免責金額の適用がある場 合は最も低い免責金額）を差し引 いた額
2	第1章財物補償条 項第1条（保険金 を支払う場合）(2) の損害保険金	業務用の通貨	1回の事故につき、1敷地内ごと に30万円（他の保険契約等に、限 度額が30万円を超えるものがある 場合は、これらの限度額のうち最 も高い額）または損害の額のいず れか低い額
		業務用の預貯金証書	1回の事故につき、1敷地内ごと に300万円（他の保険契約等に、 限度額が300万円を超えるもの がある場合は、これらの限度額 のうち最も高い額）または損害の額の いずれか低い額
3	第1章財物補償条項第1条（保険金を支払う場合） (3)の①の臨時費用保険金		1回の事故につき、1敷地内ごと に100万円（他の保険契約等に、 限度額100万円を超えるもの がある場合は、これらの限度額 のうち最も高い額）
4	第1章財物補償条項第1条（保険金を支払う場合） (3)の②の残存物取片づけ費用保険金		残存物取片づけ費用の額

5	第1章財物補償条項第1条（保険金を支払う場合） (3)の③の修理付帯費用保険金		1回の事故につき、1敷地内ごと に5,000万円（他の保険契約等に、 限度額が5,000万円を超えるもの がある場合は、これらの限度額の うち最も高い額）または修理付帯 費用の額のいずれか低い額
6	第1章財物補償条項第1条（保険金を支払う場合） (3)の④の失火見舞費用保険金		1回の事故につき、20万円（他の 保険契約等に、1被災世帯あたり の支払額が20万円を超えるもの がある場合は、これらの1被災世帯 あたりの支払額のうち最も高い額） に被災世帯の数を乗じて得た額
7	第1章財物補償条 項第1条（保険金 を支払う場合）(3) の⑤の地震火災費 用保険金	(1) それぞれの保険契約または 共済契約の支払責任額の合計 額が、1回の事故につき、住 宅物件、一般物件または倉庫 物件の場合は1敷地内ごとに 300万円、工場物件の場合は 1敷地内ごとに2,000万円（他 の保険契約等に、限度額が 300万円または2,000万円を超 えるものがある場合は、これ らの限度額のうち最も高い額） を超えるとき。	1回の事故につき、住宅物件、一 般物件または倉庫物件の場合は1 敷地内ごとに300万円、工場物件 の場合は1敷地内ごとに2,000万 円（他の保険契約等に、限度額が 300万円または2,000万円を超 えるものがある場合は、これらの限度 額のうち最も高い額）
		(2) 上記(1)に該当しない場合 であって、それぞれの保険契約 または共済契約のおおのの 保険の対象についての支払責 任額の合計額が、1回の事故 につき、保険の対象ごとに、 その保険の対象の保険価額に 5%（他の保険契約等に、支 払割合が5%を超えるもの がある場合は、これらの支払割 合のうち最も高い割合）を乗 じて得た額を超えるとき。	1回の事故につき、保険の対象ご とに、この保険の対象の保険価額 に5%（他の保険契約等に、支払 割合が5%を超えるものがある場 合は、これらの支払割合のうち最 も高い割合とします。）を乗じて 得た額
8	第2章費用・利益補償条項第1条（保険金を支払う 場合）の喪失利益保険金および収益減少防止費用保 険金		利益損失の額から免責金額（他の 保険契約等に免責金額の適用が ある場合は最も低い免責金額）を 差し引いた額
9	第2章費用・利益補償条項第1条（保険金を支払う 場合）の営業継続費用保険金		営業継続費用の額から免責金額 （他の保険契約等に免責金額の適 用がある場合は最も低い免責金額） を差し引いた額

地震保険普通保険約款

第 1 章 用語の定義条項

第 1 条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
一部損	（建物の場合） 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の3%以上20%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 （注） 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 （生活用動産の場合） 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の10%以上30%未満である損害をいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
警戒宣言	大震法第9条（警戒宣言等）第1項に基づく地震災害に関する警戒宣言をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注） （注） 他の保険契約に関する事項を含みます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
地震保険法	地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）をいいます。
小半損	（建物の場合） 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の20%以上40%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上50%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 （注） 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 （生活用動産の場合） 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の30%以上60%未満である損害をいいます。
生活用動産	生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。ただし、建物に収容されている物に限りません。

全損	（建物の場合） 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 （注） 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 （生活用動産の場合） 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の80%以上である損害をいいます。
損害	地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
大震法	大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）をいいます。
大半損	（建物の場合） 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の40%以上50%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が50%以上70%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 （注） 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 （生活用動産の場合） 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の60%以上80%未満である損害をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。ただし、居住の用に供する建物に限りません。
建物の主要構造部	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条（用語の定義）第3号の構造耐力上主要な部分をいいます。
他の保険契約	（保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合） この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条（保険金の支払額）(2)①または②の建物または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。 （保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合） この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条（保険金の支払額）(3)①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

- 当会社は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合は、この約款に従い、保険金を支払います。
- 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能（注）に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。
（注） 一時的に居住不能となった場合を除きます。
- 地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水（注1）または地盤面（注2）より45cmを超える浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合（注3）には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。
（注1） 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
（注2） 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。
（注3） その建物に生じた(1)の損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (1)から(3)までの損害の認定は、保険の対象が建物である場合には、その建物ごとに行い、保険の対象が生活用動産である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- 保険の対象が区分所有建物の専有部分または共用部分である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、専有部分については、個別に行い、また、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する区分所有建物の共用部分の損害の認定によるものとします。
- 保険の対象が生活用動産である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、その生活用動産の全体について、これを収容する専有部分ごとに行います。

第3条（保険金を支払わない場合）

- 当会社は、地震等の際において、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - 保険の対象の紛失または盗難
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
 - 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
（注1） 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注2） ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注3） 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注4） 使用済燃料を含みます。
（注5） 原子核分裂生成物を含みます。
- 当会社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第4条（保険の対象の範囲）

- この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、建物または生活用動産に限られます。
- (1)の建物が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。
- (1)の生活用動産には、建物の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。
 - 畳、建具その他これらに類する物
 - 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
 - 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
- (1)および(3)の生活用動産には、次に掲げる物を含みません。
 - 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - 自動車（注）
 - 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物
（注） 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第4条（保険の対象の範囲）

- この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、専有部分もしくは共用部分（注）または生活用動産に限られます。
（注） 居住の用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分は、保険の対象に含まれません。
- (1)の共用部分が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。
- (1)の生活用動産には、専有部分の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。
 - 畳、建具その他これらに類する物
 - 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち専有部分に付加したもの
 - 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち専有部分に付加したもの
- (1)および(3)の生活用動産には、次に掲げる物を含みません。
 - 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - 自動車（注）
 - 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物
（注） 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第5条（保険金の支払額）

- 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）の保険金として次の金額を支払います。
 - 保険の対象である建物または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
 - 保険の対象である建物または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険価額の60%に相当する額を限度とします。
 - 保険の対象である建物または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当する額を限度とします。
 - 保険の対象である建物または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。

- (2) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。
- ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円
 - ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円
- (3) (2)①または②の建物または生活用動産について、地震保険法第2条（定義）第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2)①または②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。
- ① 建物

$$5,000\text{万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$$
 - ② 生活用動産

$$1,000\text{万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$
- (4) 当社は、(2)①の建物のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の建物がある場合、または(2)①の建物が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその建物または戸室ごとに(2)および(3)の規定をそれぞれ適用します。
- (5) (2)から(4)までの規定により、当社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。
- ① (2)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(2)①または②に規定する限度額を差し引いた残額
 - ② (3)の規定により保険金を支払った場合（注）は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額
- ア、建物
- $$(2)①\text{に規定する限度額} \times \frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$$
- イ、生活用動産
- $$(2)②\text{に規定する限度額} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$
- （注）(2)①または②の建物または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2)①または②に規定する限度額を超える場合に限りです。
- (6) 当社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社に移転しません。
-
- 【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】
- 第5条（保険金の支払額）**
- (1) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）の保険金として次の金額を支払います。
- ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
 - ② 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険価額の60%に相当する額を限度とします。
 - ③ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当する額を限度とします。
 - ④ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。
- (2) 専有部分および共用部分を1保険金額で契約した場合には、それぞれの部分を別の保険の対象とみなして(1)および(4)の規定を適用します。この場合において、それぞれの部分の保険価額の割合（注）によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの部分に対する保険金額とみなします。
- （注） 専有部分の保険価額と共用部分の共有持分の保険価額との合計額に対する専有部分の保険価額の割合が保険証券に明記されていない場合には、専有部分の保険価額の割合は40%とみなします。

- (3) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の専有部分の保険金額と共用部分の保険金額との合計額または生活用動産の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。
- ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する専有部分および共用部分 5,000万円
 - ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円
- (4) (3)①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について、地震保険法第2条（定義）第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3)①もしくは②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。
- ① 専有部分

$$5,000\text{万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の専有部分の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$
 - ② 共用部分

$$5,000\text{万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の共用部分の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$
 - ③ 生活用動産

$$1,000\text{万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$
- (5) 当社は、(3)①の専有部分および共用部分のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の専有部分および共用部分がある場合、または(3)①の専有部分および共用部分が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその専有部分および共用部分または戸室ごとに(3)および(4)の規定をそれぞれ適用します。
- (6) (3)から(5)までの規定により、当社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。
- ① (3)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(3)①または②に規定する限度額を差し引いた残額
 - ② (4)の規定により保険金を支払った場合（注）は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額
- ア、専有部分および共用部分
- $$(3)①\text{に規定する限度額} \times \frac{\text{この保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$
- イ、生活用動産
- $$(3)②\text{に規定する限度額} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$
- （注） (3)①または②の専有部分および共用部分または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3)①または②に規定する限度額を超える場合に限りです。
- (7) 当社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社に移転しません。

第6条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おののおの別に前条の規定を適用します。

第7条（保険金支払についての特則）

- (1) 地震保険法第4条（保険金の削減）の規定により当社が支払うべき保険金を削減するおそれがある場合は、当社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い、支払うべき保険金の一部を概算払し、支払うべき保険金が確定した後に、その差額を支払います。
- (2) 地震保険法第4条（保険金の削減）の規定により当社が支払うべき保険金を削減する場合には、当社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い算出された額を保険金として支払います。

第8条（2以上の地震等の取扱い）

この保険契約においては、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回

の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのおの別の地震等として取り扱います。

第3章 基本条項

第9条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。
（注） 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合（注） 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (4) (2)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

第11条（通知義務）

- 【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

 - (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
 - ① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。
 - ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
 - ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。（注） 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。
- 【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

 - (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
 - ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分の構造または用途を変更したこと。
 - ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
 - ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。（注） 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。
- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、

- 故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
 - (4) (2)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
 - (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

- 【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

 - (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が居住の用に供されなくなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

 - (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分が居住の用に供されなくなった場合（注）には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（注） 共用部分が居住の用に供されなくなった場合とは、共用部分を共有する区分所有者の所有に属するこの区分所有建物の専有部分のすべてが居住の用に供されなくなった場合をいいます。

- (7) (6)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第12条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第13条（保険の対象の譲渡）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合には、第15条（保険契約の失効）(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第14条（保険契約の無効）

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合は、大震災第3条（地震防災対策強化地域の指定等）第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、その警戒宣言に係る地域内に所在する保険の対象についてその警戒宣言が発せられた時から同法第9条（警戒宣言等）第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日（注）までの間に締結された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時までに締結されていた保険契約の期間満了に伴い、被保険者および保険の対象を同一として引き続き締結された保険契約については、効力を有します。この場合において、その保険契約の保険金額が直前に締結されていた保険契約の保険金額を超過したときは、その超過した部分については保険契約は無効とします。
（注） その警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日とします。

第15条（保険契約の失効）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。
 - ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第32条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

- ② 保険の対象が譲渡された場合
- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。
- 第16条（保険契約の取消し）**
保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。
- 第17条（保険金額の調整）**
(1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
(2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。
- 第18条（保険契約者による保険契約の解除）**
保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。
- 第19条（重大事由による解除）**
(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
ア、反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
イ、反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
ウ、反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
エ、法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
オ、その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
(2) (1)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
(3) 保険契約者または被保険者が(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1)③ア、からオ、までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。
- 第20条（保険契約解除の効力）**
保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- 第21条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）**
(1) 第10条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
(2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
（注） 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。
(3) 当社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- （注） 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
(5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。
(6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未經過期間に対する保険料を返還または請求します。
(7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第22条（保険料の返還・無効、失効等の場合）

- (1) 第14条（保険契約の無効）(1)の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。
(2) 第14条（保険契約の無効）(2)の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、当社は、その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。
(3) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
(4) この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条（付帯される保険契約との関係）(2)の規定により終了する場合には、当社は、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第23条（保険料の返還・取消しの場合）

- 第16条（保険契約の取消し）(1)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第24条（保険料の返還・保険金額の調整の場合）

- (1) 第17条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合に、当社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
(2) 第17条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第25条（保険料の返還・解除の場合）

- (1) 第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)もしくは(6)、第19条（重大事由による解除）(1)または第21条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
(2) 第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第26条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約の有無および内容（注）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
（注） 既に他の保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
(2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当社は、その保険の対象もしくはその保険の対象が所在する敷地内を調査することまたはその敷地内に所在する被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条（損害防止義務）

- 保険契約者または被保険者は、地震等が発生したことを知った場合は、自らの負担で、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

第28条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求める

- ものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 損害見積書
 - ④ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- (注) 法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効、取消または終了（注3）の事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 保険価額を含みます。
- (注3) 第33条（付帯される保険契約との関係）(2)において定める終了に限りです。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日まで、に保険金を支払います。この場合において、当社には、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 365日
 - ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国外において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由な

くその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) 当社は、第7条（保険金支払についての特例）の規定により保険金（注）を支払う場合には、(1)から(3)までの規定にかかわらず、支払うべき金額が確定した後、遅滞なく、これを支払います。

(注) 概算払の場合を含みます。

第30条（時効）

保険金請求権は、第28条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第32条（保険金支払後の保険契約）

(1) 当社が第5条（保険金の支払額）(1)①の保険金を支払った場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害が生じた時に終了します。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (2) (1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条（保険金の支払額）(5)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(5)①または②の残額を差し引いた金額を同条(5)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (2) (1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条（保険金の支払額）(6)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(6)①または②の残額を差し引いた金額を同条(6)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

- (3) (1)の規定により、この保険契約が終了した場合には、当社は保険料を返還しません。
- (4) おのの別記に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

第33条（付帯される保険契約との関係）

- (1) この保険契約は、保険契約者、被保険者および保険の対象を共通にする地震保険法第2条（定義）第2項第3号に規定する保険契約に付帯して締結しなければその効力を生じないものとします。
- (2) この保険契約が付帯されている保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この保険契約も同時に終了するものとします。

第34条（保険契約の継続）

- (1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合（注）に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第10条（告知義務）の規定を適用します。

(注) 新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができるものとします。

- (2) 第9条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

第35条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、

被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第13条（保険の対象の譲渡）の規定によるものとします。

- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第36条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとし

第37条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別 表

短 期 料 率 表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合（％）
7日まで	10
15日まで	15
1 か月まで	25
2 か月まで	35
3 か月まで	45
4 か月まで	55
5 か月まで	65
6 か月まで	70
7 か月まで	75
8 か月まで	80
9 か月まで	85
10 か月まで	90
11 か月まで	95
1 年まで	100

企業総合補償保険に付帯される場合の特則

この保険契約が付帯される保険契約が2021年1月1日以降始期の企業総合補償保険の場合は、この特則が適用されます。

第1条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

保険契約者または被保険者が、普通保険約款第11条（通知義務）(1)の規定による通知をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)の規定にかかわらず、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時に降の期間（注1）に対し、次の①または②に従い計算した保険料を、請求または返還します。

- ① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合
次の算式に従い算出した保険料を請求します。

$$\text{変更後の保険料と変更前の保険料との差額} \times \frac{\text{未経過月数（注2）}}{\text{保険期間月数（注2）}}$$

- ② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合
次の算式に従い算出した保険料を返還します。

$$\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数（注2）}}{\text{保険期間月数（注2）}} \right)$$

（注1） 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時に降の期間をいいます。

（注2） 1か月に満たない期間は1か月とします。

第2条（保険料の返還－無効、失効または解除の場合）

- (1) 普通保険約款第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）(3)および(4)ならびに第25条（保険料の返還－解除の場合）(1)の規定中「未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。」とあるのは「企業総合補償保険に付帯される場合の特則第1条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）の②の規定により計算した保険料を返還します。」と読み替えます。
- (2) 普通保険約款第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）(2)の規定中「保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。」とあるのは「企業総合補償保険に付帯される場合の特則第1条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）の②の規定による保険料を返還します。」と読み替えます。
- (3) 普通保険約款第25条（保険料の返還－解除の場合）(2)の規定中「保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。」とあるのは「企業総合補償保険に付帯される場合の特則第1条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）の②の規定による保険料を返還します。」と読み替えます。

特約

1 先物契約特約

この契約については、保険期間開始の時に使用されている火災保険料率表によるものとしめます。

2 集団扱に関する特約

第1条（この特約が付帯される条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に付帯することができます。

- ① 保険契約者が集団の構成員（その集団自身およびその集団を構成する集団の構成員を含みます。以下同様とします。）であること。
- ② 集団または集団から保険料集金の委託を受けた者と当会社との間に「集団扱保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。
- ③ 保険契約者が、当会社との間に集金契約を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のア. およびイ. のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
ア. 集金手続きを行い得る最初の集金日に保険料を集金すること。
イ. 上記ア. により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結の際、直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結の際、直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第3条（保険料領収前の事故）

当会社は、保険期間が始まった後であっても、前条(2)の一括払保険料または同条(3)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または費用に対して、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合は、この規定は適用しません。

第4条（追加保険料の払込み）

- (1) 告知義務により告げられた内容が事実と異なる場合または危険増加が生じた場合もしくは危険が減少した場合において、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その追加保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠ったことにより、当会社が、この保険契約を解除できる場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にすぎます。）は、当会社は、次の①および②に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 告知義務により告げられた内容が事実と異なる場合は、保険期間の初日
 - ② ①以外の場合は、危険増加または危険の減少が生じた時
- (3) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または費用に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および地震保険普通保険約款（以下「地震約款」といいます。）ならびに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

第5条（保険金支払時の未払込分割保険料等の払込み）

普通保険約款の規定により、保険金の支払によってこの保険契約が終了する場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、未払込保険料（注1）または未払込分割保険料（注2）の全額を、集金者を経ることなく、一時に払い込まなければなりません。

約

- (注1) 未払込保険料
この保険契約において払い込まれるべき保険料から、既に払い込まれた保険料を差し引いた額をいいます。
- (注2) 未払込分割保険料
この保険契約において払い込まれるべき分割保険料の総額から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効または解除）

- (1) 第1条（この特約が付帯される条件）から前条までの規定は、次の①、②または④に該当する場合は、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、③または⑤に該当する場合は、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、第4条（追加保険料の払込み）(2)および(4)の規定を除きます。
 - ① 集金契約が解除されたことにより集金者による保険料の集金が不能となった場合
 - ② 保険契約者が第1条（この特約が付帯される条件）①のいずれかに該当する者でなくなったことにより集金者による保険料の集金が不能となった場合
 - ③ 口座振替の場合で、保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の属する月の翌月末日までに集金されなかったとき。ただし、集金者が保険契約者に代わって保険料をその集金日の属する月の翌々月末日までに当会社に支払った場合を除きます。
 - ④ 口座振替以外の場合で、①および②以外の理由により集金者による保険料の集金が不能となったとき。
 - ⑤ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（注）が10名未満である場合は、この特約を解除することができます。ただし、次条の規定を除きます。
- (3) (1)の①もしくは⑤の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。
(注) この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数
同一の保険契約者が複数の集団扱に関する特約を付帯した保険契約を締結している場合は1名と数えます。また、複数の集金契約が締結されている場合は、それぞれの集金契約の保険契約者の人数の合計とします。

第8条（特約の失効または解除後の未払込分割保険料等の払込み）

- (1) 保険契約者は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める払込期日までに、未払込保険料（注1）または未払込分割保険料（注2）の全額を、集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

区 分		払込期日
① 前条(1)の規定により第1条（この特約が付帯される条件）から第6条（保険料領収証の発行）までの規定が効力を失った場合	ア. 口座振替以外の場合	集金不能日等の属する月の翌々月末日
	イ. 口座振替の場合	集金不能日等の属する月の翌月末日
② 前条(2)の規定によりこの特約が解除された場合	ア. 口座振替以外の場合	この特約の解除日の属する月の翌々月末日
	イ. 口座振替の場合	この特約の解除日の属する月の翌月末日

- (2) 保険契約者が(1)に定める期間内に未払込保険料（注1）または未払込分割保険料（注2）の全額の払込みを怠った場合は、当会社は、集金不能日等の翌日またはこの特約の解除日の翌日から未払込保険料（注1）または未払込分割保険料（注2）の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 保険契約者が(1)に定める期間内に未払込保険料（注1）または未払込分割保険料（注2）の全額の払込みを怠った場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日等が保険期間の末日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力

- を生じます。
- (4) 当会社は、(3)の解除を行う場合は、保険契約者に対して書面により解除の通知を行います。
- (5) (3)および(4)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合で、当社が返還すべき保険料（注3）があるときは、その保険料を返還します。
- （注1） 未払込保険料
この保険契約において払い込まれるべき保険料から、既に払い込まれた保険料を差し引いた額をいいます。
- （注2） 未払込分割保険料
この保険契約において払い込まれるべき分割保険料の総額から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。
- （注3） 返還すべき保険料
普通保険約款の解除の場合の保険料の返還に関する規定により算出した額から未払込保険料（注1）または未払込分割保険料（注2）を差し引いた額をいいます。

第9条（保険料の取扱い―普通保険約款における解除等の場合）

- 保険契約が失効となる場合、当社が保険契約を解除した場合および保険契約者が保険契約を解除した場合の規定は、当社が返還すべき保険料（注1）がある場合にかぎり、その保険料を返還します。
- （注1） 返還すべき保険料
保険契約が失効となる場合、当社が保険契約を解除した場合および保険契約者が保険契約を解除した場合の規定により算出した額から未払込保険料（注2）または未払込分割保険料（注3）を差し引いた額をいいます。ただし、差し引いた額が、マイナスとなる場合は、当会社はその額を請求することができます。
- （注2） 未払込保険料
この保険契約において払い込まれるべき保険料から、既に払い込まれた保険料を差し引いた額をいいます。
- （注3） 未払込分割保険料
この保険契約において払い込まれるべき分割保険料の総額から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第10条（準用規定）

- この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および地震約款ならびに付帯された他の特約の規定を準用します。

3 保険料長期一括払特約（即時払）

第1条（保険料の返還または請求―契約内容の変更の承認等の場合）

- (1) 企業総合補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第4章基本条項第3条（通知義務）(1)の通知に基づいて契約内容を変更する場合において、保険料を変更する必要があるときは、同章第14条（保険料の返還または請求―告知義務・通知義務等の場合）(2)の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間（注）に対応する当会社の定める長期保険未経過料率（以下「未経過料率」といいます。）を乗じることによって計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 普通保険約款第4章基本条項第14条（保険料の返還または請求―告知義務・通知義務等の場合）(6)の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、同条(6)の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還または請求します。
- （注） 危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間
保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第2条（保険料の返還―失効の場合）

- 保険契約が失効の場合は、普通保険約款第4章基本条項第15条（保険料の返還―無効または失効の場合）(2)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が失効した日の保険契約に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料を返還します。

第3条（保険料の取扱い―保険金額の調整の場合）

- 普通保険約款第4章基本条項第10条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合は、同章第17条（保険料の返還―保険金額の調整の場合）(2)の規定にかかわらず、当会社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日以降の契約内容に基づき、変更前の保険料と変更後の保険料の差額に未経過期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第4条（保険料の返還―解除の場合）

- 普通保険約款第4章基本条項第2条（告知義務）(2)、第3条（通知義務）(2)、同条(6)、第

- 12条（重大事由による解除）(1)もしくは第14条（保険料の返還または請求―告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合または同章第11条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、同章第18条（保険料の返還―解除の場合）(1)および(2)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が解除された日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料を返還します。

第5条（保険料の返還または請求―料率改定の場合）

- この保険契約に適用されている料率が、保険期間の途中で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第6条（保険料の返還―損害保険金を支払った場合）

- 普通保険約款第4章基本条項第26条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合は、当会社は、この保険契約が終了した日の契約内容に基づき計算した保険料に対し、保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度（注）を経過した以後の期間に対応した未経過料率を乗じることによって計算した保険料を返還します。

- （注） 契約年度
保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。以下同様とします。

第7条（費用・利益補償条項に関する特則）

- (1) 保険契約者または被保険者は、契約年度ごとに、普通保険約款第2章費用・利益補償条項に関する保険金額を見直し、必要に応じて保険金額を増額または減額するものとします。
- (2) (1)の場合において、当会社は、(1)の保険金額の増減分に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

第8条（準用規定）

- この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

4 保険料長期年払特約（即時払）

I 共通条項

第1条（用語の定義）

- この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
契約年度	初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払い込む場合は、当会社所定の期日をいいます。

第2条（保険料の取扱い―普通保険約款における解除等の場合）

- 保険契約が失効となる場合およびこの特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の規定により、当社が保険契約を解除した場合ならびに保険契約者が保険契約を解除した場合の規定は、当社が返還すべき保険料（注1）がある場合にかぎり、その保険料を返還します。

- （注1） 返還すべき保険料
保険契約が失効となる場合、当社が保険契約を解除した場合および保険契約者が保険契約を解除した場合において、その契約年度の保険料について、普通保険約款の規定により算出した額から契約年度の未払込保険料（注2）を差し引いた額をいいます。ただし、差し引いた額が、マイナスとなる場合は、当会社はその額を請求することができます。
- （注2） 契約年度の未払込保険料
この保険契約において払い込まれるべきその契約年度の保険料の総額から、既に払い込まれたその契約年度の保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第3条（保険金支払時の未払込保険料の払込み）

- 普通保険約款の規定により、保険金の支払によってこの保険契約が終了する場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、保険金支払の原因となった損害または費用が発生した契約年度の未払込保険料（注）の全額を一時に払い込まなければなりません。
- （注） 契約年度の未払込保険料
この保険契約において払い込まれるべきその契約年度の保険料の総額から、既に払い

込まれたその契約年度の保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および地震保険普通保険約款（以下「地震約款」といいます。）ならびに付帯された他の特約の規定を準用します。

Ⅱ 契約保険料払込条項

第1条（保険料の払込み）

- （1） 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して、保険証券記載の払込方法（以下「払込方法」といいます。）により、払い込むこととします。
- （2） 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回保険料を払い込み、第2回以降の保険料については、保険証券記載の払込期日までに払い込まなければなりません。

第2条（第1回保険料領収前の事故）

普通保険約款に定める保険責任の始期および終期の規定にかかわらず、当会社は、保険期間が始まった後であっても、前条(2)の第1回保険料領収前に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料の払込方法）

- （1） 保険契約者は、第2回以降の保険料を口座振替の方法により払い込むこととします。この場合は、保険契約締結の際に、次の①および②に定める条件をいずれも満たさなければなりません。
 - ① 指定口座が提携金融機関に設定されていること。
 - ② 当会社に損害保険料口座振替依頼書の提出等がなされていること。
- （2） 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- （3） 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。
- （4） (1)から(3)までの規定にかかわらず、保険契約者は、当会社の定めるところにより、第2回以降の保険料を口座振替以外の方法で払い込むことができます。

第4条（第2回保険料不払の場合の特約）

- （1） 保険契約者が第2回以降の保険料を前条(1)に定める口座振替によって払い込む場合で、第2回保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合において、第2回保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその第2回保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- （2） (1)の規定が適用される場合であっても、第3回以降の保険料の払込期日は変更しません。

第5条（保険料不払の場合の免責）

- （1） 保険契約者が第2回以降の保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、その保険料の払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。
- （2） 保険契約者が(1)の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第6条（第2回以降保険料領収前事故の特約）

保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日に払い込むべき第2回以降の保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

第7条（保険料不払の場合の解除）

- （1） 当会社は、払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、その保険料を払い込むべき払込期日（ただし、その保険料が第1回保険料である場合は、この保険契約の保険期間の初日とします。）から将来に向かってのみその効力を生じます。
- （2） 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- （3） (1)および(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料（注1）があるときは、その保険料を返還します。
 - （注1） 返還すべき保険料
普通保険約款の解除の場合の保険料の返還に関する規定により算出した額から未払込保険料（注2）を差し引いた額をいいます。
 - （注2） 未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第8条（保険料率の改定による分割保険料の変更）

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の途中で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還もしくは請求または保険料の変更を行いません。

Ⅲ 保険料の返還または請求条項

第1条（保険料の変更告知義務・通知義務等の場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款に定める告知義務により告げられた内容が事実と異なる場合、危険増加が生じた場合もしくは危険が減少した場合は保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合にあつては、契約内容を変更すべき日の属する契約年度の差額について、保険料を返還し、または追加保険料を請求するものとし、翌契約年度以降の各契約年度の差額については、各契約年度の保険料をそれぞれ変更します。

第2条（追加保険料の払込み）

- （1） 普通保険約款に定める告知義務により告げられた内容が事実と異なる場合または危険増加が生じた場合もしくは危険が減少した場合において、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、追加保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- （2） 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠ったことにより、当会社が、この保険契約を解除できる場合（当会社が、保険契約者に対し、追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎります。）は、当会社は、次の①および②に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 告知義務により告げられた内容が事実と異なる場合は、保険期間の初日
 - ② ①以外の場合は、危険増加または危険の減少が生じた時
- （3） (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その追加保険料を遅滞なく当会社に払い込まなければなりません。
- （4） 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または費用に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

5 冷凍（冷蔵）損害補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

- （1） 当会社は、保険の対象である冷凍（冷蔵）物について、冷凍（冷蔵）装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止によって起こった温度変化のために生じた損害に対し、この特約に従い、同一敷地内での火災による場合にかぎり損害保険金を支払います。
- （2） (1)の規定は、工場物件以外には適用しません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款の規定を準用します。

6 借家人賠償責任特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
借用戸室	被保険者の借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。
損壊	滅失、汚損または損傷をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済約をいいます。

被保険者	次の①または②のいずれかに該当する者をいいます。 ① 保険証券記載の被保険者 ② ①に規定する被保険者が未成年者または責任無能力者の場合は、①に規定する被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって①に規定する被保険者を監督する者（注）。ただし、①に規定する被保険者に関する事故にかぎります。 (注) 監督義務者に代わって①に規定する被保険者を監督する者 ①に規定する被保険者の親族にかぎります。
普火保険約款	この特約が付帯された企業総合補償保険普通保険約款をいいます。
保険金	借家人賠償責任保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、借戸室が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次の①または②のいずれかに該当する事故（以下「事故」といいます。）により、損壊した場合において、被保険者が借戸室についてその貸主（転貸人を含みます。以下同様とします。）に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害（以下「損害」といいます。）に対して、この特約が付帯された普通保険約款およびこの特約に従い、借家人賠償保険金を支払います。

① 火災

② 破裂または爆発

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、借戸室が次の①から⑧までのいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者（注１）またはこれらの者の法定代理人の故意

② 被保険者の心神喪失または指図

③ 借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。

④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑥ 核燃料物質（注２）もしくは核燃料物質（注２）によって汚染された物（注４）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑦ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染

⑧ ④から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(2) 当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者と借戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

② 被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任

(3) 当会社は、被保険者が負担する罰金、違約金および懲罰的賠償金に対しては、保険金を支払いません。

（注１） 保険契約者、被保険者
保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注２） 核燃料物質
使用済燃料を含みます。

（注３） 核燃料物質（注２）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

第4条（当会社による解決）

(1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で貸主からの損害賠償請求の解決に当たることができます。

(2) (1)の場合は、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第5条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、次の①および②のとおりとします。

- ① 被保険者が貸主に支払うべき損害賠償金（注）
- ② 被保険者が支出した次のア、からオ、までの費用

区 分	費用の内容
ア、 損害防止費用	第7条（事故発生時の義務等）(1)の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
イ、 権利保全行使費用	同条(1)の③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
ウ、 緊急措置費用	事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、緊急措置のために要した費用、 およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
エ、 当会社による解決費用	前条(1)に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が直接要した費用
オ、 損害賠償解決費用	損害賠償請求の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解、調停に要した費用もしくは示談交渉に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

（注） 損害賠償金
損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

第6条（保険金の支払額）

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の①および②の金額の合計額とします。

① 前条①の損害賠償金（注１）が保険証券記載の自己負担額を超過する場合は、その超過した額。ただし、保険金額（注２）を限度とします。

② 前条②の費用についてはその全額。ただし、同条②のエ、およびオ、の費用は、同条①の損害賠償金（注１）の額が保険金額（注２）を超える場合は、保険金額（注２）の同条①の損害賠償金（注１）に対する割合によってこれを支払います。

（注１） 損害賠償金
損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

（注２） 保険金額
保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。

第7条（事故発生時の義務等）

(1) 保険契約者または被保険者が、事故が発生したことを知った場合に履行しなければならない義務および義務の内容、ならびに保険契約者または被保険者が正当な理由がなくそれぞれの義務に違反した場合に支払うべき保険金から差し引く額については、次の①から⑦までに定めるとおりとします。

義 務	義務の内容	義務違反の場合の差引金額
① 損害防止義務	損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 事故内容通知義務	次のア、からウ、までの事項を遅滞なく、当会社に通知すること。 ア、事故の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ、事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	当会社が被った損害の額
③ 権利保全行使義務	他人に損害賠償の請求（注１）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。	他人に損害賠償の請求（注１）をすることによって取得することができたと認められる額

④ 賠償責任承認前 確認義務	損害賠償の請求を受けた場合は、 緊急措置を講じるときを除き、あ らかじめ当会社の承認を得ないで、 その全部または一部を承認しない こと。	損害賠償責任がないと認められ る額
⑤ 訴訟通知義務	損害賠償の請求についての訴訟を 提起し、または提起された場合は、 遅滞なく当会社へ通知すること。	当会社が被った損害の額
⑥ 他保険通知義務	他の保険契約等に関する事実の有 無および内容（注２）について遅 滞なく当会社へ通知すること。	
⑦ 書類提出等義務	②のほか、次のア、およびイ、に 定めること。 ア、当会社が特に必要とする書類 または証拠となるものを求めた 場合は、遅滞なく、これを提出 すること。 イ、当会社が、損害の調査のため に、帳簿その他の書類もしくは 証拠の閲覧、または必要な説明 を求めた場合は、これに応じ、 必要な証明を求めた場合は、こ れに協力すること。	

- (2) 次の①または②のいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)②または⑦の書類に事実と異なる記載をした場合
 - ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)②または⑦の書類または証拠を偽造したまたは変造した場合
(注１) 損害賠償の請求
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (注２) 他の保険契約等に関する事実の有無および内容
既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第8条（先取特権）

- (1) 貸主は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、保険金の支払いを行うものとします。
- ① 被保険者が貸主に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - ② 被保険者が貸主に対して、その損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、貸主に支払う場合。
 - ③ 被保険者が貸主に対してその損害の賠償をする前に、貸主が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、貸主に支払う場合。
 - ④ 被保険者が貸主に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを貸主が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、貸主が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権（注）は貸主以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または差し押さえることはできません。ただし、(2)の①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払いを請求することができる場合を除きます。
- (注) 保険金請求権
第5条（支払保険金の範囲）②の費用に対する保険金請求権を除きます。

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

- 損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合は、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。
- 第10条（重大事由による解除）**
- (1) 当会社は、被保険者が、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
- ① 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ③ 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ⑤ その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (2) (1)の規定による解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第4章基本条項第13条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) 保険契約者が、普通保険約款第4章基本条項第12条（重大事由による解除）(1)の③ア、からオ、までのいずれかに該当することにより同条(1)の規定による解除がなされた場合、または(1)の規定による解除がなされた場合には、第4章基本条項第12条(3)および(2)の規定は、次の①または②のいずれかに該当する損害または費用については適用しません。
- ① (1)の①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害または費用
 - ② (1)の①から⑤までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害
(注) 反社会的勢力
暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- 第11条（保険金の請求）**
- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と貸主との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の請求をする場合は、次の①から⑤までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 除害見積書
 - ④ 被保険者が貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または貸主の承諾があったことを示す書類
- ⑤ その他当会社が(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠としてこの保険契約に付帯される特約の規定に定めるものおよび保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めるもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない必要事項の確認がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者にかぎります。③において同様とします。）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族（法律上の親族にかぎります。③において同様とします。）のうち3親等内の者
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者または②以外の親族のうち3親等内の者
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生時の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から④までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて次の①から④までに掲げる日数（注２）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとし、
- ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注３） 180日
 - ② (1)の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注４）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (注１) 請求完了日
 - 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
 - (注２) 次の①から④までに掲げる日数
 - ①から④までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
 - (注３) 照会
 - 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
 - (注４) これに応じなかった場合
 - 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第13条（代 位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権（注）は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
 - 被保険者が取得した債権（注）の全額
 - ② ①以外の場合
 - 被保険者が取得した債権（注）の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権（注）は、当会社に移転した債権（注）よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権（注）の保全および行使ならびにそのために、当会社が必要とする証拠または書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。
- (注) 債権
- 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第14条（時 効）

保険金請求権は、この特約第11条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

7 保険料分割払特約（即時払）

I 共通条項

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払い込む場合は、当会社所定の期日をいいます。

第2条（返還保険料の取扱い）

- (1) 当会社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の保険料が口座振替の方法により払い込まれているときは、当会社は、返還保険料の全額を一括して、当会社の定める日に、指定口座への振込みによって返還することができるものとします。
- (2) (1)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がなされている場合は適用しません。

第3条（保険料の取扱いー普通保険約款における解除等の場合）

保険契約が失効となる場合およびこの特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合ならびに保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社が返還すべき保険料（注１）がある場合にかぎり、その保険料を返還します。

(注１) 返還すべき保険料

保険契約が失効となる場合および当会社が保険契約を解除した場合ならびに保険契約者が保険契約を解除した場合の普通保険約款の規定により算出した額から未払込保険料（注２）を差し引いた額をいいます。ただし、差し引いた額が、マイナスとなる場合は、当会社はその額を請求することができます。

(注２) 未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第4条（保険金支払時の未払込保険料の払込み）

普通保険約款の規定により、保険金の支払によってこの保険契約が終了する場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、未払込保険料（注）の全額を一時に払い込まなければなりません。

(注) 未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および地震保険普通保険約款（以下「地震約款」といいます。）ならびに付帯された他の特約の規定を準用します。

II 契約保険料払込条項

第1条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- (2) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回保険料を払い込み、第2回以降の保険料については、保険証券記載の払込期日までに払い込まなければなりません。

第2条（第1回保険料領収前の事故）

普通保険約款に定める保険責任の始期および終期の規定にかかわらず、当会社は、保険期間が始まった後であっても、前条(2)の第1回保険料領収前に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、第2回以降の保険料を口座振替の方法により払い込むこととします。この場合は、保険契約締結の際に、次の①および②に定める条件をいずれも満たさなければなりません。
- ① 指定口座が提携金融機関に設定されていること。
 - ② 当会社に損害保険料口座振替依頼書の提出等がなされていること。
- (2) 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込

- みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。
- (4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、保険契約者は、当会社の定めるところにより、第2回以降の保険料を口座振替以外の方法で払い込むことができます。

第4条（第2回保険料不払の場合の特則）

- (1) 保険契約者が第2回以降の保険料を前条(1)に定める口座振替によって払い込む場合で、第2回保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第2回保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその第2回保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- (2) (1)の規定が適用される場合であっても、第3回以降の保険料の払込期日は変更しません。

第5条（保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が第2回以降の保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、その保険料の払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が(1)の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第6条（第2回以降保険料領収前事故の特則）

保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日に払い込むべき第2回以降の保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

第7条（保険料不払の場合の解除）

- (1) 当会社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当会社が保険契約を解除できる場合	ア. 払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合 イ. 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
② 解除の効力が生じる時	ア. ①のア. による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日 イ. ①のイ. による解除の場合は、次回払込期日

- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (3) (1)および(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料（注1）があるときは、その保険料を返還します。
- （注1） 返還すべき保険料
普通保険約款の解除の場合の保険料の返還に関する規定により算出した額から未払込保険料（注2）を差し引いた額をいいます。
- （注2） 未払込保険料
この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

Ⅲ 追加保険料払込条項

第1条（追加保険料の払込み）

- (1) 普通保険約款に定める告知義務により告げられた内容が事実と異なる場合または危険増加が生じた場合もしくは危険が減少した場合において、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、追加保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠ったことにより、当会社が、この保険契約を解除する場合（当会社が、保険契約者に対し、追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にすぎず）は、当会社は、次の①および②に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 告知義務により告げられた内容が事実と異なる場合は、保険期間の初日

- ② ①以外の場合は、危険増加または危険の減少が生じた時
- (3) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または費用に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および地震約款ならびに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

8 保険料分割払特約（即時払・大口）

Ⅰ 共通条項

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払い込む場合は、当会社所定の期日をいいます。

第2条（返還保険料の取扱い）

- (1) 当会社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の保険料が口座振替の方法により払い込まれているときは、当会社は、返還保険料の全額を一括して、当会社の定める日に、指定口座への振込みによって返還することができるものとします。
- (2) (1)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がなされている場合は適用しません。

第3条（保険料の取扱い—普通保険約款における解除等の場合）

保険契約が失効となる場合およびこの特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合もしくは保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社が返還すべき保険料（注1）がある場合に限り、その保険料を返還します。

（注1） 返還すべき保険料

保険契約が失効となる場合および当会社が保険契約を解除した場合ならびに保険契約者が保険契約を解除した場合の規定により算出した額から未払込保険料（注2）を差し引いた額をいいます。ただし、差し引いた額が、マイナスとなる場合は、当会社はその額を請求することができます。

（注2） 未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第4条（保険金支払時の未払込保険料の払込み）

普通保険約款の規定により、保険金の支払によってこの保険契約が終了する場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、未払込保険料（注）の全額を一時に払い込まなければなりません。

（注） 未払込保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および地震保険普通保険約款（以下「地震約款」といいます。）ならびに付帯された他の特約の規定を準用します。

Ⅱ 契約保険料払込条項

第1条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- (2) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回保険料を払い込み、第2回以降の保険料については、保険証券記載の払込期日までに払い込まなければなりません。

第2条（第1回保険料領収前の事故）

普通保険約款に定める保険責任の始期および終期の規定にかかわらず、当会社は、保険期間が始まった後であっても、前条(2)の第1回保険料領収前に生じた事故による損害または費

用に對しては、保険金を支払いません。

第3条（第2回保険料不払の場合の特則）

(1) 保険契約者が第2回以降の保険料を口座振替によって払い込む場合で、払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第2回保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその第2回保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

(2) (1)の規定が適用される場合であっても、第3回以降の保険料の払込期日は変更しません。

第4条（保険料不払の場合の免責）

(1) 保険契約者が第2回以降の保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、その保険料の払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

(2) 保険契約者が(1)の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第5条（第2回以降保険料領収前事故の特則）

保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日に払い込むべき第2回以降の保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

第6条（保険料不払の場合の解除）

(1) 当会社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってこの効力を生じます。

① 当会社が保険契約を解除できる場合	ア. 払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合 イ. 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
② 解除の効力が生じる時	ア. ①のア. による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日 イ. ①のイ. による解除の場合は、次回払込期日

(2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。

(3) (1)および(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料（注1）があるときは、その保険料を返還します。

（注1） 返還すべき保険料
普通保険約款の解除の場合の保険料の返還に関する規定により算出した額から未払込保険料（注2）を差し引いた額をいいます。

（注2） 未払込保険料
この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

Ⅲ 追加保険料払込条項

第1条（追加保険料の分割払）

普通保険約款の規定により保険料を請求すべき事由が生じた場合において、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、当会社の定めるところにより、分割して払い込むこと（分割して払い込む各回の追加保険料を「分割追加保険料」といいます。以下同様とします。）ができます。この場合、第2回目以降の分割追加保険料については、当会社が保険料の請求を行った日以後到来する払込期日に分割保険料とあわせて払い込まなければなりません。

第2条（追加保険料の払込み）

(1) 告知義務により告げられた内容が事実と異なる場合または危険増加が生じた場合もしくは危険が減少した場合において、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、追加保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠ったことにより、当会社が、この保険契約を解除できる場合（当会社が、保険契約者に対し、追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎります。）は、当会社は、次の①および②に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または費用に対しては、保険

金を支払いません。

① 告知義務により告げられた内容が事実と異なる場合は、保険期間の初日

② ①以外の場合は、危険増加または危険の減少が生じた時

(3) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または費用に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および地震約款ならびに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

9 代位求償権不行使特約

この特約が付帯された企業総合補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第4章基本条項第25条（代位）の規定により、被保険者が借家人（賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象である建物に占有する者をいい、転貸人および転借人を含みます。以下同様とします。）に対して有する権利を、当会社が取得した場合で、被保険者から反対の意思表示があったときは、当会社は、これを行使しないものとします。ただし、借家人の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合を除きます。

VR. 代位求償権不行使特約（企業総合補償用）

第1条（代位求償権の不行使）

(1) 当会社は、この特約が付帯された企業総合補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第4章基本条項第25条（代位）の規定により、被保険者が借家人（賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象である建物に占有する者をいい、転貸人および転借人を含みます。以下同様とします。）に対して有する権利を、当会社が取得した場合で、被保険者から反対の意思表示があったときは、これを行使しないものとします。ただし、借家人の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合を除きます。

(2) (1)に規定するもののほか、当会社は、普通保険約款第4章基本条項第25条（代位）の規定により、被保険者が保険証券記載の第三者に対して有する権利を、当会社が取得した場合で、被保険者から反対の意思表示があったときは、これを行使しないものとします。ただし、その者の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合を除きます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

10 植物特約

当会社は、この特約が付された保険契約の保険の対象である鑑賞用植物が、その保険契約により当会社が補償する危険の発生によって損害を受けたため、損害発生後7日以内に枯死（その植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。）した場合にのみ保険金を支払います。

11 動物特約

当会社は、この特約が付された保険契約の保険の対象である動物が、その保険契約により当会社が補償する危険の発生によって、その動物を収容する保険証券記載の建物または工作物内で損害を受けたため、損害発生後7日以内に死亡した場合にのみ保険金を支払います。

12 フィラメント風災・^{ひょう}雹災危険対象外特約

当会社は、風災または^{ひょう}雹災の直接の結果であるかと否とを問わず、保険の対象である電飾電球のフィラメントのみにて生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

13 地震危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、企業総合補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1章財物補償条項第2条（保険金を支払わない場合）(2)の②の規定にかかわらず、この特約の保険の対象について生じた次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

① 地震または噴火による火災、破裂または爆発（気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。）

② 地震または噴火によって生じた損壊、埋没等

③ 地震または噴火による津波、洪水その他の水災

(2) (1)の②に規定する噴火によって生じた損壊・埋没等の損害には、噴火による火山灰の付着、混入または堆積等であって、保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害（注）

を含みません。

(注) 保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

保険の対象が建物または屋外設備・装置の場合は、機能の喪失または低下を伴わない雨樋や塀のゆがみ等を含みます。

第2条 (小損害額の控除)

- (1) 当会社が第1条 (保険金を支払う場合) の損害保険金として支払うべき損害の額は、1回の事故 (72時間以内に生じた2以上の地震または噴火は、これらを一括して、1回の事故とみなします。)につき、損害の額から保険価額の2%に相当する額を差し引いた残額とします。
- (2) (1)の規定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が建物内収容の動産であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ適用し、また、保険の対象が建物および建物内収容の動産以外のものであるときは、その全体について、敷地内ごとに適用します。
- (3) (1)および(2)の場合において、差し引く額が1万円に満たないときは、これを1万円とし、10万円を超えるときは、これを10万円とします。
- (4) (1)および(3)の規定にかかわらず、保険証券にこれと異なる控除額の記載がある場合は、その額を差し引くものとします。

第3条 (損害保険金の支払額)

- (1) 当会社がこの特約によって支払うべき損害保険金の額は、前条の規定、普通保険約款第1章財物補償条項第4条 (保険金の支払額)、第5条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) および第6条 (包括して契約した場合の保険金の支払額) の規定ならびにこの保険契約に付された他の特約の規定によって算出した損害保険金の額に100%を乗じて得た額とします。
- (2) 支払限度額を定めた場合において、(1)の規定によって算出した損害保険金の額が保険証券記載の支払限度額 (以下「支払限度額」といいます。) を超えたときは、損害保険金の額はその支払限度額を限度とします。
- (3) 保険証券記載の保険期間 (以下「保険期間」といいます。) 通算または保険期間中の1年ごとの支払限度額を定めた場合において、この保険契約の保険期間中に既に当会社が第1条 (保険金を支払う場合) の損害保険金を支払っていたときは、(2)の保険金の限度となる支払限度額は、保険証券記載の支払限度額から既に支払った損害保険金の合計額を差し引いた残額とします。

第4条 (普通保険約款に掲げる費用保険金等との関係)

この特約においては、普通保険約款に掲げる費用保険金の支払および損害防止費用の負担に関する規定は、これを適用しません。

第5条 (保険金の支払時期)

- (1) 当社は、被保険者が普通保険約款第4章基本条項第22条 (保険金の請求) (2)の規定による手続を完了した日 (以下この条において「請求完了日」といいます。) からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額 (保険価額を含みます。) および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑥までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次の①から⑥までに掲げる日数に該当する場合は、そのうち最長の日数) を経過する日まで、に保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
 - ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 (弁護士法 (昭和24年法律第205号) に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。) 180日
 - ② (1)の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法 (昭和22年法律第118号) が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日国外における調査 180日
 - ⑥ 損害を受けた保険の対象もしくは損害発生事由が特殊である場合または同一敷地内に所在する多数の保険の対象が同一事故により損害を受けた場合において、(1)の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日
- (3) (2)の①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)の①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当社は、(2)の①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合 (必要な協力を行わなかった場合を含みます。) は、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

らと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 365日

- (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日国外における調査 180日
 - ⑥ 損害を受けた保険の対象もしくは損害発生事由が特殊である場合または同一敷地内に所在する多数の保険の対象が同一事故により損害を受けた場合において、(1)の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日
- (2) (1)の①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)の①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当社は、(2)の①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
 - (4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合 (必要な協力を行わなかった場合を含みます。) は、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。この場合において、普通保険約款第4章基本条項第20条 (保険金支払後の保険契約) (1)の規定は、次のとおり、読み替えるものとします。
「地震危険補償特約 (縮小支払) 第1条 (保険金を支払う場合) の損害保険金を同特約第3条 (損害保険金の支払額) に定める割合で除した額がそれぞれ1回の事故につき保険金額 (保険価額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。) の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。」

14 地震危険補償特約 (縮小支払)

第1条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、企業総合補償保険普通保険約款 (以下「普通保険約款」といいます。) 第1章財物補償条項第2条 (保険金を支払わない場合) (2)の②の規定にかかわらず、この特約の保険の対象について生じた次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。
 - ① 地震または噴火による火災、破裂または爆発 (気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。)
 - ② 地震または噴火によって生じた損壊、埋没等
 - ③ 地震または噴火による津波、洪水その他の水災
- (2) (1)の②に規定する噴火によって生じた損壊・埋没等の損害には、噴火による火山灰の付着、混入または堆積等であって、保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 (注) を含みません。
(注) 保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
保険の対象が建物または屋外設備・装置の場合は、機能の喪失または低下を伴わない雨樋や塀のゆがみ等を含みます。

第2条 (小損害額の控除)

- (1) 当会社が第1条 (保険金を支払う場合) の損害保険金として支払うべき損害の額は、1回の事故 (72時間以内に生じた2以上の地震または噴火は、これらを一括して、1回の事故とみなします。) につき、損害の額から保険価額の2%に相当する額を差し引いた残額とします。
- (2) (1)の規定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が建物内収容の動産であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ適用し、また、保険の対象が建物および建物内収容の動産以外のものであるときは、その全体について、敷地内ごとに適用します。
- (3) (1)および(2)の場合において、差し引く額が1万円に満たないときは、これを1万円とし、10万円を超えるときは、これを10万円とします。
- (4) (1)および(3)の規定にかかわらず、保険証券にこれと異なる控除額の記載がある場合は、その額を差し引くものとします。

第3条 (損害保険金の支払額)

- (1) 当会社がこの特約によって支払うべき損害保険金の額は、前条の規定、普通保険約款第1章財物補償条項第4条 (保険金の支払額)、第5条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) および第6条 (包括して契約した場合の保険金の支払額) の規定ならびにこの保険契約に付された他の特約の規定によって算出した損害保険金の額に保険証券記載のとおり%を乗じて得た額とします。
- (2) 支払限度額を定めた場合において、(1)の規定によって算出した損害保険金の額が保険証券記載の支払限度額 (以下「支払限度額」といいます。) を超えたときは、損害保険金の額はその支払限度額を限度とします。

- (3) 保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）通算または保険期間中の1年ごとの支払限度額を定めた場合において、この保険契約の保険期間中に既に当会社が第1条（保険金を支払う場合）の損害保険金を支払っていたときは、(2)の保険金の限度となる支払限度額は、保険証券記載の支払限度額から既に支払った損害保険金の合計額を差し引いた残額とします。

第4条（普通保険約款に掲げる費用保険金等との関係）

この特約においては、普通保険約款に掲げる費用保険金の支払および損害防止費用の負担に関する規定は、これを適用しません。

第5条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、被保険者が普通保険約款第4章基本条項第22条（保険金の請求）(2)の規定による手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑥までの事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（保険価額を含みます。）および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑥までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次の①から⑥までに掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
 - ② (1)の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 365日
 - ⑤ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
 - ⑥ 損害を受けた保険の対象もしくは損害発生事由が特殊である場合または同一敷地内に所在する多数の保険の対象が同一事故により損害を受けた場合において、(1)の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日
- (3) (2)の①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)の①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当会社は、(2)の①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。この場合において、普通保険約款第4章基本条項第26条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定は、次のとおり、読み替えるものとします。

- 「 地震危険補償特約（縮小支払）第1条（保険金を支払う場合）の損害保険金を同特約第3条（損害保険金の支払額）に定める割合で除した額がそれぞれ1回の事故につき保険金額（保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。）の80％に相当する額を超えた場合は、保険契約者、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。」

15 地震危険補償特約（支払限度額方式）

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、企業総合補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1章財物補償条項第2条（保険金を支払わない場合）(2)の②の規定にかかわらず、この特約の保険の対象について生じた次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。
- ① 地震または噴火による火災、破裂または爆発（気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。）
 - ② 地震または噴火によって生じた損壊、埋没等
 - ③ 地震または噴火による津波、洪水その他の水災
- (2) (1)の②に規定する噴火によって生じた損壊・埋没等の損害には、噴火による火山灰の付着、混入または堆積等であって、保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害（注）を含みません。
- (3) 当会社は、この特約に従い、(1)の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（取りこぼし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。）が発生した場合は、その費用のうち当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用（以下「残存物取片づけ費用」といいます。）に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。
- (注) 保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
保険の対象が建物または屋外設備・装置の場合は、機能の喪失または低下を伴わない雨樋や堀のゆがみ等を含みます。

第2条（控除額）

当会社が第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金として支払うべき損害の額または同条(3)の残存物取片づけ費用保険金として支払うべき残存物取片づけ費用の額（以下これらを「損害の額等」といいます。）は、1回の事故（72時間以内に生じた2以上の地震または噴火は、これらを一括して、1回の事故とみなします。）につき損害の額および残存物取片づけ費用の額の合計額から、保険証券記載の控除額を差し引いた残額とします。

第3条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は普通保険約款第1章財物補償条項第4条（保険金の支払額）(3)、(4)および(6)の表の②の規定にかかわらず、保険金額を限度として、前条の規定による損害の額等を第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金または同条(3)の残存物取片づけ費用保険金として支払います。
- (2) (1)の規定によって算出した損害保険金および残存物取片づけ費用保険金の合計額が保険証券記載の支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を超えた場合は、これらの保険金の合計額はその支払限度額を限度とします。
- (3) 保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）通算または保険期間中の1年ごとの支払限度額を定めた場合において、この保険契約の保険期間中に既に当会社が第1条（保険金を支払う場合）の損害保険金または残存物取片づけ費用保険金を支払っていたときは、(2)の保険金の限度となる支払限度額は、保険証券記載の支払限度額から既に支払ったこれらの保険金の合計額を差し引いた残額とします。

第4条（普通保険約款に掲げる費用保険金等との関係）

この特約においては、普通保険約款に掲げる費用保険金の支払および損害防止費用の負担に関する規定は、これを適用しません。

第5条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、被保険者が普通保険約款第4章基本条項第22条（保険金の請求）(2)の規定による手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑥までの事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（保険価額を含みます。）および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑥までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次の①から⑥までに掲げ

る日数（複数の該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日まで、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
 - ② (1)の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 365日
 - ⑤ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
 - ⑥ 損害を受けた保険の対象もしくは損害発生事由が特殊である場合または同一敷地内に所在する多数の保険の対象が同一事故により損害を受けた場合において、(1)の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日
- (2) ①の①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)の①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当社は、(2)の①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。この場合において、普通保険約款第4章基本条項第26条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定は、次のとおり、読み替えるものとします。

「 地震危険補償特約（支払限度額方式）第1条（保険金を支払う場合）の損害保険金および残存物取片づけ費用保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき、保険金額（保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。）の80％に相当する額を超えた場合または同条の損害保険金および残存物取片づけ費用保険金の合計額が同特約第3条（保険金の支払額）の規定による保険金の限度となる支払限度額に達した場合は、保険契約は、これらの保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。」

16 火災通知保険特約（第3方式）（企業総合補償用）

第1条（保険の対象および支払保険金制限額）

保険の対象、その在庫報告単位、収容敷地内の名称、収容建物（危険区画または野積みの場合、収容タンク等を含みます。以下同様とします。）の名称、構造および支払保険金制限額（以下「制限額」といいます。）は、保険証券記載のとおりとします。

第2条（保険責任の始期）

当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日または当会社が暫定保険料を領収した時のいずれか遅い時に始まります。

第3条（暫定保険料）

当社は、制限額の75％に相当する額に所定の保険料率を乗じて得た額を暫定保険料とします。

第4条（制限額または保険の対象の収容敷地内もしくは収容建物の変更）

- (1) 保険契約者は、保険期間中に、制限額を増額し、保険の対象を追加し、または収容敷地内もしくは収容建物を追加することがあります。
- (2) 制限額を増額した場合、新たな制限額を設定した場合または保険の対象、収容敷地内もしくは収容建物を追加したことによって保険料率の引上げが生じた場合における暫定保険料については、前条の計算を満期日までの未経過期間について日割をもって計算します。
- (3) (1)の増額分についての暫定保険料の領収前に損害が生じた場合は、当社は、(1)の事実がなかったものとして損害保険金を支払います。
- (4) この保険契約においては、保険期間中に、制限額を減額し、一部の保険の対象についてこの保険契約を解除し、または一部の敷地内もしくは建物を保険の対象の収容敷地内もしくは収容建物から除外することはできません。ただし、第12条（一部の建物についての除外）および第13条（保険契約の解除）に規定する場合を除きます。

第5条（在庫価額の計算方式）

通知日における在庫価額と罹災時の在庫価額は、同一の計算方式によって算出するものと

します。

第6条（在庫価額の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、所定の様式により、各在庫報告単位について、その在庫高の有無にかかわらず、保険証券記載のとおりを通知日とし、その日における在庫価額を記載した通知書を作成し、これを毎通知日からその日を含めて30日以内に当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の通知が所定の期間内に行われなかった場合は、在庫報告単位ごとに制限額（制限額が2以上設定されている場合は、その合計額）と前回の通知価額とのいずれか高い額をもってその通知日の通知価額とみなします。ただし、いかなる場合も、その通知日の在庫価額を下回ることはないとします。
- (3) (1)に規定する約定通知日が適当でないと認められる場合は、保険契約者または当社は、いつでも、相手方に対しその変更を求めることができます。

第7条（保険料の精算）

- (1) 当社は、保険期間満了後、在庫報告単位ごとに、前条の通知価額の平均価額を算出し、これに所定の保険料率を乗じて得た額を確定保険料とします。
- (2) (1)の計算において、その保険の対象についてこの特約による保険契約と契約方式を異にする他の保険契約（以下「普通の保険契約」といいます。）で当会社の承認を得たものがある場合は、その保険契約の存する通知日の通知価額からその保険金額を差し引きします。ただし、通知価額を超えては差し引きません。
- (3) 当社が第10条（保険金の支払額）の規定によって損害保険金を支払った場合において、罹災時以後の通知日の通知価額（(2)の規定が適用される場合は、通知価額から普通の保険契約の保険金額を差し引いた残額とします。）に支払った損害保険金の額（損害保険金の支払が2回以上あった場合は、それぞれの罹災時以降の通知日までに支払った損害保険金の額のうち最も高い額とします。）を下回るものがあるときは、その通知日の通知価額に代えて損害保険金の額をもって、(1)に規定する通知価額の平均価額を算出します。
- (4) 当社は、(1)から(3)までの規定による確定保険料と暫定保険料をそれぞれ合計した額を比較してその差額を返還または請求します。
- (5) (4)の暫定保険料は、保険期間の中途において、当社が収受したものを加算し、返還したものを差し引いた額とします。

第8条（最低保険料）

当社は、暫定保険料の合計額の15分の4を最低保険料とし、前条により当社が差額を返還する場合でも、その返還する額は、暫定保険料の合計額の15分の11を超えないものとします。

第9条（損害の発生）

保険の対象が罹災した場合は、被保険者は、この特約に付帯された企業総合補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第4章基本条項第22条（保険金の請求）(2)

①に規定する書類のほか、入出庫状況を示す証憑書類の写を当会社に提出しなければなりません。

第10条（保険金の支払額）

- (1) 当社が損害保険金として支払うべき損害の額および罹災時の在庫価額は、普通保険約款第1章財物補償条項第4条（保険金の支払額）(1)の規定にかかわらず、その損害が生じた日および時における保険の対象の価額によって定めます。
- (2) 当社は、損害が生じた保険の対象にかかる制限額を限度とし、(1)の規定による損害の額を損害保険金として、支払います。
- (3) 当社は、損害が生じた保険の対象について普通の保険契約がある場合は、その保険契約が当会社の承認を得たものであると否を問わず、次の①または②のとおり保険金を支払います。ただし、①と②を合算して、損害が生じた保険の対象にかかる制限額を限度とします。

① ②以外の損害保険金の支払額
次の算式によって算出した額。ただし、次の算式において、普通の保険契約の保険金額は、罹災時の在庫価額を超えないものとします。

$$(1) \text{ の規定による損害の額} \times \frac{\text{罹災時の在庫価額}}{\text{普通の保険契約の保険金額}} = \text{損害保険金の額}$$

② 水災危険限定補償特約を付帯している場合の同特約における損害保険金の支払額
次の算式によって算出した額。ただし、次の算式において、この保険契約がないものとして算出した普通の保険契約で支払うべき損害保険金（注）の額は、罹災時の在庫価額の5％を超えないものとします。

- この保険契約がないものとして算出し
罹災時の在庫価額 × 5% - た普通の保険契約の保険金額で支払う = 損害保険金の額
べき損害保険金（注）の額
- （注） 普通の保険契約が店舗総合保険普通保険約款の場合は、水害保険金をいいます。
- (4) 罹災前、当会社が受領した最終の通知における通知価額（以下「最終通知価額」といいます。）が第6条（在庫価額の通知）の規定によって通知すべき実際の在庫価額（以下「通知日在庫価額」といいます。）に不足していた場合は、当会社は、次の①または②のいずれかの算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。
- ① 最終通知価額の通知日に普通の保険契約がない場合

$$(1)から(3)までの規定による損害保険金の額 \times \frac{\text{最終通知価額}}{\text{通知日在庫価額}} = \text{損害保険金の額}$$

② 最終通知価額の通知日に普通の保険契約がある場合。この場合、算式における普通の保険契約の保険金額は、最終通知価額を超えないものとしします。

$$(1)から(3)までの規定に \times \frac{\text{最終通知価額} - \text{普通の保険契約の保険金額}}{\text{通知日在庫価額} - \text{普通の保険契約の保険金額}} = \text{損害保険金の額}$$

第11条（帳簿の閲覧）

当会社は、この保険契約の保険期間中およびその終了後1年以内において、保険の対象およびこれに関する帳簿、記録その他の書類を閲覧することができます。

第12条（一部の建物についての除外）

一つの在庫報告単位内で制限額が2以上設定される場合において、保険期間中に、法令その他のこれに準ずる命令に基づく一部の制限額の設定単位内の収容建物全部の取りこわし、譲渡もしくは移転または一部の制限額の設定単位内の収容建物全部の滅失その他やむを得ない事由が生じ、当会社の承認を得たときは、保険契約者は、それらの建物全部をそれらが属している在庫報告単位内の収容建物から除外することができます。この場合に返還する暫定保険料は、既経過期間に対し日割をもって計算した暫定保険料を、領収した暫定保険料から差し引いた残額とします。

第13条（保険契約の解除）

- (1) 保険契約者または当会社は、いつでも、この保険契約を解除（在庫報告単位ごとに保険契約を解除する場合を含みます。以下同様とします。）することができます。ただし、この場合は、14日以前に書面によって通知しなければなりません。
- (2) (1)の規定により、保険契約者または当社が保険契約を解除した場合は、第7条（保険料の精算）の規定に準じ、既経過期間に対し月割をもって計算した確定保険料によって精算するものとしします。
- (3) 法令その他これに準ずる命令に基づく収容建物全部の取りこわし、譲渡もしくは移転または収容建物全部の滅失その他やむを得ない事由が生じた場合は、保険契約者は、(1)ただし書の規定にかかわらず、当会社の承認を得てこの保険契約を直ちに解除することができます。この場合も、(2)の規定により算出した確定保険料によって精算するものとしします。
- (4) (2)および(3)の確定保険料の合計額は、既経過期間に対し、制限額の20%に相当する額に所定の保険料率を乗じて得た額について月割をもって計算した額の合計額を下回ることはいないものとしします。

第14条（普通保険約款に掲げる損害防止費用との関係）

第10条（保険金の支払額）(3)および(4)の規定は、普通保険約款第4章基本条項第20条（損害防止義務および損害防止費用）(2)の負担金を算出する場合にこれを準用します。

第15条（読替規定）

この特約に保険料分割払特約（即時払）が同時に付帯されている場合は、同特約の「保険料」の規定を「暫定保険料」と読み替えて適用します。

- ① I 共通条項第2条（返還保険料の取扱い）の規定中、「保険料」とあるのは「暫定保険料」

② I 共通条項第3条（保険料の取扱い—普通保険約款における解除等の場合）およびⅡ契約保険料払込条項第7条（保険料不払の場合の解除）の規定中、「返還すべき保険料」とあるのは「返還すべき暫定保険料」

③ Ⅱ契約保険料払込条項第1条（保険料の払込み）(1)の規定中、「保険料」とあるのは「この保険契約の始期に支払うべき暫定保険料」

第16条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、普通保険約款第1章財物補償条項第4条（保険金の支払額）(3)および(4)の規定を除き、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。この場合において、普通保険約款の規定中「保険金額」とあるのは「支払保険金制限額または在庫価額のいずれか低い額」と読み替えるものとしします。

追加収容建物に関する特約

第1条（この特約の適用される範囲）

この特約は、保険契約者が、保険証券記載の敷地内に所在する保険証券記載の貯蔵品のすべてを保険の対象に含める場合にかり適用があるものとします。

第2条（自動補償）

- (1) 保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に、保険証券記載の敷地内において、保険の対象の収容建物（危険区画、野積の場所、収容タンク等を含みます。以下同様とします。）が追加された場合または保険証券記載の建物に収容する保険の対象の種類に変更があった場合は、これらの事実が生じた収容建物の貯蔵品（保険証券記載の保険の対象と同種のものにかります。以下「追加建物貯蔵品」といいます。）は、これらの事実が生じた日から翌月末日までの期間にかぎり、自動的にこの保険契約の保険の対象に含まれるものとしします。この場合は、火災通知保険特約（第3方式（企業総合補償用）（以下「特約」といいます。）第4条（制限額または保険の対象の収容敷地内もしくは収容建物の変更）(3)の規定は、これを適用しません。
- (2) 追加建物貯蔵品に損害が生じた場合は、当会社は、特約第10条（保険金の支払額）(2)の規定にかかわらず、損害が生じた敷地内の保険証券記載の支払保険金制限額の合計額を限度とし、同条(1)の規定による損害の額を損害保険金として、支払います。この場合において、同条(3)の規定中「損害が生じた保険の対象にかかる制限額」とあるのは「損害が生じた敷地内の保険証券記載の支払保険金制限額の合計額」と読み替えるものとしします。
- (3) 追加建物貯蔵品に対する損害保険金の額と保険証券記載の保険の対象に対する損害保険金の額との合計額が、損害が生じた敷地内の保険証券記載の支払保険金制限額の合計額を超える場合は、当会社の支払うべき損害保険金の額は、その支払保険金制限額の合計額を限度とします。
- (4) (1)の事実が生じた場合は、保険契約者は、(1)の事実が生じた日から翌月末日までにその事実を所定の様式により、当会社に通知しなければなりません。
- (5) 追加建物貯蔵品の在庫価額は、いかなる場合にも、特約第6条（在庫価額の通知）(1)および(2)ならびに特約第10条（保険金の支払額）(4)の在庫価額に算入されるものとしします。この場合において、追加建物貯蔵品に損害が生じたときは、同条(4)の規定中「(1)から(3)まで」とあるのは「追加収容建物に関する特約第2条（自動補償）(2)および(3)」と読み替えるものとしします。
- (6) 当会社が追加建物貯蔵品に対する損害保険金を支払った場合は、特約第7条（保険料の精算）(3)の規定中「第10条（保険金の支払額）」とあるのは「追加収容建物に関する特約第2条（自動補償）(2)および(3)」と読み替えるものとしします。

敷地内移動中の危険補償追加特約（企業総合補償用）

当会社は、保険の対象が保険証券に添付された明細書記載の敷地内（ただし、建物内を除きます。）を移動している間において、在庫報告単位ごとに普通保険約款および付帯されている他の特約に定める事故によって生じた損害に対して、損害保険金を支払います。ただし、その損害に対して火災保険契約（火災通知保険特約付契約を含みます。）以外の他の保険契約等により保険金が支払われる場合は、当会社は、その損害について損害保険金を支払いません。

17 火災保険総括契約に関する特約

第1条（保険の対象の範囲）

この保険契約における保険の対象は、次のすべての物件とします。

保険証券記載のとおり

第2条（保険責任期間）

- (1) この特約による当会社の各保険の対象に係る保険責任の始期および終期は、次のとおりとします。ただし、第5条（通知）に定める通知書に記載された期間を超えないものとします。
- | |
|------------|
| 保険証券記載のとおり |
|------------|
- (2) 各保険の対象に対する当会社の保険責任は、保険期間が終了した後も(1)の終期まで継続するものとしします。

第3条（保険金額）

各保険の対象の保険金額は、次のとおりとします。

保険証券記載のとおり

第4条（暫定保険料）

- (1) 保険期間内に当会社が保険責任を負うことが予定されている保険の対象について、前条の保険金額の合計額に基づき所定の保険料を計算し、保険契約者は、これを暫定保険料として

- 当会社に支払うものとしです。
- (2) 保険期間が始まった後でも、当会社は、(1)の暫定保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（通知）

- (1) 保険契約者は、第1条（保険の対象の範囲）の保険の対象を1か月ごとに取りまとめ、保険証券記載のとおり日を締切日として、次に掲げる事項を所定の通知書により締切日後保険証券記載のとおり日以内に当会社に通知しなければなりません。ただし、通知するべき事項が生じている場合にかぎりです。

保険証券記載のとおり

- (2) (1)に定める通知書に記載した事項につき変更が生じた場合は、保険契約者は、その都度遅滞なく当会社はその旨を通知しなければなりません。

第6条（通知の遅滞・脱漏）

- (1) 前条の通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、遅滞または脱漏のあった保険の対象にかかわる損害または費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。
- (2) 通知の脱漏があった場合は、この保険契約の終了後であっても、保険契約者は、異議なくこれに対する保険料を支払うものとしです。

第7条（確定保険料および保険料の精算）

- (1) 保険料精算期間は、保険始期日後保険証券記載のとおり間とし、各保険料精算期間終了後第5条（通知）に定める通知書に基づき確定保険料を計算し、保険契約者は、これをその都度遅滞なく当会社を支払うものとしです。ただし、次条(4)に該当する場合の保険料を除きます。
- (2) (1)の確定保険料は、それぞれの保険の対象について第2条（保険責任期間）により当会社が保険責任を負う期間に対して所定の保険料率により計算します。
- (3) 第4条（暫定保険料）の暫定保険料は、これを最終の保険料精算期間に対する確定保険料との間で、その差額を精算します。

第8条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は、各保険の対象につき第5条（通知）に定める通知書による保険金額を超えては、損害保険金を支払いません。
- (2) 罹災時において通知書記載の保険金額が第3条（保険金額）に定める保険金額に不足する場合は、当会社は、その不足する割合によって損害保険金を削減します。
- (3) 第2条（保険責任期間）に定める当会社の保険責任開始後第5条（通知）に定める通知までの間に保険の対象について生じた損害に対しても、当会社は、第3条（保険金額）に定める保険金額を限度とし、損害保険金を支払います。
- (4) (3)の場合において、損害の生じた保険の対象について第3条（保険金額）に定める保険金額およびその保険の対象について予定された第2条（保険責任期間）に定める保険責任の期間により確定保険料を計算し、保険契約者は、直ちにこれを当会社を支払うものとしです。

第9条（帳簿の閲覧）

- 当会社は、必要があると認めた場合は、保険契約者の帳簿その他関係書類を閲覧することができます。

第10条（準用規定）

- この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業総合補償保険普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

18 初回保険料の口座振替に関する特約

第1条（用語の定義）

- この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	第1回保険料をいい、この保険契約に保険料分割払特約が適用されている場合は第1回分割保険料にかぎりです。
初回保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提供している金融機関等をいいます。

第2条（この特約が付帯される条件）

- (1) この特約は、この保険契約の締結が、保険期間の初日の前日までになされている場合で、保険契約締結の際に、保険契約者が、書面をもってこの特約の付帯を申し出て、当会社がこれを承認したときに付帯されます。

第3条（初回保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、初回保険料を口座振替の方法により払い込むこととします。この場合は、保険契約締結の際に、次の①および②に定める条件をいずれも満たさなければなりません。
- ① 指定口座が提携金融機関に設定されていること。
- ② 当会社に損害保険料口座振替依頼書の提出等がなされていること。
- (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の営業日に行われた場合は、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかねければなりません。
- (4) 保険契約者が、初回保険料払込期日までにその払込みを怠った場合において、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、初回保険料払込期日の属する月の翌月の応当日をその初回保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第4条（保険料の払込み）

- 保険契約者は、この特約により、初回保険料を初回保険料払込期日までに払い込まなければなりません。

第5条（初回保険料不払の場合の取扱い）

- (1) 保険契約者が初回保険料払込期日に初回保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んだ場合は、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 保険契約者が初回保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第6条（保険料領収前事故の特則）

- 保険契約者が、事故発生の日以前に到来した初回保険料払込期日に払い込むべき初回保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者が、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が初回保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

第7条（初回保険料不払いの場合の解除）

- (1) 当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料の払込みがない場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (3) (1)および(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料を返還します。

第8条（自動継続契約への不適用）

- この特約が付帯された契約が、保険契約の継続に関する特約の規定により継続される場合は、継続された保険契約については、この特約を適用しません。

19 クレジットカードによる保険料支払に関する特約

第1条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

- (1) 当会社は、この特約に従い、当会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により、保険契約者が、この保険契約の保険料（契約内容変更時の追加保険料を含みます。）以下同様とします。）を支払うことを承認します。
- (2) (1)のいう保険契約者とは、クレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者にかぎりです。

第2条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者から、この保険契約の申込時または契約内容変更時にクレジットカードによる保険料の支払の申出があった場合は、当会社は、カード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時に保険料の払込があったものとみなします。
- (2) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
- ① 当会社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。
- ② 会員規約等に定める手続が行われない場合

第3条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

- (1) 当会社は、前条(2)の①の保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条(1)の規定を適用します。
- (3) 保険契約者が(2)の保険料の支払を怠った場合は、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。ただし、この場合の保険料は、保険契約の申込時に支払う保険料にかぎるものとし、契約内容変更時の保険料の支払を怠った場合は、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を適用します。
- (4) (3)の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第4条（保険料の返還の特則）

普通保険約款および付帯された他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、前条(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、この規定によらず保険料を返還します。

第5条（追加保険料の払込みの特則）

当会社は、第1条（クレジットカードによる保険料支払の承認）(1)にかかわらず、追加保険料の払込みをクレジットカード以外の方法により、請求できるものとします。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および地震保険普通保険約款ならびに付帯された他の特約の規定を準用します。

20 テロ危険および情報のみ損害対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款および付帯された他の特約の規定にかかわらず、直接であるとか間接であることを問わずテロ行為（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。）によって、またはテロ行為の結果として生じた損害、損失もしくは費用に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当会社は、この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款および付帯された他の特約の規定にかかわらず、情報（プログラム、ソフトウェアおよびデータ）のみに生じた損害、またはその損害を受けた結果生じた損害、損失もしくは費用に対しては、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

21 共同保険特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用 語	定 義
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第1条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の事項を行います。

- ① 保険契約申込書等の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 契約内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認

- ⑥ 保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡または消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡または消滅の承認
- ⑦ 保険契約に係る変更確認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑧ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑨ 事故発生もしくは損害発生に通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑩ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑪ ①から⑩までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条の事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

V 3. 告知等変更特約（企業総合補償用）

第1条（この特約が適用される範囲）

この特約は、保険法（平成20年法律第56号）第36条第4号の規定に該当する保険契約に適用されます。

第2条（告知義務）

当会社は、この特約に従い、企業総合補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第4章基本条項第2条（告知義務）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第2条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書の記載事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを含みます。）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、事故等による損害等の発生前に、保険契約申込書の記載事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)に規定する事実が、危険（損害の発生の可能性をいいます。）に関する重要な事項（保険契約申込書の記載事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実にかぎります。）に関する事項ものであった場合は、(2)の規定を適用しません。ただし、他の保険契約等に関する事項については、(2)の規定を適用します。
- (5) (2)の規定による解除が事故等による損害等の発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (6) (5)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した事故等による損害等については適用しません。」

第3条（通知義務）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第4章基本条項第3条（通知義務）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第3条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次の①から④までのいずれかに該当する事実が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰することのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなかった場合は、当会社に申し出る必要はありません。

- ① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更すること。
 - ② 保険の対象を他の場所に移転すること。
 - ③ 保険の対象である機械設備を仮修理もしくはその他の応急措置により運転または使用すること。
 - ④ ①から③までのほか、保険契約申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実(保険契約申込書の記載事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定められたものに関する事実にかぎりず。)が発生すること。
- (2) (1)の事実がある場合、(4)ただし書の規定に該当する場合を除きます。)は、当会社は、その事実について書面を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合は適用しません。
- (4) (1)に規定する手続を怠った場合は、当会社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が書面を受領するまでの間に生じた事故等による損害等に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)の①または④に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときは除きます。
- (5) (4)の規定は、(1)の事実に基づかず発生した事故等による損害等については適用しません。」

第4条（保険の対象の調査および資料の閲覧）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第4章基本条項第6条（保険の対象の調査および資料の閲覧）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第6条（保険の対象の調査および資料の閲覧）

- (1) 当会社は、いつでも次の①から③までの事項を求めることができます。
- ① 保険の対象またはこれを収容する建物もしくは敷地内を調査すること
 - ② 帳簿その他の書類を閲覧すること
 - ③ 保険料が営業収益等によって定められている場合は、当会社に、営業収益を確認するために必要な資料を提出すること
- (2) 保険契約者、被保険者または保険の対象を占有する者が、相当な理由がなく(1)の事項を行うことを拒んだ場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、(2)に規定する拒否の事実があった時から1か月を経過した場合は適用しません。」

第5条（保険金額の調整）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第4章基本条項第10条（保険金額の調整）(1)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第10条（保険金額の調整）

(1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていた場合であっても、保険契約者は、その超過部分について、この保険契約を取り消すことはできません。」

第6条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第4章基本条項第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

(1) 次の①から③までの場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、下表の規定に従い、算出した額を返還または請求します。

区 分	保険料の返還または請求
① 告知等変更特約（企業総合補償用）第2条（告知義務）の規定により読み替えて適用される第2条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求します。

② 告知等変更特約（企業総合補償用）第3条（通知義務）の規定により読み替えて適用される第3条（通知義務）(1)の事実が生じた場合	ア、変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、左記の事実が生じた時以降の期間（注1）に対し、次の算式により算出した額を返還します。 $\text{変更前の保険料と変更後の保険料の差額} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数（注2）}}{\text{保険期間月数（注2）}} \right)$ イ、変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、左記の事実が生じた時以降の期間（注1）に対し、次の算式により算出した額を請求します。 $\text{変更後の保険料と変更前の保険料の差額} \times \frac{\text{未経過月数（注2）}}{\text{保険期間月数（注2）}}$
③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合	ア、変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。 $\text{変更前の保険料と変更後の保険料の差額} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数（注2）}}{\text{保険期間月数（注2）}} \right)$ イ、変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 $\text{変更後の保険料と変更前の保険料の差額} \times \frac{\text{未経過月数（注2）}}{\text{保険期間月数（注2）}}$

- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合(当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎりず。)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (1)の①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) (3)の規定は、告知等変更特約（企業総合補償用）第3条（通知義務）の規定により読み替えて適用される第3条（通知義務）(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した事故等による損害等については適用しません。
- (5) (1)の③の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故等による損害等に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
- (注1) 左記の事実が生じた時以降の期間
- 保険契約者または被保険者の申出に基づく、告知等変更特約（企業総合補償用）第3条（通知義務）の規定により読み替えて適用される第3条（通知義務）(1)の事実が生じた時以降の期間をいいます。
- (注2) 月数
- 1か月に満たない期間は1か月とします。」

第7条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第4章基本条項第17条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第17条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

第10条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合は、当会社は、減額する保険金額に対して、告知等変更特約（企業総合補償用）第6条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）の規定により読み替えて適用される第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)の③ア、に定める算式により算出した額を返還します。」

第8条（保険料の返還－解除の場合）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第4章基本条項第18条（保険料の返還－解除の場合）(1)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第18条（保険料の返還－解除の場合）

(1) 告知等変更特約（企業総合補償用）第2条（告知義務）の規定により読み替えて適用される第2条（告知義務）(2)、同特約第3条（通知義務）の規定により読み替えて適用される第3条（通知義務）(2)、同特約第4条（保険の対象の調査および資料の閲覧）の規定により読み替えて適用される普通保険約款第4章基本条項第6条（保険の対象の調査および資料の閲覧）(2)、第12条（重大事由による解除）(1)もしくは(2)または告知等変

更特約（企業総合補償用）第6条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）の規定により読み替えて適用される第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、次の算式により算出した額を返還します。

この保険契約が解除された日の契約 × $\left(1 - \frac{\text{既経過月数（注）}}{\text{保険期間月数（注）}}\right)$

内容に基づき計算した保険料

第9条（保険金の請求）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第4章基本条項第22条（保険金の請求）(2)の規定中、「次条(1)」とあるのは「告知等変更特約（企業総合補償用）第10条（保険金の支払時期）の規定により読み替えて適用される第23条（保険金の支払時期）(1)」と読み替えて適用します。

第10条（保険金の支払時期）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第4章基本条項第23条（保険金の支払時期）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第23条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、被保険者が前条(2)の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故等の原因、事故等発生 の状況、損害等発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害等の額（保険価額を含みます。）および事故等と損害等との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害等について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
- ② (1)の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- ⑤ 損害を受けた保険の対象もしくは損害発生事由が特殊であることまたは同一敷地内に所在する多数の保険の対象が同一事故により損害を受けた場合において、(1)の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日
- (3) (2)の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)の①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当会社は、(2)の①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

第11条（他の特約が付帯されている場合の読替え）

- (1) この保険契約に付帯されている他の特約において、この特約により読み替えられている普通保険約款の事項について規定がある場合には、この特約の趣旨に従い、同様に読み替えるものとします。
- (2) この保険契約に付帯されている他の特約において、普通保険約款に関する規定がある場合には、特段の定めがないかぎり、この特約に従い読み替えた普通保険約款を適用します。

第12条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

V 4．特殊包括契約に関する特約（企業総合補償用）

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
協定保険価額	当会社と保険契約者との間で協定した保険の対象の価額をいいます。
財物補償条項	普通保険約款第1章財物補償条項をいいます。
敷地内	保険証券記載の敷地内をいいます。
商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物および副資材をいいます。
設備・什器等	第1条（保険の対象およびその範囲）(1)の①に掲げる建物等内収容の機械、設備・装置、器具、工具、什器、備品等および屋外の器具、工具、什器または備品をいいます。
対象法人	保険証券の対象法人欄に記載の者をいいます。
建物等	建物および屋外設備・装置をいいます。
他人	保険契約者および対象法人以外の者をいいます。
普通保険約款	企業総合補償保険普通保険約款をいいます。
付保割合	保険証券記載の付保割合をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日の応当日から1年間をいいます。

第1条（保険の対象およびその範囲）

- (1) この保険契約における保険の対象は、日本国内の敷地内に所在し、かつ、保険契約者または対象法人が所有する次の①から③までに掲げるすべての物件とします。ただし、次に掲げる条件に該当する物件にかぎりです。

保険証券記載のとおり

- ① 建物等
- ② 設備・什器等
- ③ 商品・製品等
- (2) (1)の規定にかかわらず、次の①から⑤までに掲げる物は、保険の対象に含まれません。
- ① 住宅金融支援機構等の特殊法人等の融資にかかわる特約火災保険の契約物件
- ② 積立型火災総合保険等火災危険を補償する満期返戻金付長期保険の契約物件
- ③ 日本国外に所在する物件
- ④ 動物・植物等の生物（注）
- ⑤ 電車・機関車・客車・貨車等
- ⑥ 航空機または船舶等（ヨット・モーターボート、水上オートバイ、カヌー、雪上オートバイおよびゴーカートならびにこれらの付属品を含みます。）
- ⑦ 坑道内所在物件
- ⑧ 海、湖、沼または河川等の水上・水中に所在する物件
- (3) (1)の規定にかかわらず、次の①から⑤までに掲げる物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
- ① 基礎工事、門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
- ② 建物外に設置された煙突、煙道、コンクリート水槽もしくは棧橋
- ③ 軌道、護岸、防油堤その他の土木構築物
- ④ 他人に貸与または管理を委託している物
- ⑤ 財物補償条項第3条（保険の対象の範囲）(2)の②から⑤までに掲げる物
- (4) (1)の規定にかかわらず、(1)の③に掲げる物の一部または全部を保険の対象から除外することができず。
- (5) 敷地内に所在する他人所有の物は、(2)および(3)に掲げる物に該当しないもので、かつ、保険契約者が占有管理しているものにかぎり、保険契約者と被保険者が異なる保険契約である旨を保険契約申込書に明記して、保険の対象とすることができます。ただし、保険契約者ま

たは対象法人が占有管理している期間中にかぎります。

(注) 動物・植物等の生物

第1条（保険の対象およびその範囲）(3)①の垣が生垣である場合は、生垣は保険の対象に含まず。

第2条（保険の対象の価額の通知および協定）

(1) 保険期間が1年の場合は、次の①から⑦までのとおりとします。

① 保険契約者は、保険契約締結時において、各保険の対象の次のア、またはイ、に掲げる価額を当会社に通知するものとします。

ア、保険の対象である建物等および設備・^{じゅう}什器等については、再調達価額（注1）

イ、保険の対象である商品・製品等については、直近の会計年度における平均在庫価額。ただし、商品・製品等に関する特約（特殊包括契約に関する特約（企業総合補償用）用）に別の定めがある場合はその定めに従います。

② ①の規定による通知に基づき、当会社と保険契約者との間で、保険の対象の価額を協定するものとし、保険契約者は、協定保険価額を保険契約申込書添付の明細書に記載するものとします。

③ 保険契約締結の後、敷地内において保険の対象（注2）に次のア、からオ、までのいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者は、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、②の協定保険価額を修正するものとします。

ア、保険契約者が前条の規定により保険の対象（注2）とすべき物件を取得した場合

イ、保険の対象（注2）である物件が増築または増設された場合

ウ、保険の対象（注2）の一部または全部が敷地内から取り除かれた場合

エ、この保険契約において当会社の補償しない事故によって保険の対象（注2）が滅失した場合

オ、前条(5)の規定により保険の対象（注2）とした物件について、保険契約者または対象法人による占有管理が行われなくなった場合

④ 敷地内において、保険の対象（注2）を他の場所に移転した場合は、その移転に伴い協定保険価額は自動的に修正されるものとします。

⑤ 保険期間の途中において、物価の変動または改修（注3）等により保険の対象（注2）の価額に変動が生じた場合は、保険契約者は、その旨を当会社に通知し、協定保険価額を修正するものとします。

⑥ 保険の対象（注2）について当会社が損害保険金を支払うべき損害が生じた場合は、その保険の対象（注2）の協定保険価額から損害の額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の保険期間に対する協定保険価額とします。ただし、その保険の対象（注2）について修復が行われた場合は、③ア、またはイ、の場合に準じて協定保険価額を修正するものとします。

⑦ 付保割合条件付実損払特約が付帯されている場合において、その保険の対象（注2）について支払われるべき損害保険金の額が第5条（損害保険金の支払額）(2)に定める限度額に達したときは、その保険の対象の残存部分は自動的に保険の対象（注2）から除外されるものとします。ただし、保険契約者は、その残存部分を③ア、の場合に準じてあらかじめ保険の対象（注2）に加えることができます。

(2) 保険期間が1年を超える場合は、次の①から⑦までのとおりとします。

① 保険契約者は、保険契約締結時および保険契約の第2年度目以降の応当日ごとにおいて、各保険の対象の次のア、またはイ、に掲げる価額を当会社に通知するものとします。

ア、保険の対象である建物等および設備・^{じゅう}什器等については、再調達価額（注1）

イ、保険の対象である商品・製品等については、直近の会計年度における平均在庫価額。ただし、商品・製品等に関する特約（特殊包括契約に関する特約（企業総合補償用）用）に別の定めがある場合はその定めに従います。

② ①の規定による通知に基づき、保険契約締結時において当会社と保険契約者との間で、保険の対象の価額を協定するものとし、保険契約者は、協定保険価額を保険契約申込書添付の明細書に記載するものとします。ただし、応当日における保険の対象またはその価額が、その前年保険年度の初日における保険の対象またはその価額と異なる場合には、その応当日に①の通知に基づき保険価額を再協定するものとします。

③ 保険契約締結の後、敷地内において保険の対象（注2）に次のア、からオ、までのいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者は、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、②の協定保険価額を修正するものとします。

ア、保険契約者が前条の規定により保険の対象（注2）とすべき物件を取得した場合

イ、保険の対象（注2）である物件が増築または増設された場合

ウ、保険の対象（注2）の一部または全部が敷地内から取り除かれた場合

エ、この保険契約において当会社の補償しない事故によって保険の対象（注2）が滅失した場合

オ、前条(5)の規定により保険の対象（注2）とした物件について、保険契約者または対象

法人による占有管理が行われなくなった場合

④ 敷地内において、保険の対象（注2）を他の場所に移転した場合は、その移転に伴い協定保険価額は自動的に修正されるものとします。

⑤ 保険期間の途中において、物価の変動または改修（注3）等により保険の対象（注2）の価額に変動が生じた場合は、保険契約者は、その旨を当会社に通知し、協定保険価額を修正するものとします。

⑥ 保険の対象（注2）について当会社が損害保険金を支払うべき損害が生じた場合は、その保険の対象（注2）の協定保険価額から損害の額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の保険期間に対する協定保険価額とします。ただし、その保険の対象（注2）について修復が行われた場合は、③ア、またはイ、の場合に準じて協定保険価額を修正するものとします。

⑦ 付保割合条件付実損払特約が付帯されている場合において、その保険の対象（注2）について支払われるべき損害保険金の額が第5条（損害保険金の支払額）(2)に定める限度額に達したときは、その保険の対象（注2）の残存部分は自動的に保険の対象（注2）から除外されるものとします。ただし、保険契約者は、その残存部分を③ア、の場合に準じてあらかじめ保険の対象（注2）に加えることができます。

(注1) 再調達価額

保険金支払方法の変更に関する特約（時価払）（財物補償条項）を付帯した保険契約については、保険契約締結時の所在地における価額とします。

(注2) 保険の対象

商品・製品等を除きます。

(注3) 物価の変動または改修

③イ、に掲げる場合を除きます。

第3条（保険金額）

(1) 保険金額は、敷地内に所在するすべての保険の対象を包括して定めるものとし、これらの保険の対象の協定保険価額の合計額に付保割合を乗じて得た額とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約において応当日に保険の対象の価額が再協定された場合には、これらの協定保険価額の合計額に付保割合を乗じて得た額に修正するものとします。

(2) (1)の規定にかかわらず、敷地内に所在するすべての保険の対象について包括単位ごとにそれぞれ包括して保険金額を定める場合には、包括単位ごととの協定保険価額の合計額に付保割合を乗じて得た額をそれぞれの包括単位の保険金額とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約において応当日に保険の対象の価額が再協定された場合には、これらの協定保険価額の合計額に付保割合を乗じて得た額に修正するものとします。

(3) 前条(1)の③、⑤、⑥ただし書および⑦ただし書の規定もしくは前条(2)の③、⑤、⑥ただし書および⑦ただし書の規定により新たな保険の対象の価額を協定し、または協定保険価額を修正する場合は、その都度協定保険価額の追加分、増減分または減失分に付保割合を乗じて得た額を保険金額の増減分として保険金額に加減または差し引くものとします。

第4条（保険料の返還または請求—その1）

(1) 前条(1)ただし書、同条(2)ただし書および同条(3)の場合においては、当会社は、前条(1)ただし書、同条(2)ただし書および同条(3)に定める保険金額の増減分に対し、未經過期間に対する保険料を返還または請求します。

(2) (1)の規定にかかわらず、第2条（保険の対象の価額の通知および協定）(1)の⑥ただし書または同条(2)の⑥ただし書の規定による保険金額の増減分（注1）に対しては、保険料を請求しないものとします。

(3) (1)の規定にかかわらず、第2条（保険の対象の価額の通知および協定）(1)の③ウ、エ、オ、もしくは⑤または同条(2)の③ウ、エ、オ、もしくは⑥の事実による保険金額の減額分に対しては、保険契約者から特段の申し出がないかぎり、保険期間満了時（注2）に返還します。

(4) (1)の規定により当会社が保険料を請求した場合において、その保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、第2条（保険の対象の価額の通知および協定）(2)の②ただし書、前条(1)ただし書および同条(2)ただし書または同条(3)の規定にかかわらず、保険の対象の価額の再協定または保険金額の変更はなかったものとして取り扱います。

(注1) 保険金額の増額分

損害発生前の協定保険価額に相当する額までの増額分をいいます。

(注2) 保険期間満了時

保険期間が1年を超える保険契約の場合は、第2条（保険の対象の価額の通知および協定）(1)の③ウ、エ、オ、もしくは⑤または同条(2)の③ウ、エ、オ、もしくは⑥の事実が発生した日以降の保険契約の次の応当日とします。

第5条（損害保険金の支払額）

(1) 保険の対象について当会社が損害保険金を支払うべき損害が生じた場合は、当会社は、保険証券に協定保険価額が定められている保険の対象ごと、1回の事故（注1）につき、財物補償条項第4条（保険金の支払額）(1)および(2)の規定による損害の額に付保割合を乗じて得た額から、普通保険約款別表2に記載の免責金額を差し引いた金額に保険証券記載の縮小

- 割合を乗じた金額をもって支払うべき損害保険金の額とします。ただし、その保険の対象の協定保険価額に付保割合を乗じて得た額を限度とします。
- (2) 付保割合条件付実損払特約が付帯されている場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、保険証券に協定保険価額が定められている保険の対象ごとに、財物補償条項第4条（保険金の支払額）(1)および(2)の規定による損害の額から、普通保険約款別表2に記載の免責金額を差し引いた金額に保険証券記載の縮小割合を乗じた金額を損害保険金として支払います。ただし、その保険の対象の協定保険価額に付保割合を乗じて得た額を限度とします。
- (3) 損害発生時において、保険金額が敷地内に所在するすべての保険の対象の価額の合計額に付保割合を乗じて得た額に不足する場合（注2）は、当社は、その不足する割合によって(1)または(2)の規定によって支払うべき損害保険金の額を削減します。

- (注1) 1回の事故
同一の事由から発生した一連の事故をいいます。
- (注2) 保険金額が敷地内に所在するすべての保険の対象の価額の合計額に付保割合を乗じて得た額に不足する場合
第3条（保険金額）(2)の規定により包括単位ごとに保険金額を定めた場合には、包括単位の保険金額がその包括単位のすべての保険の対象の価額の合計額に付保割合を乗じて得た額に不足するときをいいます。

第6条（水災危険限定補償特約が付帯された場合の損害保険金の支払額―水災）

当社は、この保険契約に水災危険限定補償特約が付帯された場合において、同特約の規定により損害保険金を支払うときは、前条の規定にかかわらず、保険証券に協定保険価額が定められている保険の対象ごとに、同特約第2条（損害保険金の支払額―水災）の規定によって算出した額をもって支払うべき損害保険金の額とします。ただし、同特約別表①および⑤で規定する損害の額は付保割合を乗じた額とし、支払うべき損害保険金の額は保険の対象の協定保険価額に付保割合を乗じた額を限度とします。

第7条（自動補償）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者が敷地内において追加物件（注1）を取得した場合（注2）において、その追加物件（注1）の価額に付保割合を乗じて得た額が自動補償限度額（注3）以下のときは、当社は、保険契約者が追加物件（注1）を取得した旨の通知がなされない場合であっても、その追加物件（注1）の取得の日から保険期間終了時（注5）までの期間にかぎりその追加物件（注1）について生じた損害に対しても、損害保険金を支払います。
- (2) (1)の規定により損害保険金を支払うべき場合は、その損害が生じた追加物件（注1）の価額を協定保険価額とみなし、これに付保割合を乗じて得た額を損害発生時の保険金額に加算した額をもって、保険金額とみなして第5条（損害保険金の支払額）および前条の規定を適用します。
- (3) 追加物件（注1）の取得が2回以上ある場合において、(1)の自動補償限度額（注3）の規定は各回ごとに適用します。この場合において、同日に発生した追加物件の取得は1回とみなします。
- (4) (1)の場合において、保険契約者は、その追加物件（注1）について、取得した日以降の未經過期間に応じて計算した保険料を保険期間終了時（注5）に当会社へ支払うものとします。

- (注1) 追加物件
第1条（保険の対象およびその範囲）の規定により保険の対象とすべき物件をいいます。ただし、商品・製品等および同条(3)の②から⑤までに規定する物を除きます。
- (注2) 追加物件を取得した場合
第2条（保険の対象の価額の通知および協定）(1)の③イ、もしくは同条(2)の③イ、の増築または増設部分および同条(1)の⑥ただし書もしくは同条(2)の⑥ただし書の修復部分を含みます。
- (注3) 自動補償限度額
保険契約締結時における保険金額（注4）の30%に相当する額または50億円のいずれか低い額とします。
- (注4) 保険契約締結時における保険金額
第3条（保険金額）(2)の規定により包括単位ごとに保険金額を定めた場合は、包括単位の保険金額とします。
- (注5) 保険期間終了時
保険期間が1年を超える保険契約の場合は、追加物件（注1）を取得した日以降の保険契約の次の応当日とします。ただし、最後の保険年度においては保険期間終了時とします。

第8条（保険契約の解除）

保険契約者が第1条（保険の対象およびその範囲）の規定により保険の対象とすべき物件を保険の対象としなかった場合は、当社は、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。

第9条（保険料の返還または請求―その2）

前条または普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合に

は、当社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

第10条（普通保険約款の一部不適用）

当社は、保険の対象が敷地内に所在する場合にかぎり、財物補償条項第2条（保険金を支払わない場合）(1)③の規定を適用しません。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、財物補償条項第4条（保険金の支払額）(3)および同条(4)の規定を除き、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。この場合において、財物補償条項の規定中「保険金額」とあるのは「協定保険価額に付保割合を乗じた額」と読み替えるものとします。

拡張補償特約に関する自動補償不適用特約

下表に掲げる特約の規定により損害保険金（注）が支払われるべき損害については、特殊包括契約に関する特約（企業総合補償用）第7条（自動補償）の適用はないものとします。

表

①	地震または噴火危険を補償する特約
②	情報メディア等損害補償特約

- (注) 損害保険金
メディア損害保険金を含みます。

V 5. 商品・製品等に関する特約

（特殊包括契約に関する特約（企業総合補償用）用）

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
継続契約	この特約の保険の対象について、引き続きこの特約またはこれに類する特約を付帯した保険契約をいいます。
商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物および副資材をいいます。
前契約	この特約またはこれに類する特約を付帯した保険契約であって、その保険期間の終了日が、この保険契約の保険期間の開始日に最も近接するものをいいます。
特殊包括特約	特殊包括契約に関する特約（企業総合補償用）をいいます。
普通保険約款	企業総合補償保険普通保険約款をいいます。
平均在庫価額	在庫価額の平均をいいます。
平均通知価額	通知価額の平均をいいます。

第1条（特約の適用範囲）

この特約は、特殊包括特約が付帯された保険契約の保険の対象のうち、商品・製品等に対して適用されます。

第2条（協定保険価額および在庫価額の通知）

- (1) 保険期間が1年の場合は、次の①から③までのとおりとします。

- ① 保険契約締結時においては、直近会計年度における平均在庫価額（注）を保険契約時の協定保険価額とし、保険期間中において、在庫価額が変動した場合には、その変動に伴い協定保険価額は自動的に修正されるものとします。
- ② この特約の保険の対象について、引き続き当会社と継続契約を締結する場合は、保険期間終了日の30日前または継続手続を行う時のいずれか早い時期までに、保険契約者は、保険期間中の在庫価額を次のア. からウ. までのいずれかの方法により当会社に通知しなければなりません。
- ア. 保険始期月から10か月間の毎月末
イ. 保険始期月ならびに始期から3か月目、6か月目および9か月目の月末
ウ. 保険始期月および始期から6か月目の月末
- ③ ②の通知は、保険証券記載の敷地内に所在する保険の対象について包括して行うものとします。

- (2) 保険期間が1年を超える場合は、次の①から③までのとおりとします。

- ① 保険契約締結時においては、直近会計年度における平均在庫価額（注）を保険契約時の

協定保険価額とし、第2年度目以降の応当日ごとにおいては、②によって算出した前年保険年度の平均在庫価額により保険価額を再協定するものとします。また、その年度に在庫価額が変動した場合には、その変動に伴い協定保険価額は自動的に修正されるものとします。	
② 第2年度目以降については、保険契約者は、応当日の30日前までに、前年保険年度の在庫価額を次のア. からウ. までのいずれかの方法により当会社に通知しなければなりません。ただし、最終年度については、この特約の保険の対象について、引き続き当会社と継続契約を締結する場合は、保険期間終了日の30日前または継続手続を行う時のいずれか早い時期までに、前年保険年度の次のア. からウ. までのいずれかの在庫価額を当会社に通知しなければなりません。	
ア. 保険始期月から10か月間の毎月末	
イ. 保険始期月ならびに始期から3か月目、6か月目および9か月目の月末	
ウ. 保険始期月および始期から6か月目の月末	
③ ②の通知は、保険証券記載の敷地内に所在する保険の対象について包括して行うものとします。	
(注) 直近会計年度における平均在庫価額	
前契約が、普通保険約款に特殊包括特約およびこの特約を付帯した保険契約である場合は、②により算出したその契約の保険期間（前契約の保険期間が1年を超える場合は最終年度）の平均在庫価額とします。	
第3条（当会社の検査権）	
(1) 当会社は、この保険契約の保険期間中およびその終了の日からその日を含めて2年以内において、保険の対象およびこれに関する帳簿、記録その他の書類を検査することができます。	
(2) (1)の検査において、当会社が受領した通知における平均通知価額が実際の平均在庫価額に不足していたことが判明した場合は、普通保険約款第1章財物補償条項第4条（保険金の支払額）(1)および(2)による損害の額を算出する際、商品・製品等の損害の額を実際の平均在庫価額に対する平均通知価額の割合により削減して計算します。	
(3) (2)の場合において、当会社が既に損害保険金を支払っていたときには、保険契約者または被保険者は、(2)により算出した損害保険金と実際に支払った損害保険金の差額を当会社に返還するものとします。	
第4条（保険料の精算）	
(1) 保険期間が1年を超える場合は、再協定した保険価額に並び、応当日以後の期間に対し、当会社の定める長期未経過料率によって計算した保険料を返還または請求します。	
(2) (1)の場合を除き、当会社は、保険期間中における在庫価額の変動について保険料の精算は行いません。	
第5条（準用規定）	
この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。	
V 6. 複数敷地内特殊包括契約に関する特約（企業総合補償用）	
<用語の定義>	
この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。	
用 語	定 義
協定保険価額	当会社と保険契約者との間で協定した保険の対象の価額をいいます。
財物補償条項	普通保険約款第1章財物補償条項をいいます。
敷地内	保険証券記載の敷地内をいいます。
商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物および副資材をいいます。
設備・ じゅう 什器等	第1条（保険の対象およびその範囲）(1)の①に掲げる建物等内収容の機械、設備・装置、器具、工具、 じゅう 什器、備品等および屋外の器具、工具、什器または備品をいいます。
対象法人	保険証券の対象法人欄に記載の者をいいます。
建物等	建物および屋外設備・装置をいいます。
他人	保険契約者および対象法人以外の者をいいます。
追加敷地内	保険証券に記載のない敷地内をいいます。

普通保険約款	企業総合補償保険普通保険約款をいいます。
付保割合	保険証券記載の付保割合をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日の応当日から1年間をいいます。

第1条（保険の対象およびその範囲）

(1) この保険契約における保険の対象は、次に掲げる条件に該当し、かつ、保険契約者または対象法人が所有する次の①から③までに掲げるすべての物件とします。

保険証券記載のとおり

- ① 建物等
 - ② 設備・じゅう 什器等
 - ③ 商品・製品等
- (2) (1)の規定にかかわらず、次の①から⑨までに掲げる物は、保険の対象に含まれません。
- ① 住宅金融支援機構等の特殊法人等の融資にかかわる特約火災保険の契約物件
 - ② 積立型火災総合保険等火災危険を補償する満期返戻金付長期保険の契約物件
 - ③ 日本国外に所在する物件
 - ④ 動物・植物等の生物（注）
 - ⑤ 電車、機関車・客車・貨車等
 - ⑥ 航空機または船舶等（ヨット・モーターボート、水上オートバイ、カヌー、雪上オートバイおよびゴカートならびにこれらの付属品も含みます。）
 - ⑦ 坑道内所在物件
 - ⑧ 海、湖、沼または河川等の水上・水中に所在する物件
 - ⑨ 敷地内または追加敷地内に所在しない物件
- (3) (1)の規定にかかわらず、次の①から⑤までに掲げる物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
- ① 基礎工事、門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
 - ② 建物外に設置された煙突、煙道、コンクリート水槽もしくは棧橋
 - ③ 軌道、護岸、防波堤その他の土木構築物
 - ④ 他人に貸または管理を委託している物
 - ⑤ 財物補償条項第3条（保険の対象の範囲）(2)の②から⑤までに掲げる物
- (4) (1)の規定にかかわらず、(1)の③に掲げる物の一部または全部を保険の対象から除外することがあります。
- (5) (1)の条件に該当する他人所有の物は、(2)および(3)に掲げる物に該当しないもので、かつ、保険契約者が占有管理しているものにすぎず、保険契約者と被保険者が異なる保険契約である旨を保険契約申込書に明記して、保険の対象とすることがあります。ただし、保険契約者または対象法人が占有管理している期間中にすぎず。

(注) 動物・植物等の生物

第1条（保険の対象およびその範囲）(3)①の垣が生垣である場合は、生垣は保険の対象に含まず。

第2条（保険の対象の価額の通知および協定）

(1) 保険期間が1年の場合は、次の①から⑥までのとおりとします。

- ① 保険契約者は、保険契約締結時において、各保険の対象の次のア. またはイ. に掲げる価額を当会社に通知するものとします。
 - ア. 保険の対象である建物等および設備・じゅう 什器等については、再調達価額（注1）
 - イ. 保険の対象である商品・製品等については、直近の会計年度における平均在庫価額。ただし、商品・製品等に関する特約（複数敷地内特殊包括契約に関する特約（企業総合補償用）用）に別の定めがある場合はその定めに従います。
- ② ①の規定による通知に基づき、当会社と保険契約者との間で、保険の対象の価額を協定するものとし、保険契約者は、協定保険価額を保険契約申込書に記載するものとします。
- ③ 保険契約締結の後、一つの敷地内において保険の対象（注2）に次のア. からオ. までのいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者は、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、②の協定保険価額を修正するものとします。
 - ア. 保険契約者が前条の規定により保険の対象（注2）とすべき物件を取得した場合
 - イ. 保険の対象（注2）である物件が増築または増設された場合
 - ウ. 保険の対象（注2）の一部または全部が敷地内から取り除かれた場合
 - エ. この保険契約において当会社の補償しない事故によって保険の対象（注2）が滅失した場合
 - オ. 前条(5)の規定により保険の対象（注2）とした物件について、保険契約者または対象法人による占有管理が行われなくなった場合

④ 同一敷地内において、保険の対象（注２）を他の場所に移動した場合は、その移動に伴い協定保険価額は自動的に修正されるものとします。

⑤ 保険期間の中途において、物価の変動または改修（注３）等により保険の対象（注２）の価額に変動が生じた場合は、保険契約者は、その旨を当会社に通知し、協定保険価額を修正するものとします。

⑥ 保険の対象（注２）について当社が損害保険金を支払うべき損害が生じた場合は、その保険の対象（注２）の協定保険価額から損害の額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の保険期間に対する協定保険価額とします。ただし、その保険の対象（注２）について修復が行われた場合は、③のＡ、またはイ、の場合に準じて協定保険価額を修正するものとします。

⑦ 保険契約締結の後、保険契約者が追加敷地内において、前条の規定により保険の対象とすべき物件を取得した場合には、保険契約者は、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、②の協定保険価額を修正するものとします。この場合において、明細書に追加敷地内の名称、所在地および保険の対象を記載するものとします。

⑧ 付保割合条件付実損払特約が付帯されている場合において、その保険の対象（注２）について支払われるべき損害保険金の額が第５条（損害保険金の支払額）(2)に定める限度額に達したときは、その保険の対象の残存部分は自動的に保険の対象（注２）から除外されるものとします。ただし、保険契約者は、その残存部分を③のＡ、の場合に準じてあらためて保険の対象（注２）に加えることができます。

(2) 保険期間が１年を超える場合は、次の①から⑥までのとおりとします。

① 保険契約者は、保険契約締結時および保険契約の第２年度目以降の応当日ごとにおいて、各保険の対象の次のＡ、またはイ、に掲げる価額を当会社に通知するものとします。

Ａ、保険の対象である建物等および設備・^{じゅう}器等については、再調達価額（注１）

イ、保険の対象である商品・製品等については、直近の会計年度における平均在庫価額。ただし、商品・製品等に関する特約（複数敷地内特種包括契約に関する特約（企業総合補償用）用）に別の定めがある場合はその定めに従います。

② ①の規定による通知に基づき、保険契約締結時において当社と保険契約者との間で、保険の対象の価額を協定するものとし、保険契約者は、協定保険価額を保険契約申込書に記載するものとします。ただし、応当日における保険の対象またはその価額が、その前年保険年度の初日における保険の対象またはその価額と異なる場合には、その応当日に①の通知に基づき保険価額を再協定するものとします。

③ 保険契約締結の後、一つの敷地内において保険の対象（注２）に次のＡ、からオ、までのいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者は、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、②の協定保険価額を修正するものとします。

Ａ、保険契約者が前条の規定により保険の対象（注２）とすべき物件を取得した場合

イ、保険の対象（注２）である物件が増築または増設された場合

ウ、保険の対象（注２）の一部または全部が敷地内から取り除かれた場合

エ、この保険契約において当会社の補償しない事故によって保険の対象（注２）が滅失した場合

オ、前条(5)の規定により保険の対象（注２）とした物件について、保険契約者または対象法人による占有管理が行われなくなった場合

④ 同一敷地内において、保険の対象（注２）を他の場所に移動した場合は、その移動に伴い協定保険価額は自動的に修正されるものとします。

⑤ 保険期間の中途において、物価の変動または改修（注３）等により保険の対象（注２）の価額に変動が生じた場合は、保険契約者は、その旨を当会社に通知し、協定保険価額を修正するものとします。

⑥ 保険の対象（注２）について当社が損害保険金を支払うべき損害が生じた場合は、その保険の対象（注２）の協定保険価額から損害の額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の保険期間に対する協定保険価額とします。ただし、その保険の対象（注２）について修復が行われた場合は、③のＡ、またはイ、の場合に準じて協定保険価額を修正するものとします。

⑦ 保険契約締結の後、保険契約者が追加敷地内において、前条の規定により保険の対象とすべき物件を取得した場合には、保険契約者は、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、②の協定保険価額を修正するものとします。この場合において、明細書に追加敷地内の名称、所在地および保険の対象を記載するものとします。

⑧ 付保割合条件付実損払特約が付帯されている場合において、その保険の対象（注２）について支払われるべき損害保険金の額が第５条（損害保険金の支払額）(2)に定める限度額に達したときは、その保険の対象（注２）の残存部分は自動的に保険の対象（注２）から除外されるものとします。ただし、保険契約者は、その残存部分を③のＡ、の場合に準じてあらためて保険の対象（注２）に加えることができます。

(注１) 再調達価額

保険金支払方法の変更に関する特約（時価払）を付帯した保険契約については、保険契約締結時の所在地における価額とします。

(注２) 保険の対象

商品・製品等を除きます。

(注３) 物価の変動または改修

③のイ、に掲げる場合を除きます。

第３条（保険金額）

(1) 保険金額は、すべての保険の対象を包括して定めるものとし、これらの保険の対象の協定保険価額の合計額に付保割合を乗じて得た額とします。ただし、保険期間が１年を超える保険契約において応当日に保険の対象の価額が再協定された場合には、これらの協定保険価額の合計額に付保割合を乗じて得た額に修正するものとします。

(2) (1)の規定にかかわらず、すべての保険の対象について包括単位ごとにそれぞれ包括して保険金額を定める場合には、包括単位ごとの協定保険価額の合計額に付保割合を乗じて得た額をそれぞれの包括単位の保険金額とします。ただし、保険期間が１年を超える保険契約において応当日に保険の対象の価額が再協定された場合には、これらの協定保険価額の合計額に付保割合を乗じて得た額に修正するものとします。

(3) 前条(1)の③、⑤、⑥ただし書、⑦および⑧ただし書の規定もしくは前条(2)の③、⑤、⑥ただし書、⑦および⑧ただし書の規定により新たな保険の対象の価額を協定し、または協定保険価額を修正する場合は、その都度協定保険額の追加分、増減分または滅失分に付保割合を乗じて得た額を保険金額の増減分として保険金額に加えまたは差し引くものとします。

第４条（保険料の返還または請求－その１）

(1) 前条(1)ただし書、同条(2)ただし書および同条(3)の場合においては、当会社は、前条(1)ただし書、同条(2)ただし書および同条(3)に定める保険金額の増減分に對し、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(2) (1)の規定にかかわらず、第２条（保険の対象の価額の通知および協定）(1)の⑥ただし書または同条(2)の⑥ただし書の規定による保険金額の増額分（注１）に対しては、保険料を請求しないものとします。

(3) (1)の規定にかかわらず、第２条（保険の対象の価額の通知および協定）(1)の③ウ、エ、オ、もしくは⑤または同条(2)の③ウ、エ、オ、もしくは⑤の事実による保険金額の減額分に対しては、保険契約者から特段の申し出がないかぎり、保険期間満了時（注２）に返還します。

(4) (1)の規定により当社が保険料を請求した場合において、その保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、第２条（保険の対象の価額の通知および協定）(2)の②ただし書、前条(1)ただし書および同条(2)ただし書または同条(3)の規定にかかわらず、保険の対象の価額の再協定または保険金額の変更はなかったものとして取り扱います。

(注１) 保険金額の増額分

損害発生前の協定保険価額に相当する額までの増額分をいいます。

(注２) 保険期間満了時

保険期間が１年を超える保険契約の場合は、第２条（保険の対象の価額の通知および協定）(1)の③ウ、エ、オ、もしくは⑤または同条(2)の③ウ、エ、オ、もしくは⑤の事実が発生した日以降の保険契約の次の応当日とします。

第５条（損害保険金の支払額）

(1) 保険の対象について当社が損害保険金を支払うべき損害が生じた場合は、当会社は、保険証券に協定保険価額が定められている保険の対象ごとに、１回の事故（注１）につき、財物補償条項第４条（保険金の支払額）(1)および(2)の規定による損害の額に付保割合を乗じて得た額から、普通保険約款別表２に記載の免責金額を差し引いた金額に保険証券記載の縮小割合を乗じた金額をもて支払うべき損害保険金の額とします。ただし、その保険の対象の協定保険価額に付保割合を乗じて得た額を限度とします。

(2) 付保割合条件付実損払特約が付帯されている場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、保険証券に協定保険価額が定められている保険の対象ごとに、財物補償条項第４条（保険金の支払額）(1)および(2)の規定による損害の額から、普通保険約款別表２に記載の免責金額を差し引いた金額に保険証券記載の縮小割合を乗じた金額を損害保険金として支払います。ただし、その保険の対象の協定保険価額に付保割合を乗じて得た額を限度とします。

(3) 損害発生時において、損害が生じた保険の対象が所在する敷地内のすべての保険の対象の協定保険価額の合計額がこれらの保険の対象の価額の合計額に不足する場合（注２）は、当会社は、その不足する割合によって(1)または(2)の規定によって支払うべき損害保険金の額を削減します。

(4) １回の事故（注１）につき、複数の敷地内の保険の対象について損害が生じた場合は、敷地内ごとに(3)の規定を適用します。

(注１) １回の事故

同一の事由から発生した一連の事故をいいます。

(注２) 損害が生じた保険の対象が所在する敷地内のすべての保険の対象の協定保険価額の合計額がこれらの保険の対象の価額の合計額に不足する場合

第3条（保険金額）(2)の規定により包括単位ごとに保険金額を定めた場合には、損害が生じた保険の対象が所在する敷地内のその保険の対象が属する包括単位におけるすべての保険の対象の協定保険価額の合計額がこれらの保険の対象の価額の合計額に不足するときをいいます。

第6条（水災危険限定補償特約が付帯された場合の損害保険金の支払額―水災）

当社は、この保険契約に水災危険限定補償特約が付帯された場合において、同特約の規定により損害保険金を支払うときは、前条の規定にかかわらず、保険証券に協定保険価額が定められている保険の対象ごとに、同特約第2条（損害保険金の支払額―水災）の規定によって算出した額をもって支払うべき損害保険金の額とします。ただし、同特約別表①および⑤で規定する損害の額は付保割合を乗じた額とし、支払うべき損害保険金の額は保険の対象の協定保険価額に付保割合を乗じた額を限度とします。

第7条（自動補償）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者が敷地内（注1）において追加物件（注2）を取得した場合（注3）において、その追加物件（注2）の価額に付保割合を乗じて得た額が自動補償限度額（注4）以下のときは、当社は、保険契約者が追加物件（注2）を取得した旨の通知がなされない場合であっても、その追加物件（注2）の取得の日から保険期間終了時（注6）までの期間にかぎりその追加物件（注2）について生じた損害に対しても、損害保険金を支払います。
- (2) (1)の規定により損害保険金を支払うべき場合は、その損害が生じた追加物件（注2）の価額を協定保険価額とみなし、これに付保割合を乗じて得た額を損害発生時の保険金額に加算した額をもって、保険金額とみなして第5条（損害保険金の支払額）および前条の規定を適用します。
- (3) 追加物件（注2）の取得が2回以上ある場合において、(1)の自動補償限度額（注4）の規定は各回ごとに適用します。この場合において、同日に発生した追加物件の取得は1回とみなします。
- (4) (1)の場合において、保険契約者は、その追加物件（注2）について、取得した日以降の未經過期間に応じて計算した保険料を保険期間終了時（注6）に当会社へ支払うものとします。

- (注1) 敷地内
追加敷地内を含みます。
- (注2) 追加物件
第1条（保険の対象およびその範囲）の規定により保険の対象とすべき物件をいいます。ただし、商品・製品等および同条(3)の②から⑤までに規定する物を除きます。
- (注3) 追加物件を取得した場合
第2条（保険の対象の価額の通知および協定）(1)の③イ、もしくは同条(2)の③イ、の増築または増設部分および同条(1)の⑥ただし書もしくは同条(2)の⑥ただし書の修復部分を含みます。
- (注4) 自動補償限度額
保険契約締結時における保険金額（注5）の30%に相当する額または50億円のいずれか低い額とします。
- (注5) 保険契約締結時における保険金額
第3条（保険金額）(2)の規定により包括単位ごとに保険金額を定めた場合は、包括単位の保険金額とします。
- (注6) 保険期間終了時
保険期間が1年を超える保険契約の場合は、追加物件（注2）を取得した日以降の保険契約の次の応当日とします。ただし、最後の保険年度においては保険期間終了時とします。

第8条（保険契約の解除）

保険契約者が第1条（保険の対象およびその範囲）の規定により保険の対象とすべき物件を保険の対象としなかった場合は、当社は、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。

第9条（保険料の返還または請求―その2）

前条または普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

第10条（普通保険約款の一部不適用）

当社は、保険の対象が敷地内に所在する場合にかぎり、財物補償条項第2条（保険金を支払わない場合）(1)③の規定を適用しません。

(注) 敷地内
追加敷地内を含みます。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、財物補償条項第4条（保険金の支払額）(3)および同条(4)の規定を除き、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

この場合において、財物補償条項の規定中「保険金額」とあるのは「協定保険価額に付保割合を乗じた額」と読み替えるものとします。

拡張補償特約に関する自動補償不適用特約

下表に掲げる特約の規定により損害保険金（注）が支払われるべき損害については、複数敷地内特殊包括契約に関する特約（企業総合補償用）第7条（自動補償）の適用はないものとします。

表

①	地震または噴火危険を補償する特約
②	情報メディア等損害補償特約

(注) 損害保険金
メディア損害保険金を含みます。

V 7. 商品・製品等に関する特約 （複数敷地内特殊包括契約に関する特約 （企業総合補償用）用）

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
継続契約	この特約の保険の対象について、引き続きこの特約またはこれに類する特約を付帯した保険契約をいいます。
商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物および副資材をいいます。
前契約	この特約またはこれに類する特約を付帯した保険契約であって、その保険期間の終了日が、この保険契約の保険期間の開始日に最も近接するものをいいます。
特殊包括特約	複数敷地内特殊包括契約に関する特約（企業総合補償用）をいいます。
普通保険約款	企業総合補償保険普通保険約款をいいます。
平均在庫価額	在庫価額の平均をいいます。
平均通知価額	通知価額の平均をいいます。

第1条（特約の適用範囲）

この特約は、特殊包括特約が付帯された保険契約の保険の対象のうち、商品・製品等に対して適用されます。

第2条（協定保険価額および在庫価額の通知）

- (1) 保険期間が1年の場合は、次の①から③までのとおりとします。
- ① 保険契約締結時においては、直近会計年度における平均在庫価額（注）を保険契約時の協定保険価額とし、保険期間中において、在庫価額が変動した場合には、その変動に伴い協定保険価額は自動的に修正されるものとします。
 - ② この特約の保険の対象について、引き続き当会社と継続契約を締結する場合は、保険期間終了日の30日前または継続手続を行う時のいずれか早い時期までに、保険契約者は、保険期間中の在庫価額を次のア、からウ、までのいずれかの方法により当会社に通知しなければなりません。
ア、保険始期月から10か月間の毎月末
イ、保険始期月ならびに始期から3か月目、6か月目および9か月目の月末
ウ、保険始期月および始期から6か月目の月末
 - ③ ②の通知は、保険証券記載の敷地内に所在する保険の対象について包括して行うものとします。
- (2) 保険期間が1年を超える場合は、次の①から③までのとおりとします。
- ① 保険契約締結時においては、直近会計年度における平均在庫価額（注）を保険契約時の協定保険価額とし、第2年度目以降の応当日ごとにおいては、②によって算出した前年保険年度の平均在庫価額により保険価額を再協定するものとします。また、その年度に在庫価額が変動した場合には、その変動に伴い協定保険価額は自動的に修正されるものとします。
 - ② 第2年度目以降については、保険契約者は、応当日の30日前までに、前年保険年度の在庫価額を次のア、からウ、までのいずれかの方法により当会社に通知しなければなりません。

ん。ただし、最終年度については、この特約の保険の対象について、引き続き当会社と継続契約を締結する場合は、保険期間終了日の30日前または継続手続を行う時のいずれか早い時期までに、前年保険年度の次のア、 からウ、 までのいずれかの在庫価額を当会社に通知しなければなりません。

ア、 保険始期月から10か月間の毎月末

イ、 保険始期月ならびに始期から3か月目、 6か月目および9か月目の月末

ウ、 保険始期月および始期から6か月目の月末

③ ②の通知は、保険証券記載の敷地内に所在する保険の対象について包括して行うものとします。

(注) 直近会計年度における平均在庫価額

前契約が、普通保険約款に特殊包括特約およびこの特約を付帯した保険契約である場合は、(2)の②により算出したその契約の保険期間（前契約の保険期間が1年を超える場合は最終年度）の平均在庫価額とします。

第3条（当会社の検査権）

- (1) 当会社は、この保険契約の保険期間中およびその終了の日からその日を含めて2年以内において、保険の対象およびこれに関する帳簿、記録その他の書類を検査することができます。
- (2) (1)の検査において、当会社が受領した通知における平均通知価額が実際の平均在庫価額に不足していたことが判明した場合は、普通保険約款第1章財物補償条項第4条（保険金の支払額）(1)および(2)による損害の額を算出する際、商品・製品等の損害の額を実際の平均在庫価額に対する平均通知価額の割合により削減して計算します。
- (3) (2)の場合において、当会社が既に損害保険金を支払っていたときには、保険契約者または被保険者は、(2)により算出した損害保険金と実際に支払った損害保険金の差額を当会社に返還するものとします。

第4条（自動補償）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者が、商品・製品等を追加敷地内（注1）に移転または取得した場合にその商品・製品等を取得した旨の通知がなされないとときであっても、移転または取得した日から保険期間終了日（注2）までの期間にかぎり、その商品・製品等について生じた損害に対しては、損害保険金を支払います。ただし、移転または取得の通知がなされない商品・製品等の損害について、当会社が支払うべき損害保険金の額は、追加敷地内のすべての商品・製品等を合計して、一事故あたり保険契約締結時における保険金額の30%（注3）を限度とします。
- (2) 保険契約者が(1)に定める期間内に書面をもって商品・製品等を取得した旨を当会社に通知した場合は、当会社は、(1)の規定にかかわらず、その後の期間についてもその商品・製品等が生じた損害に対して、損害保険金を支払います。
- (3) (1)および(2)の規定により損害保険金を支払うべき場合は、その損害が生じた商品・製品等の価額を協定保険価額とみなし、これに付保割合を乗じた額を損害発生時の保険金額に加算した額をもって、保険金額とみなして特殊包括特約第5条（損害保険金の支払額）および同特約第6条（水災危険限定補償特約が付帯された場合の損害保険金の支払額―水災）の規定を適用します。
- (注1) 追加敷地内
- 保険証券に記載のない敷地内をいいます。
- (注2) 保険期間終了日
- 保険期間が1年を超える保険契約の場合は、移転または取得した日以降の保険契約の次の応当日までとします。ただし、最後の保険年度においては保険期間終了時とします。
- (注3) 保険金額の30%
- 50億円を超える場合は50億円とします。

第5条（保険料の精算）

- (1) 保険期間が1年を超える場合は、再協定した保険価額に並び、応当日以後の期間に対し、当会社の定める長期未経過率率によって計算した保険料を返還または請求します。
- (2) (1)の場合を除き、当会社は、保険期間中における在庫価額の変動について保険料の精算は行いません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

V 8．免責金額特約（フランチャイズ方式）

第1条（損害額の決定）

当会社は、この特約に従い、企業総合補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1章財物補償条項第4条（保険金の支払額）(1)の規定にかかわらず、損害保険金の額は、損害の額に保険証券記載の細小割合を乗じた金額とします。

第2条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は、この特約に従い、普通保険約款第1章財物補償条項第4条（保険金の支払額）(3)の規定にかかわらず、保険金額が保険価額と同額である場合またはこれを超える場合は、保険価額を限度とし、前条の規定による損害保険金の額が、1回の事故につき保険証券記載の免責金額を超過するときにかぎり、前条の損害保険金の額を損害保険金として支払います。ただし、その損害保険金の額が普通保険約款別表2に記載の支払限度額を上回る場合には、その支払限度額を損害保険金の額とします。
- (2) 当会社は、この特約に従い、普通保険約款第1章財物補償条項第4条（保険金の支払額）(4)の規定にかかわらず、保険金額が保険価額より低い場合は、次の算式によって算出した額が、1回の事故につき保険証券記載の免責金額を超過するときにかぎり、損害保険金を支払います。ただし、その損害保険金の額が普通保険約款別表2に記載の支払限度額を上回る場合には、その支払限度額を損害保険金の額とします。

$$\text{前条の規定による損害保険金の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{損害保険金の額}$$

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

V 9．保険金支払方法の変更に関する特約（時価払）（財物補償条項）

第1条（用語の定義）

当会社は、企業総合補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）＜用語の定義（五十音順）＞(2)第1章財物補償条項に関する事項に規定する「保険価額」の定義を次のとおり読み替えて適用します。

用 語	定 義
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいい、時価額(注1)により定めます。ただし、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、商品、副産物および副資材は、仕入価額または原価等のその保険の対象の性質または状況に応じた価額とし、第1章財物補償条項第3条（保険の対象の範囲）(2)の②および④に掲げる物（④に掲げる物については、1個または1組の価額が30万円を超えるか否かを問いません。）は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。 (注1) 時価額 再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額(注2)を差し引いた額をいいます。以下同様とします。 (注2) 減価額 保険の対象の種類ごとに、次の額を限度とします。 ア、建物（第1章財物補償条項第3条（保険の対象の範囲）(2)の①および同条(3)に掲げる物を含みます。） 適切な維持・管理がなされているものは再調達価額の50%に相当する額を限度とし、これに該当しないものは使用による消耗または経過年数等に応じて再調達価額の90%に相当する額を限度とします。 イ、什器、備品、器具または工具 業務に使用できる状態のものは再調達価額の50%に相当する額を限度とし、これに該当しないものは使用による消耗または経過年数等に応じて再調達価額の90%に相当する額を限度とします。ただし、消耗品等、一定の期間ごとに使用または経過に伴う交換が必要なのは、再調達価額の90%に相当する額を限度とします。 ウ、設備、装置または機械（屋外設備・装置を含みます。） 稼働しているものは再調達価額の70%に相当する額を限度とし、これに該当しないものは保守管理の状況および使用による消耗または経過年数等に応じて再調達価額の90%に相当する額を限度とします。ただし、消耗品等、一定の期間ごとに使用または経過に伴う交換が必要なのは、再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

第2条（保険金の支払額）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第1章財物補償条項第4条（保険金の支払額）(1)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「(1) 当会社が第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定め、損害の額から別表2に記載の免責金額を差し引いた金額（注1）を損害保険金の額とします。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、損害の額は、保険価額を限度とし、次の算式（注2）によって算出した額とします。

修理によって保険の対象の修理に伴って生じた
修理費 — 時価額が増加した場合は、 — 残存物がある場合は、 = 損害の額
その増加額（注3） その価額

（注1） 損害の額から別表2に記載の免責金額を差し引いた金額
保険証券に縮小割合の記載がある場合は、「損害の額から別表2に記載の免責金額を差し引いた金額に保険証券記載の縮小割合を乗じた金額」と読み替えます。

（注2） 次の算式
損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

（注3） 増加額
保険の対象の種類ごとに、次のア. からウ. までは掲げる額を限度とします。なお、これらの限度は、その損害が生じた物ごとにそれぞれ適用します。
ア. 建物（第1章財物補償条項第3条（保険の対象の範囲）(2)の①および同条(3)に掲げる物を含みます。）

適切な維持・管理がなされているものは再調達価額の50%に相当する額を限度とし、これに該当しないものは使用による消耗または経過年数等に応じて再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

イ. 什器、備品、器具または工具
業務に使用できる状態のものは再調達価額の50%に相当する額を限度とし、これに該当しないものは使用による消耗または経過年数等に応じて再調達価額の90%に相当する額を限度とします。ただし、消耗品等、一定の期間ごとに使用または経過に伴う交換が必要なものは、再調達価額の90%に相当する額とします。

ウ. 設備、装置または機械（屋外設備・装置を含みます。）
稼働しているものは再調達価額の70%に相当する額を限度とし、これに該当しないものは保守管理の状況および使用による消耗または経過年数等に応じて再調達価額の90%に相当する額を限度とします。ただし、消耗品等、一定の期間ごとに使用または経過に伴う交換が必要なものは、再調達価額の90%に相当する額を限度とします。」

第3条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第1章財物補償条項第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(2)を次のとおり読み替えて適用します。

「(2) (1)の場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金については、その他の保険契約等がないものとして(1)の規定に基づいて算出した額を支払います。」

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

V A. 付保割合条件付実損払特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用 語	定 義
付保割合	保険証券記載の付保割合をいいます。

第1条（特約の適用範囲）

この特約は、保険の対象のうち、商品・製品等（商品、製品、半製品、仕掛品、原料、材料、副産物および副資材等をいいます。）に対しては適用しません。

第2条（保険金の支払額）

当会社は、この特約に従い、企業総合補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1章財物補償条項第4条（保険金の支払額）(3)および(4)の規定にかかわらず、保険金額を限度とし、次の①または②の額を損害保険金として、支払います。ただし、普通保険約款別表2に記載の支払限度額を上回る場合には、その支払限度額を損害保険金の額とします。

- ① 保険金額が保険価額に付保割合を乗じて得た額と同額である場合またはこれを超える場合は、損害保険金の額（注1）
- ② 保険金額が保険価額に付保割合を乗じて得た額より低い場合は、次の算式によって算出した額

$$\left(\frac{\text{損害の額}}{\text{（注2）}} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} \times \text{付保割合} - \frac{\text{免責金額}}{\text{（注3）}} \right) \times \frac{\text{縮小割合}}{\text{（注4）}} = \text{損害保険金の額}$$

（注1） 損害保険金の額
普通保険約款第1章財物補償条項第4条（保険金の支払額）(1)および(2)の規定による損害保険金の額をいいます。

（注2） 損害の額
普通保険約款第1章財物補償条項第4条（保険金の支払額）(1)および(2)の規定による損害の額をいいます。

（注3） 免責金額
普通保険約款別表2に記載の免責金額をいいます。

（注4） 縮小割合
保険証券記載の縮小割合をいいます。

第3条（水災危険限定補償特約との関係）

当会社は、この保険契約に水災危険限定補償特約が付帯された場合には、同特約にかぎり、この特約の規定は、これを適用しません。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

V B. 電氣的・機械的事故範囲限定補償特約 （建物付帯設備・屋外ユーティリティ設備包括） （財物補償条項）

第1条（保険金を支払う場合—電氣的・機械的事故）

当会社は、この特約に従い、企業総合補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1章財物補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の⑥の規定により支払われる損害保険金については、別表1に掲げる保険の対象（注）に生じた損害に対してのみ支払います。

（注） 保険の対象
別表2に掲げるものを除きます。

第2条（特約の適用範囲）

この特約は、保険の対象が工場物件以外の場合に適用します。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表1

次の(a)から(c)までに掲げる機械、機械設備または装置とします。

設備名称	機械、機械設備または装置
(a) 空調設備	温風暖房機、ボイラ付属装置、冷凍機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナ、ユニットクーラ、空気調和器、エアーカーテン装置、送風機、付属ポンプ類等
(b) 電気設備	変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、コンデンサ、リアクトル、充電設備、無停電装置、バッテリー、 がい り、 がい り管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、照明器具、非常用発電設備、送受信設備装置、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導体、盗難防止装置、防災センター設備、火災報知設備、警報装置等

(c) 給排水・衛生・消火設備	給水設備、給湯設備、ソーラーシステム（太陽熱温水器）、衛生設備、飲料用冷水設備、排水設備、汚水処理設備、散水設備、井戸、各種消火設備等
(d) 昇降設備	エレベータ、エスカレータ、ダムウエータ等
(e) 駐車機械設備 駐輪場機械設備	駐車機械本体、駐輪場機械設備、電動発電機、巻上器、搬器、ガイドレール、扉、ターンテーブル、消火装置、制御装置
(f) 洗濯機械設備	洗濯機、脱水機、乾燥機、アイロナープレス機、糊煮器
(g) ボイラ	ボイラ
(h) その他の設備	自動ドア設備、シャッター設備、ごみ処理設備、塵芥焼却設備等
(i) 配線・配管・ダクト設備	(a)から(h)までのいずれかの設備に付属する配線・配管・ダクト設備（注） （注） 配線・配管・ダクト設備 駐車場専用建物に付随する駐車機械設備に付属する配線・配管・ダクト設備を除きます。
(j) 窓拭き用ゴンドラ設備	ゴンドラ吊上げ機、ゴンドラ、レール
(k) 回転展望台設備	回転台フレーム、回転用駆動装置、レール
(l) エア・シュータ設備	送風機、気送子、インターホン
(m) ネオンサイン設備	ネオンサイン本体、点滅装置、ネオントランス
(n) 厨房機械設備	炊・焼・揚・蒸・煮用機械設備、食器洗浄用消毒設備、米ときき機、ミキサー、冷蔵庫（注）、湯沸器、アイスクリームフリーザ、アイスメーカーマシン、熱風消毒設備、ダムウエータ設備（注） 冷蔵庫 冷凍機を含みます。
(o) ボイラ付属設備	給水ポンプ、給水処理装置、油移送装置、水・油タンク、微粉炭装置、石炭運搬用ベルトコンベア、灰処理装置、自動制御装置、木屑輸送装置、蒸気アキュムレータ、貯湯槽、薬液注入装置、付属配管

別表 2

次の(a)から(g)までに掲げるものについては、この特約の保険の対象から除きます。

(a) ベルト、ワイヤロープ（注）、チェーン、ゴムタイヤ、管球類 （注） ワイヤロープ エレベータのワイヤロープを除きます。
(b) 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型ロールその他の型類
(c) 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材。ただし、変圧器または開閉装置内の絶縁油ならびに水銀整流器内の水銀は、保険の対象に含みます。
(d) フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠
(e) コンクリート製・ゴム製・布製の機器または機具
(f) 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ
(g) 基礎（注 1）、炉壁（注 2）または予備用の部品（注 3） （注 1） 基礎 アンカーボルトを含みます。 （注 2） 炉壁 ボイラの炉壁を除きます。 （注 3） 予備用の部品 保険証券に保険の対象として明記されている場合は、保険の対象に含めます。

**V C. 電氣的・機械的事故範囲限定補償特約
（工場内受配電設備包括）（財物補償条項）**

第 1 条（保険金を支払う場合－電氣的・機械的事故）

当会社は、この特約に従い、企業総合補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第 1 章財物補償条項第 1 条（保険金を支払う場合）(1)の⑥の規定により支払われる損害保険金については、別表 1 に掲げる保険の対象（注）に生じた損害に対してのみ支払います。

（注） 保険の対象
 別表 2 に掲げるものを除きます。

第 2 条（特約の適用範囲）

この特約は、保険の対象が工場物件の場合に適用します。

第 3 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 1

次の(a)から(g)までに掲げる機械、機械設備または装置とします。

設備名称	機械、機械設備または装置
(a) 受変電設備	変圧器、電圧調整器、整流器、受配電盤、制御監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、蓄電器、リアクトル、充電設備、無停電装置、非常用発電設備、蓄電池、 かい 磚子・ かい 磚管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線等
(b) 配線設備	動力用および配電用の配線、配管、分電盤、ダクト、器具、支柱等
(c) 照明設備	照明器具等
(d) 放送・通信・時計・表示設備	送受信設備、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置等
(e) 保安設備	火災報知設備、盗難防止装置等
(f) 避雷針設備	突針、突針支持棒、接地電極、導体、 かい 磚子等
(g) 集中制御装置	受変電用および機械、機械設備または装置用の継電器盤、監視盤、操作盤等

別表 2

次の(a)から(c)までに掲げるものについては、この特約の保険の対象から除きます。

(a) 別表 1 に記載された機械、機械設備または装置以外のものに付属する電気設備（注）ならびにこれらの機器相互間の配線 （注） 電気設備 制御装置を含みます。
(b) 試験用または実験用の変電設備
(c) 炉または電解槽に用いられる変圧器、整流器、蓄電器

**V D. 電氣的・機械的事故範囲限定補償特約
（工場内ユーティリティ設備包括）（財物補償条項）**

第 1 条（保険金を支払う場合－電氣的・機械的事故）

当会社は、この特約に従い、企業総合補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第 1 章財物補償条項第 1 条（保険金を支払う場合）(1)の⑥の規定により支払われる損害保険金については、別表 1 に掲げる保険の対象（注）に生じた損害に対してのみ支払います。

（注） 保険の対象
 別表 2 に掲げるものを除きます。

第 2 条（保険の対象以外の物の原状復旧費用）

(1) 当会社は、この特約に従い、前条の規定により損害保険金が支払われるべき損害が発生した場合において、その修理のため、その保険の対象以外の物の取りこわしを必要とするときは、それを取りこわし直前の状態に復旧するために要した費用を、普通保険約款第 1 章財物

補償条項第4条（保険金の支払額）(1)に規定する損害の額に算入します。ただし、算入する費用の額は、1回の事故（注）につき、300万円をもって限度とします。

(2) 保険金支払方法の変更に関する特約（時価払）（財物補償条項）が付帯されている場合は、同特約第2条（保険金の支払額）の規定により読み替えられた普通保険約款第1章財物補償条項第4条（保険金の支払額）(1)の算式を次のとおり読み替えて適用します。

「

修理費

—

修理によって保険の対象の時価額が増加した場合は、その増額（注3）

—

修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額

+

保険の対象以外のものを取りこわし直前の状態に復旧するために要した費用

=

損害の額

（注） 1回の事故
同一の事由から発生した一連の事故をいいます。

第3条（特約の適用範囲）
この特約は、保険の対象が工場物件の場合に適用します。

第4条（準用規定）
この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表1
保険証券記載の工場敷地内に設置されている次の(a)から(o)までに掲げるユーティリティ設備（注）、照明・通信・時計・表示設備、保安・消火設備および集中制御装置のすべてとします。

設備名称	機械、機械設備または装置
(a) 受変電設備	変圧器、電圧調整器、整流器、受配電盤、制御監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、蓄電器、リアクトル、充電設備、無停電装置、非常用発電設備、蓄電池、 ^{かい} 磚管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線等
(b) 配線設備	動力用および配電用の配線、配管、分電盤、ダクト、器具、支柱等
(c) 照明設備	照明器具等
(d) 放送・通信・時計・表示設備	送受信設備、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置等
(e) 保安設備	火災報知設備、盗難防止装置等
(f) 避雷針設備	突針、突針支持棒、接地電極、導体、 ^{かい} 磚子等
(g) 集中制御装置	受変電用および機械、機械設備または装置用の継電器盤、監視盤、操作盤等
(h) ボイラおよびボイラ付属設備	ボイラ、給水ポンプ、給水処理装置、油移送装置、水・油タンク、微粉炭装置、石炭運搬用ベルトコンベア、灰処理装置、自動制御装置、木屑輸送装置、蒸気アキュムレータ、貯湯槽、薬液注入装置、付属配管等
(i) 用水設備	給水設備、給湯設備、衛生設備、飲料用冷水設備、冷却塔、浄水装置、純水装置、ろ過機、圧縮機、ポンプ、タンク、水槽、配管等
(j) 燃料設備	圧縮機、ポンプ、燃料タンク、気化器、加熱器、配管等
(k) エア供給・ガス供給設備	空気圧縮機、エアレシーバ、脱湿装置、アフタークーラ、気化器、ポンプ、タンク、ダクト、配管等
(l) 消火設備	ポンプ、スプリンクラヘッド、タンク、水槽、配管等
(m) 蒸気タービン	蒸気タービン発電機
(n) 冷凍設備	冷凍機、冷却器、冷却塔、ポンプ、配管等のうち、この特約の保険の対象として保険証券に明記されたもの

(o) 排水処理設備	^{ばっ} 曝気・凝集・沈殿槽、中和・調整槽、ろ過機、還元・ ^{かくはん} 攪拌槽、シックナ、圧縮機、ポンプ、配管等のうち、この特約の保険の対象として保険証券に明記されたもの
------------	--

（注） ユーティリティ設備
工場敷地内で電力、蒸気、熱、用水、空気、燃料、ガス等を工場敷地内に設置された生産設備等に供給するために設けられた機械、機械設備または装置をいいます。

別表2
次の(a)から(e)までに掲げるものについては、この特約の保険の対象から除きます。

(a) 試験用または実験用の変電設備
(b) 炉または電解槽に用いられる変圧器、整流器または蓄電器
(c) コンクリート槽、コンクリート製・陶磁器製（注）・ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具 （注） 陶磁器製 ^{かい} 磚子・ ^{かい} 磚管を除きます。
(d) 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ
(e) 別表1に記載された機械、機械設備または装置以外のものに付属する電気設備（注）、圧縮機・ポンプ・ろ過機・冷却器等の機器、タンク、ダクトおよび配管ならびにこれらの機器相互間の配線・配管 （注） 電気設備 制御装置を含みます。

Ⅴ E. 冷凍損害補償特約（財物補償条項）

第1条（保険金を支払う場合）
当会社は、この特約に従い、企業総合補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1章財物補償条項第2条（保険金を支払わない場合）(4)の規定にかかわらず、保険の対象である冷凍（冷蔵）物について、同章第1条（保険金を支払う場合）(1)の①から⑨までのいずれかの事故に起因する冷凍（冷蔵）装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止によって生じた温度変化による損害に対して、損害保険金を支払います。

第2条（支払限度額）
保険証券に支払限度額の記載がある場合は、当会社が前条の規定により支払う損害保険金の額は、普通保険約款第1章財物補償条項第4条（保険金の支払額）(3)ただし書および(4)ただし書の規定にかかわらず、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

第3条（準用規定）
この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

Ⅴ F. 情報メディア等損害補償特約

<用語の定義>
この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
コンピュータウイルス	第三者の情報に対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムまたはファイルであり、次の①および②の双方の機能を有するものをいいます。 ① 自らの機能によって他のプログラムに自らを複製し、またはシステム機能を利用して自らを他のシステムに複製すること（注）等により、他のシステム、プログラムまたはファイルに自らを増殖または伝染させる機能 （注） 自らを他のシステムに複製すること システム感染機能、ファイル感染機能および複合感染機能を含みます。 ② 情報等の破壊を行ったり、設計者の意図しない動作を行う機能
システム	ハードウェア、ソフトウェアもしくはネットワークまたはこれらの複合体をいいます。
情報	プログラム、ソフトウェアおよびデータ等をいいます。

情報機器等	次の①から③までに掲げるものをいいます。 ① ホストコンピュータ、サーバ、ワークステーション、パーソナルコンピュータその他これらに類するもの ② 端末装置等の周辺機器 ③ 通信用回線および通信用配線
情報メディア	磁気テープ、磁気ディスク、磁気ドラム、パンチカード等の情報機器等が直接処理を行うことができる記録媒体をいいます。
情報メディア等	次の①および②に掲げるものをいいます。 ① 情報メディア ② ①に記録されている情報
ソフトウェア	システムプログラム、アプリケーションプログラム、ユーティリティプログラム等のプログラムをいいます。
ネットワーク	コンピュータ等の情報処理機器・設備が、有線・無線の回線を利用して、通信または放送等のために接続されたものをいい、接続に使用される情報処理機器・設備および通信用回線を含みます。
ネットワーク構成機器・設備	日本国内に所在する被保険者が所有、使用または管理するすべてのネットワークを構成するコンピュータ、周辺機器、およびこれらを結ぶ通信回線設備をいいます。
ファイアウォール	被保険者が所有、使用または管理する装置であって、ネットワーク構成機器・設備の外部から当該ネットワーク構成機器・設備上にあるソフトウェア、プログラムまたはデータ等の閲覧、使用、改ざん、破壊、消去、インストールその他これらに類似する行為を防止または制限することを目的として、ネットワーク構成機器・設備上に設置されたものをいいます。
ファイル	記憶装置または記録媒体上に、電子的または光学的に記録されているプログラム、データ等をいいます。
不正アクセス	ネットワークの正当な使用権限を有さない者によって、次の①から④までのいずれかに掲げる行為が、ファイアウォールを通過して実施されることをいいます。 ① ネットワーク構成機器・設備上において使用権限を制限することにより保護されている情報のネットワーク上での閲覧、使用、改ざん、破壊または消去 ② ネットワーク構成機器・設備上において使用権限を制限することにより保護されているソフトウェアまたはプログラムのネットワーク上での使用、改ざん、破壊または消去 ③ ネットワーク構成機器・設備を管理する者がそのネットワーク構成機器・設備上での使用を認めていないソフトウェアまたはプログラムのそのネットワーク構成機器・設備へのインストール ④ ネットワーク構成機器・設備について、そのネットワーク構成機器・設備が有する使用権限を制限している機能のネットワーク上での設定の変更
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

- 当会社は、この特約に従い、すべての偶然な事故により、次条に規定する保険の対象に生じた損害に対して、メディア損害保険金を支払います。
- 当会社は、(1)の規定にかかわらず、保険の対象である情報に損害が生じた場合で、それを記録した情報メディアに損害が生じなかったときは、次の①から⑦までのいずれかに起因する損害にかぎり、メディア損害保険金を支払います。
 - 保険期間中に行われた第三者の不正アクセス。ただし、被保険者がコンピュータの不正アクセス検出のための監視記録・機能に基づき損害の生じた保険の対象がコンピュータウィルスに感染していることを証明した場合で、かつ、その不正アクセスから6か月以内に発見された損害にかぎりです。
 - 保険期間中に感染したコンピュータウィルス。ただし、被保険者がコンピュータウィルス検出のための監視記録・機能に基づき損害の生じた保険の対象がコンピュータウィルスに感染していることを証明した場合で、かつ、そのコンピュータウィルスの感染から6か月以内に発見された損害にかぎりです。

- 情報機器等の誤操作
- 保険証券記載の「主たる保管場所」欄に記載された場所に不法に侵入した第三者の行為
- 静電気または電磁気
- 落雷
- 過電圧、電圧低下または電力の供給停止

第2条（保険の対象の範囲）

この特約の保険の対象は、保険証券に添付される情報メディア等損害補償特約明細書記載の建物に収容される情報メディア等をいいます。ただし、情報メディア等損害補償特約明細書記載の保険の対象欄に記載された情報メディア等にかぎるものとします。

第3条（保険責任の範囲）

- 当会社は、保険の対象が、保険証券に添付される情報メディア等損害補償特約明細書記載の建物（注）に収容されている場合にかぎり、保険金を支払います。ただし、他の特約に定めがある場合にはその規定に従います。
- (注) 保険証券に添付される情報メディア等損害補償特約明細書記載の建物 この特約の保険の対象が収容されている建物をいいます。

第4条（メディア損害保険金を支払わない場合）

- 当会社は、企業総合補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1章財物補償条項第2条（保険金を支払わない場合）に規定する事由のほか、次の①または②のいずれか該当する事由によって生じた損害に対しては、メディア損害保険金を支払いません。
 - 空気の乾燥、湿度変化または温度変化。ただし、冷暖房・空調設備が偶然な事故により損害を被ったことの結果として発生した場合を除きます。
 - 保険の対象が、情報機器等以外の機器により処理されたこと。
- 当会社は、保険の対象の納入者が、被保険者に対して法律上または契約上責任を負うべき損害に対しては、メディア損害保険金を支払いません。

第5条（損害額の決定）

当会社が、第1条（保険金を支払う場合）のメディア損害保険金として支払うべき損害の額は、損害を被った保険の対象の修復または損害を被った保険の対象と同種同等の情報メディア等の再作成または再取得のために、必要な費用の額とします。

第6条（保険金の支払額）

- 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）のメディア損害保険金として、1回の事故につき、次の①または②に定める額を、保険金額を限度に支払います。ただし、保険金額が保険価額を超過する場合は、保険価額を限度とします。

区 分	メディア損害保険金の支払額	
① 財物補償条項支払保険金（注）がある場合	前条の損害の額の10％または8万円のいずれか高い額	財物補償条項支払保険金（注）の額
② 財物補償条項支払保険金（注）がない場合	前条の損害の額	れか高い額（保険証券にこれと異なる金額の記載がある場合は、その金額）

- 当会社がこの特約により支払うべき情報メディア損害保険金の額は、保険期間を通じて保険金額を限度とします。
- (注) 財物補償条項支払保険金
第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して普通保険約款第1章財物補償条項およびこれに付帯される他の特約の規定により支払われるべき保険金をいいます。

第7条（管理義務）

- 保険契約者、被保険者（注）またはこれらの者の代理人は、保険の対象につき次の①から⑤までの事項を履行しなければなりません。
- 情報機器等については、常に良好な運転状態を維持するため整備すること。
 - 情報メディア等については、常に良好な状態で使用できるよう整理・保管すること。
 - 情報については、常にその内容が確認できるよう台帳等を整備すること。
 - 故意にまたは習慣的に過度の運転、使用もしくは過負荷の状態におかないこと。
 - 保守および運転に関する法令、規則その他メーカーから示された条件を守ること。

(注) 保険契約者、被保険者
保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第8条（普通保険約款に掲げる費用保険金等との関係）

この特約において、普通保険約款第1章財物補償条項第1条（保険金を支払う場合）(3)お

よ普通保険約款第4章基本条項第20条（損害防止義務および損害防止費用）(2)の規定は、これを適用しません。

第9条（読替規定）

この特約を適用する場合には、次のとおり普通保険約款の規定を読み替えて適用します。

① 「損害保険金」とあるのは、「メディア損害保険金」

② 普通保険約款第4章基本条項第4条（損害防止義務および損害防止費用）(4)の規定中、「第1章財物補償条項第4条（保険金の支払額）(4)」とあるのは、「情報メディア等損害補償特約第6条（保険金の支払額）」

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他に付帯されている他の特約の規定を準用します。

V G. 借家人賠償責任総合補償追加特約（企業総合補償用）

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
貸主	被保険者に借戸室を貸付ける者をいい、転貸人を含みます。
借戸室	被保険者の借用する保険証券記載の建物または戸室をいいます。
借家人賠償特約	借家人賠償責任特約をいいます。
修理費用	借戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
損壊	滅失、損傷または汚損をいいます。
費用保険金	修理費用保険金をいいます。
普通保険約款	企業総合補償保険普通保険約款をいいます。

第1章 賠償責任補償条項

<用語の定義>

この章において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用 語	定 義
被保険者	次の①または②のいずれかに該当する者をいいます。 ① 保険証券記載の被保険者 ② ①に規定する被保険者が未成年者または責任無能力者の場合は、①に規定する被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって①に規定する被保険者を監督する者（注）。ただし、①に規定する被保険者に関する事故にかぎりです。 （注） 監督義務者に代わって①に規定する被保険者を監督する者 ①に規定する被保険者の親族にかぎりです。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、借家人賠償特約第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保険期間中に発生した被保険者の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事故による借戸室の損壊について、被保険者がその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、借家人賠償特約第3条（保険金を支払わない場合）に規定するもののほか、次の①から⑩までのいずれかに該当する借戸室の損壊による損害に対しては、保険金を支払いません。

① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損壊。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損壊を除きます。

② 借戸室の自然の消耗もしくは劣化（注1）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他これらに類する事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損壊

③ 借戸室の欠陥によって生じた損壊。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借戸室を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた損壊を除きます。

④ 借戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損壊。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合にかぎりです。

- ⑤ 借戸室の電氣的事故または機械的事故によって生じた損壊
- ⑥ 詐欺または横領によって借戸室に生じた損壊
- ⑦ 土地の沈下、移動、隆起または振動によって生じた損壊
- ⑧ 借戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または借戸室の汚損（注2）であって、借戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損壊
- ⑨ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損壊。ただし、借戸室の他の部分が同時に損壊した場合を除きます。
- ⑩ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた損壊。ただし、借戸室の外側の部分（注3）が風災、雹災または雪災の事故によって破損し、その破損部分からこれらが借戸室の内部に吹き込みまたは漏入したことにより生じた損害を除きます。
- （注1） 自然の消耗もしくは劣化
日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。
- （注2） 汚損
財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することを行い、落書きによる汚損を含みます。
- （注3） 借戸室の外側の部分
外壁、屋根、開口部等をいいます。

第3条（保険金の支払額）

当会社は、借家人賠償特約第6条（保険金の支払額）の①の規定にかかわらず、同特約第5条（支払保険金の範囲）の①の損害賠償金が3,000円（保険証券にこれと異なる金額の記載がある場合はその金額）を超過した場合は、その超過した額を支払います。ただし、この特約の保険金額を限度とします。

第2章 修理費用補償条項

<用語の定義>

この章において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用 語	定 義
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。

第4条（費用保険金を支払う場合）

当会社は、保険期間中に発生した偶然な事故により、借戸室が損壊した場合において、被保険者がその貸主との契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用でこれを修理したときは、その修理費用に対して、この特約の規定に従い、費用保険金を支払います。ただし、第1章賠償責任補償条項第1条（保険金を支払う場合）の規定によって保険金が支払われる場合を除きます。

第5条（費用保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、費用保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者、貸主（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者（注2）またはその者（注2）の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- (2) 当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事由による損害（注3）を受けた結果生じた修理費用に対しては、費用保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故
- ④ ①から③までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染
- (3) 当会社は、発生原因がいかなる場合でも、次の①から⑩までのいずれかに該当する損壊による修理費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損壊。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損壊を除きます。
- ② 借戸室の自然の消耗もしくは劣化（注6）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他これらに類

- 似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損壊
- ③ 借用戸室の欠陥によって生じた損壊。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借用戸室を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた損壊を除きます。
- ④ 借用戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損壊。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合にかぎります。
- ⑤ 借用戸室に対する加工、修理等の作業（注7）上の過失または技術の拙劣によって生じた損壊
- ⑥ 借用戸室の電気的事故または機械的事故によって生じた損壊
- ⑦ 詐欺または横領によって借用戸室に生じた損壊
- ⑧ 土地の沈下、移動、隆起または振動によって生じた損壊
- ⑨ 借用戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または借用戸室の汚損（注8）であって、借用戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損壊
- ⑩ 電球、プラフ管等の管球類に生じた損壊。ただし、借用戸室の他の部分が同時に損壊した場合を除きます。
- ⑪ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた損壊。ただし、借用戸室の外側の部分（注9）が風災、雹災または雪災の事故によって破損し、その破損部分からこれらが借用戸室の内部に吹き込みまたは漏入したことにより生じた損壊を除きます。
- （注1） 保険契約者、被保険者、貸主
保険契約者、被保険者または貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2） その者
法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注3） 損害
同条(2)に掲げる事由によって発生した第4条（費用保険金を支払う場合）の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
- （注4） 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- （注5） 核燃料物質（注4）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- （注6） 自然の消耗もしくは劣化
日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。
- （注7） 借用戸室に対する加工、修理等の作業
借用戸室の建築、増改築作業等を含みます。
- （注8） 汚損
財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいい、落書きによる汚損を含みます。
- （注9） 借用戸室の外側の部分
外壁、屋根、開口部等をいいます。
- 第6条（費用保険金支払の対象となる修理費用の範囲）**
第4条（費用保険金を支払う場合）に規定する費用保険金の対象となる修理費用は、借用戸室に実際に修理した費用のうち、次の①および②に掲げるもの以外の修理費用とします。
- ① 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部
- ② 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借用戸室に入居する者の共同の利用に供せられるもの
- 第7条（費用保険金の支払額）**
当社は、第4条（費用保険金を支払う場合）の費用保険金として、修理費用の額が、1回の事故につき3,000円（保険証券上これと異なる金額が記載されている場合はその金額）を超過する場合にかぎり、その超過額を300万円を限度に支払います。
- 第8条（他の保険契約等がある場合の費用保険金の支払額）**
他の保険契約等（注1）がある場合において、それぞれの支払責任額（注2）の合計額が損害の額（注3）を超えるときは、当社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等（注1）から保険金または共済金が支払われていない場合
この特約の支払責任額（注2）
- ② 他の保険契約等（注1）から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額（注3）から、他の保険契約等（注1）から支払われた保険金または共済金の

- 合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の支払責任額（注2）を限度とします。
- （注1） 他の保険契約等
第4条（費用保険金を支払う場合）の修理費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。
- （注2） 支払責任額
他の保険契約等（注1）がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
- （注3） 損害の額
それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第3章 基本条項

<用語の定義>

この章において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用 語	定 義
被保険者	補償する事故に応じて、第1章賠償責任補償条項または第2章修理費用補償条項の用語の定義をそれぞれ適用します。

第9条（保険金の請求）

- (1) 費用保険金に関する当会社に対する保険金請求権は、第4条（費用保険金を支払う場合）に規定する事故が生じた時から発生し、これを行使用することができます。
- (2) 被保険者が費用保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類または証拠のうち当会社が必要と認める書類を、当会社に提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者にかぎりません。③において同様とします。）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族（法律上の親族にかぎりません。③において同様とします。）のうち3親等内の者
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者または②以外の親族のうち3親等内の者
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容、損害額等に応じ、保険契約者、被保険者に対して、別表に掲げるものの以外書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（代位）

当会社は、この特約において、借家人賠償特約第13条（代位）(1)の②の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「② ①以外の場合

被保険者が取得した債権（注）の額から、損害賠償金または修理費用のうち保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額」

第11条（保険契約の解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

- ウ、反社会的勢力（注１）を不当に利用していると認められること。
- エ、法人である場合において、反社会的勢力（注１）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ、その他反社会的勢力（注１）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、被保険者が(1)の③ア、からオ、までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注２）を解除することができます。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第４章基本条項第13条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)の③ア、からオ、までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。
- ① (1)の③ア、からオ、までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (1)の③ア、からオ、までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害
- (注１) 反社会的勢力
- 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他反社会的勢力をいいます。
- (注２) この保険契約
- 被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。
- 第12条（準用規定）**
- この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および借家人賠償特約の規定を準用します。

別 表

保険金請求書類

① 保険金の請求書
② 保険証券
③ 当会社の定める事故状況報告書
④ 修理等に要する費用の見積書。ただし、既に支払がなされた場合はその領収書とします。
⑤ 被害が生じた物の写真または画像データ
⑥ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書。ただし、保険金の請求を第三者に委任する場合にかぎります。
⑦ 被保険者と借戸室の貸主との間で締結された不動産賃貸借契約書またはこれに代わるべき書類
⑧ その他当会社が借家人賠償特約第11条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

V H. 借家人賠償責任総合補償追加特約包括契約に関する特約

第 1 条（借戸室の範囲）

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が借用する次に掲げる物件すべてを借戸室として借家人賠償責任特約および借家人賠償責任総合補償追加特約（企業総合補償用）を付帯するものとします。

保険証券記載のとおり

- (2) (1)の借家人賠償責任特約および借家人賠償責任総合補償追加特約（企業総合補償用）の被保険者には、保険証券記載の被保険者のほか、被保険者の転借人または転貸人を含むものとします。

第 2 条（保険金額）

各借戸室についての借家人賠償責任特約および借家人賠償責任総合補償追加特約（企業総合補償用）第 1 章賠償責任補償条項の保険金額は、次のとおりとします。

区 分	保険金額
保険証券記載のとおり	保険証券記載のとおり

第 3 条（通 知）

- (1) 保険契約締結の後、次の①または②のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者は、所定の通知書により当会社へ通知しなければなりません。
- ① 第 1 条（借戸室の範囲）に該当する借戸室を新たに取得したこと。
- ② 第 1 条（借戸室の範囲）に該当する借戸室についての賃借契約を解約したこと。
- (2) (1)の①の事実に関連する借戸室については、当会社への通知の手続の完了前であっても、取得した日から保険期間終了時までの期間にかぎり、借家人賠償責任総合補償追加特約（企業総合補償用）第 1 章賠償責任補償条項第 1 条（保険金を支払う場合）の借戸室に含めるものとし、それぞれ借戸室ごとに前条の規定を適用します。
- (3) (1)の場合において、当会社は、(1)の事実が生じた時以降の期間に対し日割をもって計算した保険料を請求または返還します。
- (4) (3)の保険料の請求または返還は、特別の約定がないかぎり保険期間終了時に一括して行うものとします。

第 4 条（当会社による帳簿の閲覧）

当会社は、借戸室およびこれに関する帳簿、記録その他の書類を必要に応じて閲覧することができます。

第 5 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業総合補償保険普通保険約款、借家人賠償責任特約および借家人賠償責任総合補償追加特約（企業総合補償用）の規定を準用します。

V K. 休業損失拡張補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
休業損失補償条項	普通保険約款第 3 章休業損失補償条項をいいます。
普通保険約款	企業総合補償保険普通保険約款をいいます。

第 1 条（保険金を支払う場合）

当会社は、休業損失補償条項第 1 条（保険金を支払う場合）の事故による損害のほか、偶然な事故により保険の対象が損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第 2 条（保険金を支払わない場合－その 1）

当会社は、休業損失補償条項第 2 条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由による損害を受けた結果生じた損失のほか、次の①または②のいずれかに該当する事由による損害を受けた結果生じた損失についても保険金を支払いません。ただし、同条(1)の③から⑦までの規定および(4)の規定は適用しません。

- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共機関の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- ② 保険契約者または被保険者の使用人の故意

第 3 条（保険金を支払わない場合－その 2）

(1) 当会社は、休業損失補償条項第 2 条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由による損害を受けた結果生じた損失のほか、次の①から⑩までのいずれかに該当する損害を受けた結果生じた損失に対しても、保険金を支払いません。ただし、同第 1 条（保険金を支払う場合）の事故により損害を受けた結果生じた損失についてはこの規定を適用しません。また、同第 2 条(1)の③から⑦までの規定および(4)の規定は適用しません。

- ① 別表に掲げる機械、機械設備および装置以外の保険の対象に生じた電気的事故または機械的事故による損害
- ② ボイラスケールまたはキャビテーションに起因してその部分に生じた損害
- ③ 保険の対象の鑄鉄製ボイラに生じた亀裂による損害。ただし、亀裂による損害が自然の消耗または劣化以外の事由により生じた場合を除きます。
- ④ 加工または製造中の動産の加工または製造に起因して生じた損害
- ⑤ 保険の対象の置き忘れ（保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。）、紛失または廃棄によって生じた損害
- ⑥ 保険契約者または被保険者の使用人以外の者が単独もしくは第三者と共謀して行った

- 詐欺または横領によって生じた損害
- ⑦ 保険の対象に対する修理、清掃、解体、据付等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ⑧ 土地の沈下、隆起、移動、振動その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害
- ⑨ 情報機器および情報メディア（磁気テープ、磁気ディスク、磁気ドラム等の記録媒体およびこれらに記録されている情報をいいます。）に生じた損害
- ⑩ 休業損失補償条項第3条（保険の対象の範囲）(4)に規定する保険の対象について生じた損害
- ⑪ 直接であると間接であるとを問わず、次のア. からオ. までのもの（これらを内蔵したものを含み、被保険者のものであるか否かを問いません。）の一部または全部が西暦1999年以降の日付または時刻を正しく認識、処理、区別、解釈または受入れできないことに関連する作動不能、誤作動または不具合（これらのおそれが生じたことを含みます。）に起因する損害
- ア. コンピュータおよびその周辺機器
- イ. ソフトウエア（プログラム、アプリケーションソフト、オペレーティングシステムおよびデータその他これらに類するものをいいます。）
- ウ. コンピュータネットワーク
- エ. マイクロプロセッサ等の集積回路
- オ. 上記ア. からエ. までのいずれかに類する機器または部品
- (2) (1)にかかわらず、この特約により拡張された損害が電気的事故または機械的事故以外の場合は、(1)の⑩の規定は適用しません。
- (3) 当会社は、この特約においては、休業損失補償条項第2条（保険金を支払わない場合）(5)の①の損害については、これに該当する損害およびこれによって生じた事故による損害に対して保険金を支払わないものとし、同条(5)の②および③の損害については、これらに該当する損害にかぎり保険金を支払わないものとしします。

第4条（保険金の支払額）

休業損失補償条項第1条（保険金を支払う場合）の事故による場合を除き、本特約第1条（保険金を支払う場合）の事故により損害を受けた結果生じた損失に対して保険金を支払う場合は、復旧期間から、その事故の発生した日を含む最初の1日間（保険証券にこれと異なる日数の記載がある場合は、その日数とします。）を控除した残りの日数内の休業日数により、休業損失補償条項第4条（保険金の支払額）(1)および(2)の規定に従い、保険金を算出するものとしします。

第5条（準用規定）

当会社は、この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別 表

1. 保険の対象が工場物件の場合

設備名称	機械・機械設備または装置
(a) 受変電設備	変圧器、電圧調整器、整流器、受配電盤、制御監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、蓄電器、リアクトル、充電設備、無停電装置、非常用発電設備、蓄電池、 ^{がい} 磚管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線等
(b) 配線設備	動力用および配電用の配線・配管・分電盤・ダクト・器具・支柱等
(c) 照明器具	照明器具等
(d) 放送・通信・時計・表示設備	送受信設備、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置等
(e) 保安設備	火災報知設備、盗難防止装置等
(f) 避雷針設備	突針、突針支持棒、接地電極、導体、 ^{がい} 磚管等
(g) 集中制御装置	受変電用および機械、機械設備または装置用の継電器盤・監視盤・操作盤等
(h) ボイラ付属設備	給水ポンプ、給水処理装置、油移送装置、水・油タンク、微粉炭装置、石炭運搬用ベルトコンベア、灰処理装置、自動制御装置、木屑輸送装置、蒸気アキュムレータ、貯湯槽、薬液注入装置、付属配管等

(i) 用水設備	給水設備、給湯設備、衛生設備、飲料用冷水設備、冷却塔淨水装置、純水装置、濾過機、圧縮機、ポンプ、タンク、水槽、配管等
(j) 燃料設備	圧縮機、ポンプ、燃料タンク、気化器、加熱器、配管等
(k) エア供給・ガス供給設備	空気圧縮機、エアレシーバ、脱湿装置、アフタークーラ、気化器、ポンプ、タンク、ダクト、配管等
(l) 消火設備	ポンプ、スプリンクラーヘッド、タンク、水槽、配管等

- ただし、次の①から⑫までに掲げるものは、保険の対象に含まれません。
- ① ボイラ
- ② 非常用発電機以外の発電機
- ③ 試験用または実験用の変電設備
- ④ 炉または電解槽に用いられる変圧器、整流器または蓄電器
- ⑤ コンクリート槽、コンクリート製・陶磁器製（^{がい}磚子・^{がい}磚管を除きます。）・ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具
- ⑥ 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、断熱材、保温材、ケイ石またはレンガ
- ⑦ ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、管球類
- ⑧ 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型ロールその他の型類
- ⑨ 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材。ただし、変圧器または開閉装置内の絶縁油ならびに水銀整流器内の水銀は、保険の対象に含みます。
- ⑩ フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、濾布、濾布枠
- ⑪ 機械、設備の基礎（アンカーボルトを含みます。）、炉壁または予備用の部品
- ⑫ 上表の機械、機械設備または装置に付属する電気設備（制御装置を含みます。）、圧縮機・ポンプ・濾過機・冷却器等の機器、タンク、ダクトおよび配管ならびにこれらの機器相互間の配線・配管

2. 保険の対象が1. 以外の場合

設備名称	機械・機械設備または装置
(a) 空調設備	温風暖房機、ボイラ付属装置、冷凍機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナ、ユニットクーラ、空気調和器、エアーカーテン装置、送風機、付属ポンプ類等
(b) 電気設備	変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、コンデンサ、リアクトル、充電設備、無停電装置、バッテリー、 ^{がい} 磚子・ ^{がい} 磚管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、照明器具、非常用発電設備、送受信設備装置、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導体、盗難防止装置、防災センター設備、火災報知設備、警報装置等
(c) 給排水・衛生・消火設備	給水設備、給湯設備、ソーラーシステム（太陽熱温水器）、衛生施設、飲料用冷水設備、排水設備、汚水処理設備、散水設備、井戸、各種消火設備等
(d) 昇降設備	エレベータ、エスカレータ、ダムウエータ等
(e) 駐車機械設備 駐輪場機械設備	駐車機械本体、駐輪場機械設備、電動発電機、巻上機、搬器、ガードレール、扉、ターンテーブル、消火装置、制御装置
(f) 洗濯機械設備	洗濯機、脱水機、乾燥機、アイロナープレス機、糊煮器
(g) ボイラ	ボイラ
(h) その他の設備	自動ドア設備、シャッター設備、ごみ処理・塵芥焼却設備等
(i) 配線・配管・ダクト設備	(a)から(h)までの各設備に付属する配線・配管・ダクト設備（注） （注） 配線・配管・ダクト設備 駐車場専用建物に付随する駐車機械設備に付属する配線・配管・ダクト設備を除きます。
(j) 窓拭き用ゴンドラ設備	ゴンドラ吊上げ機、ゴンドラ、レール

(k) 回転展望台設備	回転台フレーム、回転用駆動装置、レール
(l) エア・シュータ設備	送風機、気送子、インターホン
(m) ネオンサイン設備	ネオンサイン本体、点滅装置、ネオントランス
(n) ボイラ付属設備	給水ポンプ、給水処理装置、油移送装置、水・油タンク、微粉炭装置、石炭運搬用ベルトコンベア、灰処理装置、自動制御装置、木屑輸送装置、蒸気アキュムレータ、貯湯槽、薬液注入装置、付属配管

V L. 食中毒・感染症補償特約（休業損失補償条項）

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
営業施設	保険証券記載の建物または構築物をいいます。
感染症対策費用	次の①から③に定める費用をいいます。ただし、事故が発生した日から起算して30日以内に生じた消毒、検査ならびに予防に支出した妥当かつ必要と認められる費用とし、あらかじめ当会社の同意を得て支出したものにすぎります。 ① 消毒費用 感染症の蔓延または再発を防止するために、営業施設の消毒ならびにこれらに備え付けられている什器・備品・衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用 ② 検査費用 被保険者またはその使用人ごとに、感染症に罹患またはその疑いがある場合に感染有無を検査する際に支出した医療費、交通費等の費用。ただし、事故が発生して以降の初診時から感染有無を診断される時までの間において感染有無を診断するために支出した医療費および交通費等の費用をいい、感染有無の診断後に支出したものを除きます。 ③ 予防費用 被保険者またはその使用人への感染拡大防止のために講じた予防接種の費用
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）をいいます。
休業損失補償条項	普通保険約款第3章休業損失補償条項をいいます。
指定感染症	感染症法に定める指定感染症をいい、特定感染症に該当するものを除きます。
消毒その他の措置	保健所その他の行政機関による営業施設の消毒命令等の措置であって、感染症法第5章（消毒その他の措置）に規定するものをいいます。
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎります。）をいいます。ただし、事故の発生した日において、感染症法に規定する一類感染症、二類感染症または新型インフルエンザ等感染症に該当するものにかぎります。
普通保険約款	企業総合補償保険普通保険約款をいいます。

第1条（保険金を支払う場合－食中毒の補償）

当会社は、次の①または②のいずれかに該当する事故により、営業施設の営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、この特約の規定に従い、保険金を支払います。

- 営業施設における食中毒の発生または営業施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものにかぎります。
- ①の疑いがある場合における厚生労働大臣その他の行政機関による営業施設の営業の禁止、停止その他の処置の指示、命令等

第2条（保険金を支払う場合－感染症の補償）

(1) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する事故（注）により、営業施設の営業が休

止または阻害されたために生じた損失（以下「損失」といいます。）に対して、この特約の規定に従い、保険金を支払います。

- 営業施設または営業施設が所在する建物等が次の感染症（以下「特定感染症」といいます。）の原因となる病原体に汚染されたこと。ただし、営業施設において感染症法の規定に基づき所轄保健所長への届出に関する定めがある場合は、所轄保健所長に届出のあったものにかぎります。

ア.	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1型およびH7N9型のみ）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パルチフス
イ.	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

- ①の疑いがある場合において、営業施設に対して消毒その他の措置がなされたこと。
- 当会社は、(1)の①または②のいずれかに該当する事故により被保険者が感染症対策費用を支出することによって生じた損害に対して、この特約の規定に従い、感染症対策費用保険金を支払います。
- 当会社は、次の①に該当する事故によって生じた②の損害または損失に対して、この特約の規定に従い、保険金を支払います。

- 営業施設または営業施設が所在する建物等が指定感染症の原因となる病原体に汚染されたまたは汚染された疑いがある場合において、消毒その他の措置がなされたこと。
- 被保険者が営業施設の消毒、隔離その他の処置に要する費用（付随的に支出する費用を含みます。）を支出することによって被る損害またはその処置によって営業が休止もしくは阻害されたために生じた損失

（注） 事故

第2条（保険金を支払う場合－感染症の補償）(1)の①の事故においては、被保険者が①の事実を発見した時または消毒その他の措置がなされた時のいずれか早いほうを事故が発生した時とみなします。

第3条（保険金を支払わない場合）

- 当会社は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害および損失に対しては、保険金を支払いません。
 ① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失
 ② 被保険者（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその法定代理人の故意または重大な過失による法令違反
 ③ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為、破壊行為、その他の違法行為または秩序の混乱
 ④ 水災
 ⑤ 脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為
 ⑥ 都道府県知事等からの要請に基づく自主休業。ただし、実際に事故があった場合を除きます。
 ⑦ この特約の保険責任開始日の翌日から起算して14日以内に発生した特定感染症または指定感染症による事故。ただし、この保険契約が継続契約（注）である場合を除きます。

- 当会社は次の①から③までのいずれかに該当する事由による損害（これらの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）を受けた結果生じた損失に対しては、保険金を支払いません。

- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 核燃料物質（核燃燃料物質を含みます。以下③において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

（注） 継続契約

感染症による損失を補償する特約を付帯した保険契約を前契約とし、前契約と全部または一部に対して支払責任が同一の保険契約であって、前契約の保険期間の末日（失効日または解除日を含みます。）を保険期間の初日とし、かつ、被保険者を同一として当会社と締結された保険契約をいいます。

第4条（償却期間の定義および制限）

普通保険約款<用語の定義（五十音順）>(4)第3章休業損失補償条項に関する事項におけ

る用語の定義にかかわらず、この特約において、復旧期間とは、保険金支払の対象となる期間であって、事故の発生した時から次の①から③に掲げる時までをいいます。ただし、いかなる場合も、保険証券に記載された復旧期間を超えないものとします。

- ① 厚生労働大臣その他の行政機関による営業施設の営業の禁止、停止その他の処置が取られた場合は、その処置が解除された時または完了した時
- ② 消毒その他の措置が出された場合は、その処置が解除された時または完了した時
- ③ ①または②のいずれにも該当しない場合は、営業施設が遅滞なく復旧した時。ただし、営業施設が損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。

第5条（保険金の支払額―食中毒の補償）

第1条（保険金を支払う場合―食中毒の補償）により当社が支払うべき保険金の額は、復旧期間から、その事故の発生した日を含む最初の1日間（保険証券にこれと異なる日数の記載がある場合は、その日数とします。）を控除した残りの日数内の休業日数により休業損失補償条項第4条（保険金の支払額）(1)の規定に従い算出するものとします。

第6条（保険金の支払額―感染症の補償）

(1) 第2条（保険金を支払う場合―感染症の補償）(1)により当社が支払うべき保険金の額は、復旧期間から、その事故の発生した日を含む最初の1日間（以下「控除日数」といい、保険証券にこれと異なる日数の記載がある場合は、その日数とします。）を控除した残りの日数内の休業日数により休業損失補償条項第4条（保険金の支払額）(1)の規定に従い算出する（注1）ものとします。ただし、保険金支払い対象となる休業日数は控除日数を除いて下表を限度とします。

特定感染症	てん補期間
第2条（保険金を支払う場合―感染症の補償）(1)①ア.	1事故あたり14日
第2条（保険金を支払う場合―感染症の補償）(1)①イ.	1事故あたり5日

- (2) 第2条（保険金を支払う場合―感染症の補償）(2)により当社が支払うべき感染症対策費用保険金の額は、1回の事故につき100万円を限度とします。
- (3) 第2条（保険金を支払う場合―感染症の補償）(3)により当社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき加入単位（注2）に応じて20万円とし、保険金を支払うべき事故が保険期間（注3）中に2回以上発生したときであっても、保険期間（注3）を通じて加入単位（注2）に応じて20万円を限度とします。
- (4) (1)から(2)の規定により算出した第2条（保険金を支払う場合―感染症の補償）(1)から(2)に基づき支払う保険金の額が、1回の事故につき合算して500万円を上回る場合は、当社が支払うべき保険金の額は500万円を限度とします。
 - (注1) 休業損失補償条項第4条（保険金の支払額）(1)の規定に従い算出する休業日数短縮費用には感染症対策費用は含まれません。
 - (注2) 加入単位
保険証券に添付されるこの特約の明細書に記載の敷地内または事業所を1つの加入単位とし、複数の敷地内または事業所に対して包括して保険金額を定める場合であっても同様とします。以下同様とします。
 - (注3) 保険期間
この保険契約の保険期間が1年を超える場合は、契約年度（注4）とします。
 - (注4) 契約年度
初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間とします。以下同様とします。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第2条（保険金を支払う場合―感染症の補償）(3)に規定する内容の全部または一部に対して支払責任が同一である他の保険契約または共済契約（以下「他の保険契約等」といいます。）がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額が、加入単位に対して20万円を超えるとき（注）は、当社は、次の①または②のいずれかに定める額を第2条(3)の保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
20万円
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
20万円から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額

（注） 20万円を超えるとき
この保険契約の保険期間が1年を超える場合は、契約年度において20万円を超えるときとします。

第8条（事故の通知）

保険契約者または被保険者は、第2条（保険金を支払う場合―感染症の補償）(3)の事故が

発生したことを知った場合は、事故発生の日時および場所、事故の状況ならびに第2条(3)に規定する処置の日時を遅滞なく、書面で当会社に通知しなければなりません。

第9条（保険金請求の手続き）

- (1) 普通保険約款第4章基本条項第22条（保険金の請求）の規定にかかわらず、第2条（保険金を支払う場合―感染症の補償）(3)の事故については、当社に対する保険金請求権は、事故が発生し、かつ、営業施設の消毒、隔離その他の処置が行われたまたはその処置を行う日時が確定した時から、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から③の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 第2条（保険金を支払う場合―感染症の補償）(3)に規定する処置を行うことが確認できる書類
 - ③ その他当社が必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として当社が求めたもの
- (3) 当社は、事故の内容等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

VM. ネットワーク中断補償特約（休業損失補償条項）

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
休業損失補償条項	普通保険約款第3章休業損失補償条項をいいます。
情報	プログラム、ソフトウェアおよびデータをいいます。
情報機器	コンピュータおよび端末装置等の周辺機器をいいます。
ネットワーク	コンピュータ等の情報処理機器・設備が、有線・無線の回線を利用して通信または放送等のために接続されたものをいい、接続に使用される情報処理機器・設備および通信用回線を含みます。
ネットワーク構成機器・設備	日本国内に所在する、被保険者が所有、使用または管理するすべてのネットワークを構成するコンピュータ、周辺機器、およびこれらを結ぶ通信回線設備をいいます。
ファイアウォール	被保険者が所有、使用または管理する装置であって、ネットワーク構成機器・設備の外部からそのネットワーク構成機器・設備上にあるソフトウェア、プログラムおよびデータ等の閲覧、使用、改竄、破壊、消去、インストールその他これらに類似する行為を制限することを目的として、ネットワーク構成機器・設備上に設置されたものをいいます。
不正アクセス	システムを利用する者が、その者に与えられた権限によって許された行為以外の行為をネットワークを介して意図的に行うことをいいます。
普通保険約款	企業総合補償保険普通保険約款をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、休業損失補償条項第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害のほか、不測かつ突発的な事由に起因してネットワーク構成機器・設備の機能の全部または一部が停止すること（以下「事故」といいます。）によって、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、この特約に従い、保険金を支払います。
- (2) 同一の原因により、2以上のネットワーク構成機器・設備の機能が停止した場合または同じネットワーク構成機器・設備でその機能が2回以上停止した場合は、これらの停止を一括して1事故とみなし、最初にネットワーク構成機器・設備の機能が停止した時に事故が発生

したものとみなします。

第2条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、休業損失補償条項第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由による損害を受けた結果生じた損失のほか、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた損失についても保険金を支払いません。ただし、同条(4)、(5)の①および③の規定は適用しません。

- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共機関の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- ② 政変、国交断絶、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
- ③ 保険契約者または被保険者の使用人の故意または被保険者と同じ世帯に属する親族の故意
- ④ ネットワーク構成機器・設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先。ただし、そのネットワーク構成機器・設備の能力を超える利用が第三者の悪意によって行われたことを保険契約者または被保険者が立証した場合を除きます。
- ⑤ ネットワーク構成機器・設備の操作者または監督者等の不在
- ⑥ 賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断
- ⑦ 脅迫行為
- ⑧ 衛星通信の機能の停止

第3条（保険金を支払わない場合－その2）

(1) 当会社は、休業損失補償条項第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由による損害を受けた結果生じた損失のほか、次の①から④までのいずれかに該当する損害を受けた結果生じた損失に対しても、保険金を支払いません。ただし、同条(4)、(5)の①および③の規定は適用しません。

- ① ファイアウォールを通過せずに行われた不正アクセス
 - ② 受取不足または過払等の事務的または会計的過誤
 - ③ 債権の回収不能、有価証券の不渡りまたは為替相場の変動
 - ④ 被保険者が、顧客または取引先等に対して法律上または契約上負うべき責任を負担すること。
- (2) 当会社は、ネットワーク構成機器・設備において、被保険者が新たなソフトウェアもしくはプログラムを使用した場合、または改定したソフトウェアもしくはプログラムを使用した場合には、次の①または②のいずれかに該当する事故によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 通常要するテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムの欠陥によって生じた事故
 - ② ソフトウェアもしくはプログラムの欠陥によって、そのソフトウェアもしくはプログラムのテスト期間内または正式使用後1か月以内に生じた事故

第4条（保険金の支払額）

第1条（保険金を支払う場合）の事故により損害を受けた結果生じた損失に対して保険金を支払う場合は、復旧期間から、その事故の発生した日を含む最初の1日間（保険証券にこれと異なる日数の記載がある場合は、その日数とします。）を控除した残りの日数内の休業日数により休業損失補償条項第4条（保険金の支払額）(1)および(2)の規定に従い、保険金を算出するものとします。ただし、保険金を支払う休業日数は30日（保険証券にこれと異なる日数の記載がある場合は、その日数とします。）を限度とします。

第5条（準用規定）

当会社は、この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

VN. 仕入れ品の納品遅延損害補償特約（休業損失補償条項）

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
休業損失補償条項	普通保険約款第3章休業損失補償条項をいいます。
供給者	原材料等の供給物を被保険者に直接納品する者で、日本国内に所在する者をいいます。
仕入れ品	被保険者からの発注に基づき、供給者から日本国内に所在する被保険者の占有施設に直接納品される商品・製品等をいいます。
普通保険約款	企業総合補償保険普通保険約款をいいます。

輸送中	日本国内に所在する供給者の営業用施設内より搬出された時または日本国内に所在する供給者の営業用施設内において輸送用具への積み込みが開始された時のいずれか早い時から、日本国内に所在する占有施設に搬入された時または占有施設において輸送用具から荷卸しされた時のいずれか遅い時までをいいます。
-----	---

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、この契約に休業損失補償条項第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害のほか、日本国内において、次の①または②のいずれかに該当する事由により仕入れ品の輸送の中断または阻害を余儀なくされ、その仕入れ品の到着が納品されるべき予定時刻より3時間以上遅延したこと（以下「事故」といいます。）によって営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、この追加特約に従い、保険金を支払います。

- ① 仕入れ品の輸送中において発生した不測かつ突発的な外來の事故によって生じたその仕入れ品を輸送する車両、貨物、航空機、船舶等の運搬具の損壊
 - ② 風災、震災、雪災または水災による通常の運送経路の遮断または制限
- (2) (1)の規定にかかわらず、当会社が保険金を支払うのは、仕入れ品の納品予定時刻について、被保険者および供給者または仕入れ品の配送を直接行う者との間で、納品予定時刻（日本国の標準時によるものとします。）の属する日を含む3日以上前の時点における書面による約定がある場合にかぎります。

第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由による損害を受けた結果生じた損失に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業。ただし、これらの作業によって前条の事故が生じた場合を除きます。
- ④ 保険契約者または被保険者が所有（所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた場合を含みます。なお、「所有権留保条項付売買契約」とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金のお全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。）または運転（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。）する車両またはその積載物の衝突または接触
- ⑤ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- ⑥ 前条の事故の際における保険の対象の紛失または盗難
- ⑦ 万引その他保険の対象の収容場所に不法に侵入しなかった者により行われた盗難。ただし、その者が暴行または脅迫した場合を除きます。
- ⑧ 冷凍、冷蔵装置または設備の破壊・変調または機能停止によって起こった温度変化

(2) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する事由による損害（これらの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）を受けた結果生じた損失に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下③において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

第3条（保険金の支払額）

休業損失補償条項第1条（保険金を支払う場合）の事故による場合を除き、第1条（保険金を支払う場合）の事故により損害を受けた結果生じた損失に対して保険金を支払う場合には、復旧期間から、その事故の発生した日を含む最初の1日間（保険証券にこれと異なる日数の記載がある場合は、その日数とします。）を控除した残りの日数内の休業日数により、休業損失補償条項第4条（保険金の支払額）(1)および(2)の規定に従い、保険金を算出するものとします。ただし、保険金を支払う休業日数は30日（保険証券にこれと異なる日数の記載がある場合は、その日数とします。）を限度とします。

第4条（準用規定）

当会社は、この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

VO. 店舗賠償責任特約（企業総合補償用）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、次次に定める被保険者が日本国内において発生した次の①または②のいずれかに該当する事故（以下「事故」といいます。）により、他人の身体の障害（この特約においては、傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。）または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害（以下「損害」といいます。）を被った場合は、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）が所有、使用もしくは管理する施設（この特約が付帯された保険契約の保険の対象もしくは保険の対象を収容する建物またはその建物に収容される動産もしくはこれらと同一敷地内に所在する動産もしくは屋外設備・装置で、保険証券記載の業務の用に供される部分およびものをいいます。以下「施設」といいます。）に起因する偶然な事故
- ② 施設の用法に伴う保険証券記載の業務の遂行に起因する偶然な事故

第2条（被保険者およびその範囲）

- (1) この特約における被保険者は、記名被保険者にかぎります。
- (2) (1)の記名被保険者について死亡その他の事由が生じた場合においても、当会社は、保険契約者がその事由に基づく記名被保険者の変更を当会社に申し出て、当社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当会社は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）もしくはこれらの者の業務を委託された者およびその使用人またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ 環境汚染（流出、漏出もしくはは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壌中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ身体の障害または財物の損壊が発生するおそれがある状態をいいます。）
 - ⑦ ②から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (2) 当会社は、被保険者が次の①から⑧までのいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ② 被保険者と同居の親族（注1）に対する損害賠償責任
 - ③ 被保険者の業務（家事を除きます。）に従事中の使用人が被った身体の障害によって生じた損害賠償責任
 - ④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑤ 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任
 - ⑥ 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する損害賠償責任
 - ⑦ 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者（被保険者のためにその仕事をを行う者を含みます。）が行う次のア、からエ、までの仕事に起因する損害賠償責任
 - ア、医療行為
 - イ、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等
 - ウ、法令により医師、歯科医師、獣医師または薬剤師にかざり行うことが認められている医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示
 - エ、身体美容または整形
 - ⑧ 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、

司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する損害賠償責任

- (注1) 親族
 - ① 6親等内の血族、配偶者（注2）または3親等内の姻族をいいます。
- (注2) 配偶者
 - ① 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
- (3) 当会社は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）が始まった後でも、この特約の保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。企業総合補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第4章基本条項第14条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）の規定による当会社のこの特約の保険料の請求に対し、保険契約者がその支払を怠った場合も、また同様とします。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、被保険者が次の①から⑥までのいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 給排水管、冷暖房装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から漏出または溢する蒸気、水その他内容物による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ② 屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ③ 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- ④ 航空機、昇降機、自動車または施設外における船、車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- ⑥ 業務を完了した後（業務の対象物の引渡しを要する場合は、引渡し）または放棄の後に業務の結果に起因して負担する損害賠償責任（被保険者が、業務の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は業務の結果とはみなしません。）

第5条（当会社による解決）

- (1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。
- (2) (1)の場合は、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第6条（支払保険金の範囲）

- 当会社が支払う保険金の範囲は、次の①および②のとおりとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金（損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。）
 - ② 被保険者が支出した次のア、からオ、までの費用

区 分	費用の内容
ア、損害防止費用	第8条（事故発生時の義務等）(1)の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
イ、権利保全行使費用	同条(1)の③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
ウ、緊急措置費用	事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
エ、当会社による解決費用	前条(1)に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が直接要した費用

オ. 損害賠償解決費用	損害賠償請求の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解、調停に要した費用もしくは示談交渉に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
-------------	--

第7条（保険金の支払額）

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の①および②の金額の合計額とします。

- ① 前条①の損害賠償金（損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。以下この条において同様とします。）が保険証券記載の免責金額を超過する場合は、その超過した額。ただし、保険金額（保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。以下この条において同様とします。）を限度とします。
- ② 前条②の費用についてはその全額。ただし、同条②の工、およびオ. の費用は、同条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、保険金額の同条①の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。

第8条（事故発生時の義務等）

(1) 保険契約者または被保険者が、事故が発生したことを知った場合に履行しなければならない義務および義務の内容、ならびに保険契約者または被保険者が正当な理由がなくそれぞれの義務に違反した場合に支払うべき保険金から差し引く額については、次の①からの⑦までに定めるとおりとします。

義 務	義務の内容	義務違反の場合の差引金額
① 損害防止義務	損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 事故内容通知義務	次のア. からウ. までの事項を遅滞なく、当会社へ通知すること。 ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	当会社が被った損害の額
③ 権利保全行使義務	他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。	他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。）をすることによって取得することができたと認められる額
④ 賠償責任承認前確認義務	損害賠償の請求を受けた場合は、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を講じるときを除き、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。	損害賠償責任がないと認められる額

⑤ 訴訟通知義務	損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社へ通知すること。	当会社が被った損害の額
⑥ 他保険通知義務	他の保険契約等に関する事実の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。）について遅滞なく当会社へ通知すること。	
⑦ 書類提出等義務	②のほか、次のア. およびイ. に定めること。 ア. 当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出すること。 イ. 当会社が、損害または傷害の調査のために、帳簿その他の書類もしくは証拠の閲覧、または必要な説明を求めた場合は、これに応じ、必要な証明を求めた場合は、これに協力すること。	

(2) 次の①または②のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の②または⑦の書類に事実と異なる記載をした場合
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の②または⑦の書類または証拠を偽造したまたは変造した場合

第9条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（第6条（支払保険金の範囲）②の費用に対する保険金請求権を除きます。以下この条において同様とします。）について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとし、
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して、その損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権は損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または差し押さえることはできません。ただし、(2)の①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合は、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。

第11条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、被保険者が、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
 - ① 反社会的勢力（暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下同様とします。）に該当すると認められること。

- ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- ④ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (2) (1)の規定による解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第4章基本条項第13条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) 保険契約者が、普通保険約款第4章基本条項第12条（重大事由による解除）(1)の③ア、からオ、までのいずれかに該当することにより同条(1)の規定による解除がなされた場合、または(1)の規定による解除がなされた場合には、普通保険約款第4章基本条項第12条（重大事由による解除）(3)および(2)の規定は、次の①または②のいずれかに該当する損害または費用については適用しません。
- ① (1)の①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害または費用
- ② (1)の①から⑤までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第12条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の請求をする場合は、次の①から⑤までの書類または証拠のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
- ② 保険証券
- ③ 損害見積書
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- ⑤ その他当会社が(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠としてこの保険契約に付帯される特約の規定に定めるものおよび保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めるもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者にかぎりません。③において同様とします。）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族（法律上の親族にかぎりません。③において同様とします。）のうち3親等内の者
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者または②以外の親族のうち3親等内の者
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日）をいいます。以下この条において同様とします。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑥までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効、取消または終了の事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数（①から⑤までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
- ② (1)の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

第14条（代 位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。以下この条において同様とします。）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために、当会社が必要とする書類または証拠の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。この場合において、普通保険約款第4章基本条項第24条（時効）の規定中、「第22条（保険金の請求）(1)に定める時」とあるのを「店舗賠償責任特約（企業総合補償用）第12条（保険金の請求）(1)に定める時」と読み替えるものとします。

VQ. 水災危険限定補償特約

第1条（保険金を支払う場合－水災）

当会社は、企業総合補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1章財物補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の⑤の規定にかかわらず、水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が別表の「損害保険金を支払う場合」⑦から⑥までのいずれかに該当する場合は、その損害に対して損害保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごと、に、保険の対象が屋外設備・装置（門、堀および垣を除きます。以下同様とします。）であるときは1基（主体となる屋外設備・装置およびこれと機能上分離できない関連付属の屋外設備・装置については、これらの全体を1基とみなします。以下同様とします。）ごとに、保険の対象が動産で建物または屋外設備・装置に収容されているときはこれを収容する建物またはこれを収容する屋外設備・装置1基ごと、建物または屋外設備・装置に収容されていないときはそれぞれその保険の対象ごとに行い、また、門、堀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

第2条（損害保険金の支払額－水災）

- (1) 当会社は、前条の規定により損害保険金を支払う場合は、別表の「損害保険金の額」の規定に従い、損害保険金を支払います。

- (2) 別表の②から④に基づいて当社が支払う損害保険金の額は、1回の事故につき、合算して1敷地内ごとに200万円を限度とします。
- (3) 当社は、普通保険約款第1章財物補償条項第1条（保険金を支払う場合）(3)の規定にかかわらず、前条に基づいて損害保険金を支払う場合には、費用保険金を支払いません。
- 第3条（準用規定）**
この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

別表

区分	損害保険金を支払う場合	損害保険金の額
①	保険の対象である建物に保険価額の30%以上の損害が生じた場合	普通保険約款第1章財物補償条項第4条（保険金の支払額）(1)に規定する損害の額に70%を乗じた金額から普通保険約款別表2に記載の免責金額を差し引いた金額に保険証券記載の縮小割合を乗じた金額を損害保険金の額とします。ただし、保険金額が保険価額より低い場合は、算出した損害保険金の額に、保険価額に対する保険金額の割合を乗じた額を損害保険金の額として支払います。
②	保険の対象である建物が、床上浸水（居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。以下②から④までにおいて同様とします。）または地盤面（床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。以下③および④において同様とします。）より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物に保険価額の15%以上30%未満の損害が生じた場合	普通保険約款第1章財物補償条項第4条（保険金の支払額）(1)および(4)の規定にかかわらず、次の算式（保険金額が保険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。）によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします。 〔保険金額 × 支払割合（10%）－ 普通保険約款別表2に記載の免責金額〕 × 保険証券記載の縮小割合 ＝ 損害保険金の額
③	①および②に該当しない場合において、保険の対象である建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物に損害が生じたとき	普通保険約款第1章財物補償条項第4条（保険金の支払額）(1)および(4)の規定にかかわらず、次の算式（保険金額が保険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。）によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、③および④に基づく保険金を合算して1敷地内ごとに100万円を限度とします。 〔保険金額 × 支払割合（5%）－ 普通保険約款別表2に記載の免責金額〕 × 保険証券記載の縮小割合＝損害保険金の額
④	保険の対象である設備・什器等または商品・製品等（商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。以下同様とします。）を収容する建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である設備・什器等または商品・製品等に損害が生じた場合	
⑤	保険の対象である屋外設備・装置、屋外設備・装置内に収容されている設備・什器等または商品・製品等、建物内または屋外設備・装置に収容されていない設備・什器等または商品・製品等に保険価額の30%以上の損害が生じた場合	普通保険約款第1章財物補償条項第4条（保険金の支払額）(1)に規定する損害の額に70%を乗じた金額から普通保険約款別表2に記載の免責金額を差し引いた金額に保険証券記載の縮小割合を乗じた金額を損害保険金の額とします。ただし、保険金額が保険価額より低い場合は、算出した損害保険金の額に、保険価額に対する保険金額の割合を乗じた額を損害保険金の額として支払います。

VS. 保険料の精算に関する追加特約（直近会計年度用）

第1条（保険料算出の基礎）

当社は、保険料の精算に関する特約（費用・利益補償条項）に基づいてこの保険契約の保険料を確定するために、保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度（注1）の翌会計年度（1年間）における営業収益等を用います。

(注1) 保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度
この保険契約に前契約（注2）がある場合は、前契約（注2）で保険料を確定するために用いた会計年度と読み替えて適用します。ただし、前契約（注2）が失効または解除となった場合を除きます。

(注2) 前契約
この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同一であり、保険期間の末日をこの保険契約の保険期間の初日とする保険契約をいいます。ただし、この特約が付帯された保険契約にかぎりです。

第2条（読替規定）

この特約により、当社は、保険料の精算に関する特約（費用・利益補償条項）第1条（保険料の精算）(1)を次のとおり読み替えて適用します。
「当社は、この特約に従い、保険料が営業収益等によって定められている場合は、保険料の確定が可能となった後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当会社に提出しなければなりません。ただし、当社がこれを要求しない場合を除きます。」

第3条（適用除外一失効・解除）

保険契約が失効または解除となった場合、当社は、第1条（保険料算出の基礎）および前条の規定を適用しません。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業総合補償保険普通保険約款、保険料の精算に関する特約（費用・利益補償条項）およびこれらに付帯された他の特約の規定を準用します。

VT. 保険料の精算に関する追加特約（直近月末用）

第1条（保険料算出の基礎）

当社は、保険料の精算に関する特約（費用・利益補償条項）に基づいてこの保険契約の保険料を確定するために、保険契約締結時に把握可能な直近の月末日（注1）の翌日から1年間における営業収益等を用います。

(注1) 保険契約締結時に把握可能な直近の月末日
この保険契約に前契約（注2）がある場合は、前契約（注2）で保険料を確定するために用いた営業収益等の集計期間の末日と読み替えて適用します。ただし、前契約（注2）が失効または解除となった場合を除きます。

(注2) 前契約
この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同一である保険契約であり、保険期間の末日をこの保険契約の保険期間の初日とする保険契約をいいます。ただし、この特約が付帯された保険契約にかぎりです。

第2条（読替規定）

この特約により、当社は、保険料の精算に関する特約（費用・利益補償条項）第1条（保険料の精算）(1)を次のとおり読み替えて適用します。
「当社は、この特約に従い、保険料が営業収益等によって定められている場合は、保険料の確定が可能となった後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当会社に提出しなければなりません。ただし、当社がこれを要求しない場合を除きます。」

第3条（適用除外一失効・解除）

保険契約が失効または解除となった場合、当社は、第1条（保険料算出の基礎）および前条の規定を適用しません。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業総合補償保険普通保険約款、保険料の精算に関する特約（費用・利益補償条項）およびこれらに付帯された他の特約の規定を準用します。

V X. 賃貸料補償特約（企業総合補償用）

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
賃貸料	建物の賃貸料（注）をいい、次の①から③までに掲げるものは含みません。また、賃借人のいない戸室については、それが一時的と認められる場合にかぎり、賃貸料（注）に算入します。 ① 水道、ガス、電気、電話等の使用料金 ② 権利金、礼金、敷金その他の一時金 ③ 賄料 （注） 賃貸料 区分して賃貸される建物の場合には、それぞれの戸室の賃貸料をその建物について合計した額をいいます。
復旧期間	保険の対象が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時またはそれに代わる他の建物を再取得した時までを要した期間をいいます。ただし、構造の改良または規模の拡張を伴った場合には、推定復旧期間（注）を超えないものとし、また、損害を受けた保険の対象の復旧または再取得をしない場合で、第4条（賃貸の非継続）ただし書に該当するときは、推定復旧期間（注）をもって復旧期間とみなします。 （注） 推定復旧期間 保険の対象を罹災直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間をいいます。
普通保険約款	企業総合補償保険普通保険約款をいいます。
保険価額	損失の原因となった第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生した時における保険の対象の賃貸料月額（注）に約定復旧期間月数を乗じた額をいいます。 （注） 賃貸料月額 賃貸料が月額でない場合は、月額に換算して算出します。
約定復旧期間	復旧期間を基準として、当会社と保険契約者との間で約定した保険証券記載の期間をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この特約に従い、この特約の保険の対象が普通保険約款第1章財物補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の①から⑨までに掲げる事故のうち、保険証券記載の事故の区分欄に「○」の記載がある事故によって損害を受けた結果生じた賃貸料の損失に対して、保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この特約の保険の対象に水災危険限定補償特約が付帯されている場合は、同特約で損害保険金を支払う場合に、その事故によって損害を受けた結果生じた賃貸料の損失に対して、保険金を支払います。

第2条（保険金支払の条件）

当会社は、保険の対象について生じた損害に対して、普通保険約款の規定により損害保険金が支払われる場合にかぎり、前条の賃貸料の損失に対して、保険金を支払います。

第3条（保険の対象の範囲）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第1章財物補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の⑥に掲げる事故については、次の①から③に掲げる特約が付帯されている場合は、保険の対象を次の表に定めるとおりとします。

特 約	保険の対象
① 電気的・機械的事故範囲限定補償特約（建物付帯設備・屋外ユーティリティ設備包括）（財物補償条項）	電気的・機械的事故範囲限定補償特約（建物付帯設備・屋外ユーティリティ設備包括）（財物補償条項）別表1に記載の機械、機械設備または装置。ただし同特約別表2に掲げるものを除きます。
② 電気的・機械的事故範囲限定補償特約（工場内受配電設備包括）（財物補償条項）	電気的・機械的事故範囲限定補償特約（工場内受配電設備包括）（財物補償条項）別表1に記載の機械、機械設備または装置。ただし同特約別表2に掲げるものを除きます。
③ 電気的・機械的事故範囲限定補償特約（工場内ユーティリティ設備包括）（財物補償条項）	電気的・機械的事故範囲限定補償特約（工場内ユーティリティ設備包括）（財物補償条項）別表1に記載の機械、機械設備または装置。ただし同特約別表2に掲げるものを除きます。

第4条（賃貸の非継続）

被保険者が、損害を受けた保険の対象の復旧もしくはそれに代わる他の建物の再取得をしない場合または復旧しもしくは再取得した建物の賃貸を継続しない場合は、この特約は、損失の原因となった第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生した時に効力を失います。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情がある場合を除きます。

第5条（保険金の支払額）

- (1) 当会社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき損失の額は、保険価額によって定めます。
- (2) 保険金額が保険価額と同額である場合またはこれを超える場合は、当会社は、保険価額を限度とし、賃貸料について復旧期間（注）内に生じた損失の額を、保険金として支払います。
- (3) 保険金額が保険価額より低い場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を、保険金として支払います。

賃貸料について復旧期間（注）内に生じた損失の額

×

保険金額

保険価額

=

保険金の額

（注） 復旧期間
約定復旧期間を限度とします。

第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等（注1）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき支払責任額の合計額が賃貸料について復旧期間（注2）内に生じた損失の額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

区 分	保険金の支払額
① 他の保険契約等（注1）から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
② 他の保険契約等（注1）から保険金または共済金が支払われた場合	前条に規定する保険金の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

- （注1） 他の保険契約等
第1条（保険金を支払う場合）の損失に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。
- （注2） 復旧期間
約定復旧期間を限度とします。

第7条（保険金支払の時期）

- (1) 当会社は、復旧期間が終了した後に保険金を支払います。
- (2) 復旧期間が1か月を超えた場合において、被保険者の要求があるときは、当会社は、(1)の規定にかかわらず、毎月末に保険金の内払をすることがあります。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

VW. 臨時費用保険金支払拡大特約（30％・500万円）

第1条（臨時費用保険金の支払額）

当会社は、この特約に従い、企業総合補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第4条（保険金の支払額）⑥(1)を、次のとおり読み替えて適用します。

費用保険金	支払うべき費用保険金の額
① 臨時費用保険金	第1条の損害保険金の30%に相当する額を支払います。 ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円を限度とします。

第2条（他の保険契約等がある場合の臨時費用保険金の支払限度額）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款別表3の3を、次のとおり読み替えて適用します。

	保険金の種類	支払限度額
3	第1章財物補償条項第1条（保険金を支払う場合）(3)の①の臨時費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円（他の保険契約等に、限度額500万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

W0．てん補期間の終期に関する特約（費用・利益補償条項）

第1条（用語の定義）

当会社は、この特約に従い、企業総合補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）＜用語の定義＞(3)第2章費用・利益補償条項に関する事項に規定する「てん補期間」の定義を、次のとおり読み替えて適用します。

用 語	定 義
てん補期間	保険金支払の対象となる期間であって、特に定める場合を除き事故が発生した時に始まり、次の①または②のいずれかに該当した時に終わります。ただし、いかなる場合も12か月を超えないものとします。 ① 事故が第2章費用・利益補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の事由である場合には、損害を受けた保険の対象が復旧された時。ただし、保険の対象を、事故発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。 ② 事故が第2章費用・利益補償条項第1条（保険金を支払う場合）(2)の事由である場合には、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または電信・電話の中継の中断または阻害が終了した時

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

W1．保険料の精算に関する特約（費用・利益補償条項）

第1条（保険料の精算）

- 当会社は、この特約に従い、保険料が営業収益等によって定められている場合は、保険契約終了後（保険期間が複数年の場合には、保険始期応当日経過後を含みます。）遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当会社に提出しなければなりません。ただし、当会社がこれを要求しない場合を除きます。
- 当会社は、保険期間中および保険契約終了後1年以内の期間において、保険料を算出するために必要があると認める場合は、いつでも保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。
- 当会社は、(1)の資料および(2)の規定によって閲覧した書類に基づき算出された保険料（当会社の定める最低保険料に達しない場合は最低保険料とします。）と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。
- 当会社は、この特約に従い、企業総合補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2章費用・利益補償条項第4条（保険金の支払額）(3)の規定を適用しません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

W2．損失の査定に関する特約（費用・利益補償条項）

第1条（読替規定）

- 当会社は、この特約に従い、企業総合補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）＜用語の定義＞(3)第2章費用・利益補償条項に関する事項のうち、次に掲げる用語を、次のとおり読み替えます。

用 語	定 義
標準営業収益	営業開始直後から事故発生直前までの一日平均の営業収益に補償期間日数を乗じた額をいいます。
利益率	営業開始直後から事故発生直前までの期間において、次の算式により得られた割合をいいます。 $\text{利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{経常費}}{\text{営業収益}}$ ただし、同期間中に営業損失が生じた場合は、次の算式により得られた割合とします。 $\text{利益率} = \frac{\text{経常費} - \text{営業損失}}{\text{営業収益}}$

- (1)の規定は、営業開始から事故発生日までの期間が12か月を超える場合は適用しません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

W3．敷地外ユーティリティ対象外特約（費用・利益補償条項）

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用 語	定 義
損失	喪失利益、収益減少防止費用および営業継続費用をいいます。

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約に従い、企業総合補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2章費用・利益補償条項第1条（保険金を支払う場合）(2)に規定する損失に対しては、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

W4．電氣的・機械的事故範囲限定補償特約（建物付帯設備・屋外ユーティリティ設備包括）（費用・利益補償条項）

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用 語	定 義
損失	喪失利益、収益減少防止費用および営業継続費用をいいます。

第1条（保険金を支払う場合－電氣的・機械的事故）

当会社は、この特約に従い、企業総合補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2章費用・利益補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の⑥の規定により支払われる保険金については、別表1に掲げる保険の対象（注）が損害を受けた結果発生した損失に対してのみ支払います。

（注） 保険の対象

別表2に掲げるものを除きます。

第2条（特約の適用範囲）

この特約は、保険の対象が工場物件以外の場合に適用します。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表1

次のa)からo)までに掲げる機械、機械設備または装置とします。

設備名称	機械、機械設備または装置
(a) 空調設備	温風暖房機、ボイラ付属装置、冷凍機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナ、ユニットクーラ、空気調和器、エアーカーテン装置、送風機、付属ポンプ類等
(b) 電気設備	変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、コンデンサ、リアクトル、充電設備、無停電装置、バッテリー、碍子・碍管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、照明器具、非常用発電設備、送受信設備装置、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導体、盗難防止装置、防災センター設備、火災報知設備、警報装置等
(c) 給排水・衛生・消火設備	給水設備、給湯設備、ソーラーシステム（太陽熱温水器）、衛生設備、飲料用冷水設備、排水設備、汚水処理設備、散水設備、井戸、各種消火設備等
(d) 昇降設備	エレベータ、エスカレータ、ダムウエータ等
(e) 駐車機械設備 駐輪場機械設備	駐車機械本体、駐輪場機械設備、電動発電機、巻上器、搬器、ガイドレール、扉、ターンテーブル、消火装置、制御装置
(f) 洗濯機械設備	洗濯機、脱水機、乾燥機、アイロナープレス機、 乾燥機 糊煮器
(g) ボイラ	ボイラ
(h) その他の設備	自動ドア設備、シャッター設備、ごみ処理設備、 じんかい 塵芥焼却設備等
(i) 配線・配管・ダクト設備	(a)から(h)までのいずれかの設備に付属する配線・配管・ダクト設備（注） （注）配線・配管・ダクト設備 駐車場専用建物に付随する駐車機械設備に付属する配線・配管・ダクト設備を除きます。
(j) 窓拭き用ゴンドラ設備	ゴンドラ吊上げ機、ゴンドラ、レール
(k) 回転展望台設備	回転台フレーム、回転用駆動装置、レール
(l) エア・シュータ設備	送風機、気送子、インターホン
(m) ネオンサイン設備	ネオンサイン本体、点滅装置、ネオントランス
(n) 厨房機械設備	炊・焼・揚・蒸・煮用機械設備、食器洗浄用消毒設備、米とぎ機、ミキサー、冷蔵庫（注）、湯沸器、アイスクリームフリーザ、アイスメーカーマシン、熱風消毒設備、ダムウエータ設備（注） 冷蔵庫 冷凍機を含みます。
(o) ボイラ付属設備	給水ポンプ、給水処理装置、油移送装置、水・油タンク、微粉炭装置、石灰運搬用ベルトコンベア、灰処理装置、自動制御装置、木屑輸送装置、蒸気アキュムレータ、貯湯槽、薬液注入装置、付属配管

別表2

次の(a)から(g)までに掲げるものについては、この特約の保険の対象から除きます。

(a) ベルト、ワイヤロープ（注）、チェーン、ゴムタイヤ、管球類 （注）ワイヤロープ エレベータのワイヤロープを除きます。
(b) 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型ロールその他の型類
(c) 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材。ただし、変圧器または開閉装置内の絶縁油ならびに水銀整流器内の水銀は、保険の対象に含みます。
(d) フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠

(e) コンクリート製・ゴム製・布製の機器または機具
(f) 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ
(g) 基礎（注1）、炉壁（注2）または予備用の部品（注3） （注1）基礎 アンカーボルトを含みます。 （注2）炉壁 ボイラの炉壁を除きます。 （注3）予備用の部品 保険証券に保険の対象として明記されている場合は、保険の対象に含めます。

W5. 電氣的・機械的事故範囲限定補償特約
（工場内受配電設備包括）（費用・利益補償条項）

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用 語	定 義
損失	喪失利益、収益減少防止費用および営業継続費用をいいます。

第1条（保険金を支払う場合－電氣的・機械的事故）

当会社は、この特約に従い、企業総合補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2章費用・利益補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の⑥の規定により支払われる保険金については、別表1に掲げる保険の対象（注）が損害を受けた結果発生した損失に対してのみ支払います。
（注） 保険の対象
別表2に掲げるものを除きます。

第2条（特約の適用範囲）

この特約は、保険の対象が工場物件の場合に適用します。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表1

次の(a)から(g)までに掲げる機械、機械設備または装置とします。

設備名称	機械、機械設備または装置
(a) 受変電設備	変圧器、電圧調整器、整流器、受配電盤、制御監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、蓄電器、リアクトル、充電設備、無停電装置、非常用発電設備、蓄電池、碍子・碍管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線等
(b) 配線設備	動力用および配電用の配線、配管、分電盤、ダクト、器具、支柱等
(c) 照明設備	照明器具等
(d) 放送・通信・時計・表示設備	送受信設備、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置等
(e) 保安設備	火災報知設備、盗難防止装置等
(f) 避雷針設備	突針、突針支持棒、接地電極、導体、 がい 碍子等
(g) 集中制御装置	受変電用および機械、機械設備または装置用の継電器盤、監視盤、操作盤等

別表2

次の(a)から(c)までに掲げるものについては、この特約の保険の対象から除きます。

(a) 別表1に記載された機械、機械設備または装置以外のものに付属する電気設備（注）ならびにこれらの機器相互間の配線 （注）電気設備 制御装置を含みます。

(b) 試験用または実験用の変電設備
(c) 炉または電解槽に用いられる変圧器、整流器、蓄電器

W6. 電氣的・機械的事故範囲限定補償特約

(工場内ユーティリティ設備包括)(費用・利益補償条項)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用 語	定 義
損失	喪失利益、収益減少防止費用および営業継続費用をいいます。

第1条 (保険金を支払う場合—電氣的・機械的事故)

当会社は、この特約に従い、企業総合補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2章費用・利益補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の⑥の規定により支払われる保険金については、別表1に掲げる保険の対象（注）が損害を受けた結果発生した損失に対してのみ支払います。

(注) 保険の対象
別表2に掲げるものを除きます。

第2条 (特約の適用範囲)

この特約は、保険の対象が工場物件の場合に適用します。

第3条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表1

保険証券記載の工場敷地内に設置されている次の(a)から(o)までに掲げるユーティリティ設備(注)、照明・通信・時計・表示設備、保安・消火設備および集中制御装置のすべてとします。

設備名称	機械、機械設備または装置
(a) 受変電設備	変圧器、電圧調整器、整流器、受配電盤、制御監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、蓄電器、リアクトル、充電設備、無停電装置、非常用発電設備、蓄電池、碍子・碍管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線等
(b) 配線設備	動力用および配電用の配線、配管、分電盤、ダクト、器具、支柱等
(c) 照明設備	照明器具等
(d) 放送・通信・時計・表示設備	送受信設備、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置等
(e) 保安設備	火災報知設備、盗難防止装置等
(f) 避雷針設備	突針、突針支持棒、接地電極、導体、碍子等
(g) 集中制御装置	受変電用および機械、機械設備または装置用の継電器盤、監視盤、操作盤等
(h) ボイラおよびボイラ付属設備	ボイラ、給水ポンプ、給水処理装置、油移送装置、水・油タンク、微粉炭装置、石灰運搬用ベルトコンベア、灰処理装置、自動制御装置、木屑輸送装置、蒸気アキュムレータ、貯湯槽、薬液注入装置、付属配管等
(i) 用水設備	給水設備、給湯設備、衛生設備、飲料用冷水設備、冷却塔、浄水装置、純水装置、ろ過機、圧縮機、ポンプ、タンク、水槽、配管等
(j) 燃料設備	圧縮機、ポンプ、燃料タンク、気化器、加熱器、配管等
(k) エア供給・ガス供給設備	空気圧縮機、エアレシーバ、脱湿装置、アフタークーラ、気化器、ポンプ、タンク、ダクト、配管等
(l) 消火設備	ポンプ、スプリンクラヘッド、タンク、水槽、配管等
(m) 蒸気タービン	蒸気タービン発電機

(n) 冷凍設備	冷凍機、冷却器、冷却塔、ポンプ、配管等のうち、この特約の保険の対象として保険証券に明記されたもの
(o) 排水処理設備	ばっく、曝気・凝集・沈殿槽、中和・調整槽、ろ過機、還元・攪拌槽、シックナ、圧縮機、ポンプ、配管等のうち、この特約の保険の対象として保険証券に明記されたもの

(注) ユーティリティ設備
工場敷地内で電力、蒸気、熱、用水、空気、燃料、ガス等を工場敷地内に設置された生産設備等に供給するために設けられた機械、機械設備または装置をいいます。

別表2

次の(a)から(e)までに掲げるものについては、この特約の保険の対象から除きます。

(a) 試験用または実験用の変電設備
(b) 炉または電解槽に用いられる変圧器、整流器または蓄電器
(c) コンクリート槽、コンクリート製・陶磁器製（注）・ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具 (注) 陶磁器製 碍子・碍管を除きます。
(d) 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ
(e) 別表1に記載された機械、機械設備または装置以外のものに付属する電気設備（注）、圧縮機・ポンプ・ろ過機・冷却器等の機器、タンク、ダクトおよび配管ならびにこれらの機器相互間の配線・配管 (注) 電気設備 制御装置を含みます。

W8. 敷地外物件補償特約 (費用・利益補償条項)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
記名敷地外者	保険証券記載の供給者または受入者をいいます。
損失	喪失利益、収益減少防止費用および営業継続費用をいいます。
普通保険約款	企業総合補償保険普通保険約款をいいます。

第1条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、この特約に従い、この特約の保険の対象が、普通保険約款第2章費用・利益補償条項によって補償される事故（注1）により損害を受けた結果、被保険者に発生した損失に対して、保険金を支払います。
- (2) 当会社が、(1)に基づいて支払う保険金は、次の①から③までのうち保険証券に記載されたものとします。

保 険 金	内 容
① 喪失利益保険金	喪失利益に対する保険金
② 収益減少防止費用保険金	収益減少防止費用に対する保険金
③ 営業継続費用保険金	営業継続費用に対する保険金

(注1) 普通保険約款第2章費用・利益補償条項によって補償される事故
保険証券記載の事故の区分欄に「X」の記載がある事故は除きます。

第2条 (保険の対象の範囲)

この特約の保険の対象の範囲は、普通保険約款第2章費用・利益補償条項第3条（保険の対象の範囲）の規定にかかわらず、記名敷地外者の敷地内に所在する建物または構築物およびこれらの所在する敷地内にある記名敷地外者が占有する物件とします。

第3条 (保険金の支払額)

- (1) 前条の保険の対象が第1条（保険金を支払う場合）の事故により損害を受けた結果発生した損失に対して当会社が支払うべき保険金の額は、普通保険約款第2章費用・利益補償条項第4条（保険金の支払額）(1)の①から④までに従って算出した額から⑤および⑥の額を差し引いた額とします。ただし、普通保険約款別表2に記載の支払限度額を上回る場合には、そ

- の支払限度額を保険金の額とします。
- (2) 営業につき次の①または②のいずれかに該当する特殊な事情がある場合は、当社は、利益損失の査定にあたり、被保険者との協議による合意に基づき標準営業収益および利益率につき公正な調整を行うものとし、
- ① てん補期間が1か月に満たない場合等標準営業収益からてん補期間中の営業収益を差し引いた額を収益減少額とすることが適当ではない場合
- ② 事業買収、事業売却等により事故発生直前12か月の営業収益を基準として標準営業収益を定めることが適当でない場合、または直近の会計年度（1か年間）の営業収益を基準として利益率を定めることが適当でない場合

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

W 9. 修理危険補償特約（費用・利益補償条項）

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用 語	定 義
損失	喪失利益、収益減少防止費用および営業継続費用をいいます。
普通保険約款	企業総合補償保険普通保険約款をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約に従い、普通保険約款第2章費用・利益補償条項第2条（保険金を支払わない場合）(5)の④の規定にかかわらず、保険の対象に対する修理、清掃、解体、据付等の作業上の過失または技術の拙劣により保険の対象が損害を受けた結果発生した損失に対して、保険金を支払います。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

WB. 食中毒・特定感染症利益補償特約（費用・利益補償条項）

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
感染症対策費用	次の①から③に定める費用をいいます。ただし、事故が発生した日から起算して30日以内に生じた消毒、検査ならびに予防に支出した妥当かつ必要と認められる費用とし、あらかじめ当会社の同意を得て支出したものにすぎます。 ① 消毒費用 感染症の蔓延または再発を防止するために、施設の消毒ならびにこれらに備え付けられている什器・備品・衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用 ② 検査費用 被保険者またはその使用人ごとに、感染症に罹患またはその疑いがある場合に感染有無を検査する際に支出した医療費、交通費等の費用。ただし、事故が発生して以降の初診時から感染有無を診断される時までの間において感染有無を診断するために支出した医療費および交通費等の費用をいい、感染有無の診断後に支出したものを除きます。 ③ 予防費用 被保険者またはその使用人への感染拡大防止のために講じた予防接種の費用
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）をいいます。
施設	保険証券の「保険の対象・敷地内名称」に記載された被保険者の営業施設をいいます。
指定感染症	感染症法に定める指定感染症をいい、特定感染症に該当するものを除きます。

消毒その他の措置	保健所その他の行政機関による施設の消毒命令等の措置であって、感染症法第5章（消毒その他の措置）に規定するものをいいます。
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにすぎります。）をいいます。ただし、事故の発生した日において、感染症法に規定する一類感染症、二類感染症または新型インフルエンザ等感染症に該当するものにすぎります。
損失	喪失利益および収益減少防止費用をいいます。
普通保険約款	企業総合補償保険普通保険約款をいいます。

第1条（保険金を支払う場合－食中毒の補償）

- 当社は、この特約に従い、次の①または②のいずれかに掲げる事故により、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、保険金を支払います。
- ① 施設における食中毒の発生または施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものにすぎります。
- ② ①の疑いがある場合における厚生労働大臣その他の行政機関による施設の営業の禁止、停止その他の処置の指示、命令等

第2条（保険金を支払う場合－感染症の補償）

- (1) 当社は、この特約に従い、次の①または②のいずれかに掲げる事故（注）により、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、保険金を支払います。
- ① 施設または施設が所在する建物等が次に掲げる感染症（以下「特定感染症」といいます。）の原因となる病原体に汚染されたこと。ただし、施設において感染症法の規定に基づき所轄保健所長への届出に関する定めがある場合は、所轄保健所長に届け出のあったものにすぎります。

ア.	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1型およびH7N9型のみ）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
イ.	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

- ② ①の疑いがある場合において、施設に対して消毒その他の措置がなされたこと。
- (2) 当社は、(1)の①または②のいずれかに該当する事故により被保険者が感染症対策費用を支出することによって生じた損害に対して、この特約の規定に従い、感染症対策費用保険金を支払います。
- (3) 当社は、次の①に該当する事故によって生じた②の損害または損失に対して、この特約の規定に従い、保険金を支払います。
- ① 施設または施設が所在する建物等が指定感染症の原因となる病原体に汚染されたまたは汚染された疑いがある場合において、消毒その他の措置がなされたこと。
- ② 被保険者が施設の消毒、隔離その他の処置に要する費用（付随的に支出する費用を含みます。）を支出することによって被る損害またはその処置によって営業が休止もしくは阻害されたために生じた損失
- (注) 事故

第2条（保険金を支払う場合－感染症の補償）(1)の①の事故においては、被保険者が①の事実を発見した時または消毒その他の措置がなされた時のいずれか早いほうを事故が発生した時とみなします。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、次の①から⑩までのいずれかに該当する事由によって生じた損害および損失に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失
- ② 被保険者（注2）または被保険者の法定代理人の故意または重大な過失による法令違反
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ 労働争議中の暴力行為、破壊行為、その他の違法行為または秩序の混乱
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑦ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災

- ⑧ 脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為
- ⑨ 都道府県知事等からの要請に基づく自主休業。ただし、実際に事故があった場合を除きます。
- ⑩ この特約の保険責任開始日の翌日から起算して14日以内に発生した特定感染症または指定感染症による事故。ただし、この保険契約が継続契約（注5）である場合を除きます。
- (注1) 保険契約者、被保険者
保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 被保険者
被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- (注4) 核燃料物質（注3）によって汚染された物質
原子核分裂生成物を含みます。
- (注5) 継続契約
感染症による損失を補償する特約を付帯した保険契約を前契約とし、前契約と全部または一部に対して支払責任が同一の保険契約であって、前契約の保険期間の末日（失効日または解除日）を含みます。）を保険期間の初日とし、かつ、被保険者を同一として当会社と締結された保険契約をいいます。

第4条（保険金の支払額－食中毒の補償）

- 第1条（保険金を支払う場合－食中毒の補償）により当会社が支払うべき保険金の額は、復旧期間から、その事故の発生した日を含む最初の24時間（保険証券にこれと異なる免責時間の記載がある場合は、その免責時間とします。）を控除した残りの期間により普通保険約款第2章費用・利益補償条項第4条（保険金の支払額）の規定に従い算出するものとします。

第5条（保険金の支払額－感染症の補償）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合－感染症の補償）(1)により当会社が支払うべき保険金の額は、復旧期間から、その事故の発生した日を含む最初の24時間（保険証券にこれと異なる免責時間の記載がある場合は、その免責時間とします。）を控除した残りの期間により普通保険約款第2章費用・利益補償条項第4条（保険金の支払額）の規定に従い算出する（注1）ものとなります。ただし、保険金支払い対象となるてん補期間は下表を限度とします。

特定感染症	てん補期間
第2条（保険金を支払う場合－感染症の補償）(1)①ア.	1事故あたり14日
第2条（保険金を支払う場合－感染症の補償）(1)①イ.	1事故あたり5日

- (2) 第2条（保険金を支払う場合－感染症の補償）(2)により当会社が支払うべき感染症対策費用保険金の額は、1回の事故につき100万円を限度とします。
- (3) 第2条（保険金を支払う場合－感染症の補償）(3)により当会社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき加入単位（注2）に応じて20万円とし、保険金を支払うべき事故が保険期間中に2回以上発生したときであっても、保険期間を通じて加入単位（注2）に応じて20万円を限度とします。
- (4) (1)から(2)の規定により算出した第2条（保険金を支払う場合－感染症の補償）(1)から(2)に基づき支払う保険金の額が、1回の事故につき合算して500万円または普通保険約款別表2に定める支払限度額を上回る場合は、当会社が支払うべき保険金の額はそのいずれか低い額を限度とします。
- (注1) 普通保険約款第2章費用・利益補償条項第4条（保険金の支払額）の規定に従い算出する
収益減少防止費用には感染症対策費用は含みません。
- (注2) 加入単位
保険証券に添付されるこの特約の明細書に記載の敷地内または事業所を1つの加入単位とし、複数の敷地内または事業所に対して包括して保険金額を定める場合であっても同様とします。以下同様とします。

第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- 第2条（保険金を支払う場合－感染症の補償）(3)に規定する内容の全部または一部に対して支払責任が同一である他の保険契約または共済契約（以下「他の保険契約等」といいます。）がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額が、加入単位に対して20万円を超えるときは、当会社は、次の①または②のいずれかに定める額を第2条(3)の保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
20万円
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

20万円から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額

第7条（事故の通知）

保険契約者または被保険者は、第2条（保険金を支払う場合－感染症の補償）(3)の事故が発生したことを知った場合は、事故発生の日時および場所、事故の状況ならびに第2条(3)に規定する処置の日時を遅滞なく、書面で当会社に通知しなければなりません。

第8条（保険金請求の手続き）

- (1) 普通保険約款第4章基本条項第22条（保険金の請求）の規定にかかわらず、第2条（保険金を支払う場合－感染症の補償）(3)の事故については、当会社に対する保険金請求権は、事故が発生し、かつ、施設の消毒、隔離その他の処置が行われたまたはその処置を行う日時が確定した時から、これを行えるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から③の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
- ② 第2条（保険金を支払う場合－感染症の補償）(3)に規定する処置を行うことが確認できる書類
- ③ その他当会社が必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として当会社が求めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（準用規定）

- (1) 当会社は、この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当会社は、普通保険約款第2章費用・利益補償条項第2条（保険金を支払わない場合）および同第3条（保険の対象の範囲）の規定は準用しません。

WC. 保険金の縮小払に関する特約（費用・利益補償条項）

第1条（保険金の支払額）

当会社が支払うべき企業総合補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2章費用・利益補償条項第1条（保険金を支払う場合）の保険金の額は、それぞれ普通保険約款第2章費用・利益補償条項第4条（保険金の支払額）の規定によって算出した額に保険証券記載の事故の種類に応じた縮小てん補割合を乗じて得た金額とします。

第2条（保険金の支払額）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

WD. 詐欺・横領危険補償特約（費用・利益補償条項）

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用 語	定 義
損失	喪失利益、収益減少防止費用および営業継続費用をいいます。
普通保険約款	企業総合補償保険普通保険約款をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第2章費用・利益補償条項第2条（保険金を支払わない場合）(5)の③の規定にかかわらず、詐欺または横領により保険の対象が損害を受けた結果発生した損失に対して、保険金を支払います。ただし、同条(5)の④に該当する場合を除きます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

WE. 約定てん補期間に関する特約（費用・利益補償条項）

第1条（補償期間）

当会社は、この特約に従い、企業総合補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」とい

います。)＜用語の定義＞(3)第2章費用・利益補償条項に関する事項に規定する「てん補期間」の定義を、次のとおり読み替えて適用します。

用 語	定 義
てん補期間	保険金支払の対象となる期間であって、特に定める場合を除き事故が発生した時に始まり、その事故の営業に対する影響が消滅した状態に、営業収益が復した時もしくは営業収益が復したと認められる時のいずれか早い時に終わります。ただし、契約時に約定したてん補期間を超えないものとします。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

WF. 保険金の縮小払に関する特約（食中毒・特定感染症利益補償特約用）

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用 語	定 義
食中毒・特定感染症利益補償特約	食中毒・特定感染症利益補償特約（費用・利益補償条項）をいいます。

第1条（保険金の支払額）

- (1) 当会社が支払うべき食中毒・特定感染症利益補償特約第1条（保険金を支払う場合―食中毒の補償）の保険金の額は、同特約第4条（保険金の支払額―食中毒の補償）の規定によって算出した額に保険証券記載の事故の種類に応じた保険証券記載の縮小てん補割合を乗じて得た金額とします。
- (2) 当会社が支払うべき食中毒・特定感染症利益補償特約第2条（保険金を支払う場合―感染症の補償）(1)および(2)の保険金の額は、同特約第5条（保険金の支払額―感染症の補償）(1)および(2)の規定によって算出した額に保険証券記載の事故の種類に応じた保険証券記載の縮小てん補割合を乗じて得た金額とし、同条(4)および(5)の規定を適用します。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および食中毒・特定感染症利益補償特約の規定を準用します。

WH. 破壊行為危険補償特約（費用・利益補償条項）

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用 語	定 義
損失	喪失利益、収益減少防止費用および営業継続費用をいいます。
普通保険約款	企業総合補償保険普通保険約款をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第2章費用・利益補償条項第2条（保険金を支払わない場合）(4)の③の規定にかかわらず、労働争議中の暴力行為、破壊行為、その他の違法行為または秩序の混乱により保険の対象が損害を受けた結果発生した損失に対して、保険金を支払います。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

YW. サイバー攻撃等対象外特約（企業総合補償用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
悪意のあるコード	コンピュータウィルス、トロイの木馬、キーロガー、スパイウェア、アドウェア、ワーム、ロジックボム等の有害なソフトウェアコードをいいます。

コンピュータシステム	コンピュータ、無線・モバイル通信機器、入力・出力機器、データ記憶機器等のハードウェアまたはソフトウェアをいい、これらをつなぐ通信用回線を含みます。
サイバー攻撃等	次の①から⑤に掲げる行為が実施されることをいいます。 ① コンピュータシステム上の電子データまたはソフトウェアの盗難、改ざんまたは破壊 ② コンピュータシステムに対する不正なアクセスおよび使用等 ③ コンピュータシステムに対するDoS攻撃またはそのアクセスの制限もしくは禁止 ④ コンピュータシステムへの悪意のあるコードの送信 ⑤ その他①から④に類似する行為
ソフトウェア	コンピュータシステムに対して何らかの動作を処理させるための命令、手順等を記述したプログラム、コードまたはアプリケーションをいい、電子データを含みません。
電子データ	電子的方式で記録または保存された情報をいいます。
DoS攻撃	コンピュータシステムがサービスを提供できない状態にすること等を目的とし、コンピュータシステムに対して過剰な負荷をかける意図的な行為をいいます。
不正なアクセスおよび使用等	次の①または②をいいます。 ① コンピュータシステムの正当な使用権限を有さない者によるコンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの正当な使用権限を有する者によるコンピュータシステムを管理するものにより許可されていない方法によるコンピュータシステムへのアクセス ② コンピュータシステムの正当な使用権限を有さない者によるコンピュータシステムの使用またはコンピュータシステムの正当な使用権限を有する者によるコンピュータシステムを管理するものにより意図された目的以外でのコンピュータシステムの使用

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、企業総合補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）および付帯された他の特約の規定にかかわらず、直接であると間接であるとを問わずサイバー攻撃等の結果として生じた損害、損失または費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険の対象（注1）に火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。

（注1） 保険の対象

この保険契約に休業損失補償条項の補償がある場合または利益損失もしくは営業継続費用を補償する特約が付帯されている場合において、休業損失補償条項または特約の規定により敷地外ユーティリティ設備または敷地外物件（注2）が保険の対象に含まれるときであっても、ただし書の適用においては、これらの物件は保険の対象に含まないものとします。

（注2） 敷地外物件

供給者または受入者（以下「敷地外者」といいます。）の敷地内に所在する建物または構築物およびこれらの所在する敷地内にある敷地外者が占有する物件をいいます。

第3条（情報メディア等損害補償特約との関係）

この保険契約に情報メディア等損害補償特約が付帯されている場合は、前条の規定にかかわらず、情報メディア等損害補償特約の規定に従い、メディア損害保険金を支払います。

第4条（特約の適用範囲）

この特約は、一部または全部が事業の用に供される保険の対象に対して適用されます。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

YX. 残存物の再利用・再資源化に関する特約

第1条（残存物の取片づけ方法の決定）

当会社は、企業総合補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）および付帯された他の特約の規定において、損害保険金および費用保険金が支払われる場合は、残存物の取片づけ方法（取りこわし方法、取片づけ清掃方法および撤出方法をいいます。）について、当会社と被保険者が協議のうえで、決定するものとします。

第2条（残存物の再利用・再資源化）

当社は、第1条（残存物の取片づけ方法の決定）に規定する残存物の取片づけ方法の協議にあたっては、残存物の再利用または再資源化を検討します。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

Y Y．提携業者の紹介に関する特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
提携業者	当社が提携している工務店等の事業者をいいます。
残存物の取片づけ	損害を受けた保険の対象の残存物の取りこわし、取片づけ清掃および搬出をいいます。

第1条（提携業者の紹介）

当社は、企業総合補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）および付帯された他の特約の規定において、損害保険金および費用保険金が支払われる場合は、被保険者の同意を得て、当社が紹介する提携業者が修理等（注）を行うことができるものとします。

（注）修理等

損害の調査、損害の査定、修理、残存物の取片づけ等をいいます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

22 先物契約特約（地震保険）

この契約については、保険期間開始の時に使用されている料率表によるものとします。

23 自動継続特約（地震保険）

第1条（自動継続の方法）

- この保険契約は、保険期間が満了する日の3か月前の日までに保険契約者または当社から書面による反対の申出がない場合には、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数（この保険契約が付帯される保険契約の契約年度の開始日以降の時にこの保険契約を付帯したときは、1年とします。）とする継続の申出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合を除きます。
- 継続される保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超えないものとします。

第2条（保険料の払込方法）

- 保険契約者は、前条の規定により継続された保険契約の保険料をその継続保険期間の初日（以下「払込期日」といいます。）までに払い込まなければなりません。
- 保険契約者が(1)の払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠ったときは、当社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以降に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- 保険契約者が(2)の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当社は、この特約の規定中「翌月末」とあるのを「翌々月の25日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対して当社が別に定める額をあわせて請求できるものとします。

第3条（保険料不払の場合の失効）

保険契約の継続のつど継続される保険契約の保険料が払込期日の属する月の翌月末までに当社に払い込まれないときは、保険契約は払込期日に遡ってその効力を失います。

第4条（継続契約の保険証券）

継続された保険契約については、当社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券とその継続契約の保険料に対する領収証とをもってこれに代えることができます。

第5条（継続契約に適用される制度または料率等）

当社が制度または料率等（注）を改定した場合は、継続された保険契約には、保険期間の初日における制度または料率等（注）を適用するものとします。

（注）制度または料率等

地震保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）およびこれに付帯される特約、保険引受に関する制度、保険料率等をいいます。

第6条（普通約款との関係）

- 第1条（自動継続の方法）の規定は普通保険約款第10条（告知義務）(2)および第11条（通知義務）(2)の効力を妨げないものとします。
- この特約は、普通保険約款第34条（保険契約の継続）の規定とはかかわりありません。

24 長期保険保険料払込特約（地震保険用）

第1条（保険料の返還または請求—通知義務の場合）

地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(2)の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(2)の規定にかかわらず、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第2条（保険料の返還—失効等の場合）

- 保険契約が失効となる場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還—無効、失効等の場合）(3)の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。
- 地震保険普通保険約款第33条（付帯される保険契約との関係）(2)の規定によりこの保険契約が終了する場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還—無効、失効等の場合）(4)の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第3条（保険料の返還—保険金額の調整の場合）

地震保険普通保険約款第17条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、地震保険普通保険約款第24条（保険料の返還—保険金額の調整の場合）(2)の規定にかかわらず、当社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第4条（保険料の返還—解除の場合）

地震保険普通保険約款第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)もしくは(6)、第19条（重大事由による解除）(1)または第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合または地震保険普通保険約款第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、地震保険普通保険約款第25条（保険料の返還—解除の場合）の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第5条（保険料の返還または請求—料率改定の場合）

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の途中で改定された場合においても、当社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第6条（保険料の返還—保険金を支払った場合）

地震保険普通保険約款第32条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合には、当社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度（注）を経過した以後の期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

（注）保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震保険普通保険約款の規定を準用します。

未経過料率係数表

経過年数 経過月数	2年契約		3年契約			4年契約				5年契約				
	0年	1年	0年	1年	2年	0年	1年	2年	3年	0年	1年	2年	3年	4年
1か月まで	92%	44%	95%	62%	30%	96%	71%	47%	22%	97%	77%	57%	38%	18%
2か月まで	88%	40%	92%	59%	27%	94%	69%	45%	20%	95%	75%	56%	36%	16%
3か月まで	84%	36%	89%	57%	24%	92%	67%	43%	18%	93%	74%	54%	34%	15%
4か月まで	80%	32%	86%	54%	22%	90%	65%	41%	16%	92%	72%	52%	33%	13%
5か月まで	76%	28%	84%	51%	19%	88%	63%	39%	14%	90%	70%	51%	31%	11%
6か月まで	72%	24%	81%	49%	16%	86%	61%	37%	12%	88%	69%	49%	29%	10%
7か月まで	68%	20%	78%	46%	14%	84%	59%	35%	10%	87%	67%	48%	28%	8%
8か月まで	64%	16%	76%	43%	11%	82%	57%	33%	8%	85%	66%	46%	26%	7%
9か月まで	60%	12%	73%	41%	8%	80%	55%	31%	6%	84%	64%	44%	25%	5%
10か月まで	56%	8%	70%	38%	5%	78%	53%	29%	4%	82%	62%	43%	23%	3%
11か月まで	52%	4%	68%	35%	3%	75%	51%	27%	2%	80%	61%	41%	21%	2%
12か月まで	48%	0%	65%	32%	0%	73%	49%	24%	0%	79%	59%	39%	20%	0%

(注) 経過月数につき1か月未満の端日数は、1か月として計算します。

危険品級別表

級 別	A 級 危 険 品
分 類	
1. ガス (常温、常圧においてガス状を示す物質で支燃性・酸化性・可燃性のいずれかの性質を有するもの)	
2. 引火性液体 (常温、常圧において液状を示す物質でタグ密閉式試験法によって引火点が測定されるもの)	弱引火性液体 1)引火点70℃以上200℃未満の液体 2)引火点200℃以上250℃未満の動植物油類 (1)鉱物油類：重油3種、潤滑油 等 (2)化 学 品：アニリン、ドデカン 等 (3)混 合 物：印刷用インキ、油性塗料 等 (4)動植物油類：はっか油、芥油 等
3. 引火性固体 (常圧、40℃以下において固体の物質でセタ密閉式試験法によって引火点が測定されるもの)	弱引火性固体 1)引火点100℃未満の固体 2)引火点100℃以上で発熱量34kJ/g以上の固体 (1)鉱物油類：アスファルト、鉱ろう 等 (2)化 学 品：ステアリン酸、エイコサン 等 (3)動植物油類：ラノリン、松脂、牛脂 等
4. 酸化性液体 (物質内に酸素を有する無機不燃性液体で可燃物と混触発火し激しく燃焼し時に爆発するもの)	
5. 酸化性固体 (物質内に酸素を有する無機不燃性固体で可燃物と混触発火し激しく燃焼し時に爆発するもの)	酸化性固体 加熱・衝撃に対する安定性が認められるが、酸化力が強く可燃物と接触、または混合すると発火し急速な燃焼を起こす固体 硝酸ナトリウム、重クロム酸カリウム、過硫酸カリウム 等
6. 発火性・禁水性物質 (空気中で、または水と接触し発火するか、または水と接触し可燃性ガスを発生させる還元性の液体または固体)	
7. 爆発性物質 (物質内に酸素を有する可燃性物質で加熱、衝撃により急速に発熱・分解し、またある条件では爆轟する熱的に不安定な液体または固体)	
8. 易燃性固体 (比較的低温で着火し易く燃焼速度が大きい有機固体、水と接触し水を発生する金属類及び高発熱量で燃焼し易い合成樹脂類等)	低易燃性固体 着火性の低い有機可燃固体であるが、一旦着火すると自己の燃焼熱により急速に燃焼し通常の消火活動では容易に消せない固体 (1)繊維・紙類：鉄帯（線）締め綿花、麻類 等 (2)粉 末 類：炭素粉末、ポリエチレン粉末 等 (3)そ の 他：フォームスチレン 等

級 別	B 級 危 険 品
分 類	
1. ガス (常温、常圧においてガス状を示す物質で支燃性・酸化性・可燃性のいずれかの性質を有するもの)	支燃性・酸化性・弱燃性ガス 可燃物との共存下で激しい燃焼を起こす支燃性・酸化性ガス及び爆発性混合気を形成しにくい弱燃性のガス 塩素、酸素、フッ素 等

2. 引火性液体 (常温、常圧において液状を示す物質でタグ密閉式試験法によって引火点が測定されるもの)	中引火性液体 引火点21℃以上70℃未満の液体 (1)鉱物油類：重油1種・2種、灯油、軽油 等 (2)化 学 品：デカン、クメン、スチレン 等 (3)混 合 物：ワニス、エナメル、シンナー 等 (4)動植物油類：テレピン油、ショウノウ油、レモン油 等
3. 引火性固体 (常圧、40℃以下において固体の物質でセタ密閉式試験法によって引火点が測定されるもの)	
4. 酸化性液体 (物質内に酸素を有する無機不燃性液体で可燃物と混触発火し激しく燃焼し時に爆発するもの)	強酸化性液体 可燃物と混合すると著しく加熱・衝撃に敏感になり急速な分解・発熱を起こし易い不安定な液体 濃硝酸、発煙硝酸、濃硫酸、発煙硫酸、クロロスルホン酸 等
5. 酸化性固体 (物質内に酸素を有する無機不燃性固体で可燃物と混触発火し激しく燃焼し時に爆発するもの)	強酸化性固体 加熱・衝撃に敏感で分解の恐れがあり、可燃物と混合すると酸化剤の形状によらず急速に燃焼する固体 硝酸バリウム、硝酸マンガン 等
6. 発火性・禁水性物質 (空気中で、または水と接触し発火するか、または水と接触し可燃性ガスを発生させる還元性の液体または固体)	発火性・禁水性物質 自己の還元力による自然発火の可能性は低いが、水との共存下では激しく反応し発熱するか、もしくは可燃性気体を発生させる物質 水素化ホウ素ナトリウム、生石灰、五塩化リン 等
7. 爆発性物質 (物質内に酸素を有する可燃性物質で加熱、衝撃により急速に発熱・分解し、またある条件では爆轟する熱的に不安定な液体または固体)	反応性物質 自己の酸化力・分解性による爆発の危険性は高くはないが、熱的に不安定であり、着火すると急速な燃焼を起こす物質 緩燃導火線
8. 易燃性固体 (比較的低温で着火し易く燃焼速度が大きい有機固体、水と接触し水を発生する金属類及び高発熱量で燃焼し易い合成樹脂類等)	中易燃性固体 水と反応し自然発火する金属類及び着火性・発熱量共に高く、着火すると消火が困難になる固体 (1)繊維・紙類：綿花、ぼろ、屑物類、油紙、油布 等 (2)金 属 粉 末：亜鉛粉末、鉄粉末、マンガン粉末 等

級 別	特 別 危 険 品
分 類	
1. ガス (常温、常圧においてガス状を示す物質で支燃性・酸化性・可燃性のいずれかの性質を有するもの)	可燃性ガス それ自身が可燃性であり、噴出すると空気と容易に爆発性混合気を形成するガス アセチレン、エタン、塩化メチル、酸化エチレン、水素、石炭ガス、硫化水素 等
2. 引火性液体 (常温、常圧において液状を示す物質でタグ密閉式試験法によって引火点が測定されるもの)	強引火性液体 引火点21℃未満の液体 (1)鉱物油類：ガソリン、ナフサ、原油 等 (2)化 学 品：アセトン、シクロペンタン 等 (3)混 合 物：ラッカー、合成樹脂塗料 等
3. 引火性固体 (常圧、40℃以下において固体の物質でセタ密閉式試験法によって引火点が測定されるもの)	

4. 酸化性液体 (物質内に酸素を有する無機不燃性液体で可燃物と混触発火し激しく燃焼時に爆発するもの)	
5. 酸化性固体 (物質内に酸素を有する無機不燃性固体で可燃物と混触発火し激しく燃焼時に爆発するもの)	激酸化性固体 加熱・衝撃に敏感で発火の恐れがあり、日光でも分解・発熱することがあり、可燃物と混合すると爆発し易くなる固体 塩素酸ナトリウム、塩素酸カリウム、過マンガン酸カリウム 等
6. 発火性・禁水性物質 (空気中で、または水と接触し発火するか、または水と接触し可燃性ガスを発生させる還元性の液体または固体)	強発火性・禁水性物質 自然発火の可能性がある、水との共存下では激しく反応し発火するか、もしくは可燃性気体を発生させる物質 (1)活 性 金 属：リチウム、ナトリウム、カリウム 等 (2)カーバイド：炭化アルミニウム、炭化カルシウム 等 (3)そ の 他：水素化アルミニウム、リン化ナトリウム 等
7. 爆発性物質 (物質内に酸素を有する可燃性物質で加熱、衝撃により急速に発熱・分解し、またある条件では爆轟する熱的に不安定な液体または固体)	高反応性物質 爆発の危険性が高く熱的に非常に不安定であり、着火すると急速な燃焼を伴って、条件によっては爆轟する物質 (1)火薬類：黒色火薬、ダイナマイト、カーリット 等 (2)化学品：過酸化ベンゾイル、ニトログリセリン、ピクリン酸 等 (3)その他：セルロイド 等
8. 易燃性固体 (比較的低温で着火し易く燃焼速度が大きい有機固体、水と接触し水素を発生する金属類及び高発熱量で燃焼し易い合成樹脂類等)	高易燃性固体 摩擦・衝撃・小炎により容易に発火・着火し、反応・燃焼の過程で可燃性気体を発生させる固体 (1)金属粉末：アルミニウム粉末、マグネシウム粉末、ジルコニウム粉末 等 (2)そ の 他：硫黄、赤リン 等

— ヌ 毛 —

— ヌ 毛 —

— ヌ 毛 —

— ヌ 毛 —

— ヌ 毛 —

— ヌ 毛 —

◆おかけ間違いにご注意ください。

保険金支払いに関する苦情・ご相談窓口

【保険金支払ご相談窓口】 0120-668-292

＜受付時間＞ 平 日：午前9時～午後5時（土・日・祝日、12/31～1/3はお休みとさせていただきます。）

保険金支払いの無責免責事案に関する第三者への不服申立窓口

保険金のご請求に対して、すでに損保ジャパンがお支払いの対象とならない旨をご通知した事案につきまして、損保ジャパン窓口（保険金サービス課や「保険金支払ご相談窓口」）によるご説明にご納得がいただけない場合、次の窓口より第三者（社外弁護士）へ不服の申し立てを行うことができます。

【無責免責不服申立窓口】 0120-388-885

＜受付時間＞ 平 日：午前10時～午後6時（土・日・祝日、年末年始はお休みとさせていただきます。）

1. ご利用いただける方

保険金を請求されたご本人（保険金請求権者）またはご本人から委任を受けた代理人

※代理人の場合は、保険金請求権者からの委任内容を委任状・印鑑証明などで確認させていただくことがあります。

2. お申し立て後の対応

「無責免責不服申立窓口」（社外弁護士）で受け付けした不服申し立てにつきましては、損保ジャパンが設置する「保険金審査会制度」の中で、社外有識者による審査を行います。

その審査結果は「無責免責不服申立窓口」（社外弁護士）を通じてご回答します。

なお、本審査制度の対象外とさせていただく事案がございますので、あらかじめご了承ください。

そんぽADRセンター

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808

＜通話料有料＞

＜受付時間＞ 平 日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日、年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

◆おかけ間違いにご注意ください。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】 0120-727-110

＜受付時間＞ 24時間365日

●インターネットでのご連絡

損保ジャパン 火災事故

検索

<https://www.sompo-japan.co.jp/covenanter/acontact/>



損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容・手続きに関するお問い合わせは、取扱代理店までご連絡ください。
その他のお問い合わせは、公式ウェブサイトでご確認いただけます。

【公式ウェブサイト】 <https://www.sompo-japan.co.jp/>

【カスタマーセンター】 0120-888-089

＜受付時間＞ 平日：午前9時～午後8時 土・日・祝日：午前9時～午後5時
(12月31日～1月3日は休業)

※お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

＜公式ウェブサイト＞<https://www.sompo-japan.co.jp/>